

|               |                                                                                                                                                    |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【表紙】          |                                                                                                                                                    |
| 【提出書類】        | 有価証券報告書                                                                                                                                            |
| 【提出先】         | 関東財務局長                                                                                                                                             |
| 【提出日】         | 平成28年 8 月31日                                                                                                                                       |
| 【計算期間】        | 第 4 期（自 平成27年 3 月 1 日 至 平成28年 2 月29日）                                                                                                              |
| 【ファンド名】       | ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110<br>(Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1110, a Series Trust of Nomura Select Series Trust) |
| 【発行者名】        | グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー<br>(Global Funds Management S.A.)                                                                                          |
| 【代表者の役職氏名】    | 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カプラス<br>(Director and Conducting Officer, Jean-François Caprasse)                                                              |
| 【本店の所在の場所】    | ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ<br>ガスペリッシュ通り33番 A棟<br>(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)                          |
| 【代理人の氏名又は名称】  | 弁護士 田中 収                                                                                                                                           |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所                                                                                                    |
| 【事務連絡者氏名】     | 弁護士 奥田 美希                                                                                                                                          |
| 【連絡場所】        | 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所                                                                                                    |
| 【電話番号】        | 03 (6894) 4061                                                                                                                                     |
| 【縦覧に供する場所】    | 該当事項はありません。                                                                                                                                        |

注 1 ) 米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、それぞれ平成28年 8 月 1 日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（それぞれ、1 米ドル = 102.45円、1 豪ドル = 77.74円および 1 ユーロ = 114.46円）によります。

注 2 ) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

注 3 ) 本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年 3 月 1 日に始まり 2 月末日に終了する 1 年をいいます。ただし、第 1 期計算期間とは、平成23年10月25日（ファンドの運用開始日）から平成25年 2 月 28日までの期間を指します。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110（以下「ファンド」といいます。）の投資目的は、主に1つまたは複数の分離口座プラットフォーム（マネージド・アカウント・プラットフォーム）の分離口座（マネージド・アカウント）のパフォーマンスに連動する収益を追求することです。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」といいます。）は、主に、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー（以下「本債券発行会社」といいます。）が125億米ドル ユーロ・ノート・プログラム（以下「本債券プログラム」といいます。）に基づいて発行した米ドル建て2017年満期エクイティリンク償還債券（以下「本債券」といいます。）に、投資を行うことを通じて、その目的の達成を目指します。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、野村ホールディングス株式会社（以下「本債券保証会社」といいます。）により保証されています。本書において、「本債券保有者」とは、ファンドの勘定で本債券を保有する受託会社（以下に定義します。）を指すことがあります。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行されるファンドの受益証券（以下「受益証券」といいます。）数に制限はなく、管理会社の決定に従い、無額面です。

###### b. ファンドの性格

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、受託会社と管理会社の間で締結された2009年12月10日付マスター信託証書（2015年5月29日付修正証書により修正済。）（以下総称して「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に従い組成されています。トラストについて、個別のポートフォリオまたはシリーズ（それぞれ以下「シリーズ・トラスト」といいます。）（当該シリーズ・トラストに資産および負債が帰属します。）が設定および設立される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証書、2011年5月24日付追補証書および2011年8月23日付修正追補証書（以下マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成されるシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（CSSF）の規制下にありますが、トラストはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。トラストは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの個人投資家への受益証券の販売活動は、投資信託の運用に関する2010年12月17日付ルクセンブルグ投信法（随時改正されます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

管理会社は、ファンドの勘定でファンドの受益証券の発行を行う独占的権限ならびに信託証書、ファンドの目論見書、該当する追補証書および適用法の規定に常に従い、一般的に受益証券の発行および買戻し、純資産価格（以下に定義します。）の算出、ファンドの信託財産からの（もしあれば）分配の支払ならびにファンドの信託財産を構成する資産の投資のための手配または監督を含むファンドの業務一般の管理を行う独占的権限を有するものとします。

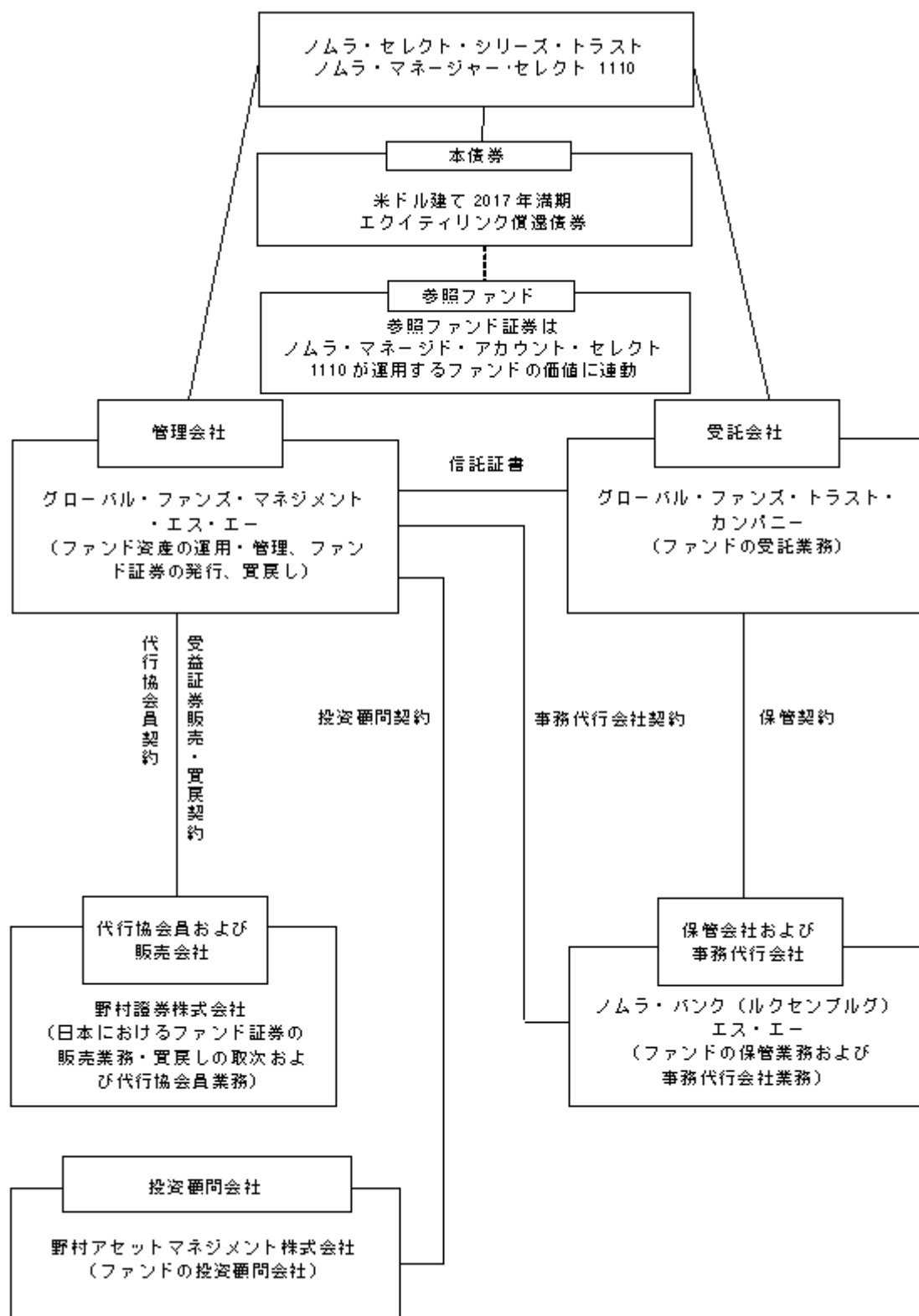
##### （２）【ファンドの沿革】

|             |            |
|-------------|------------|
| 1991年7月8日   | 管理会社設立     |
| 2009年12月10日 | マスター信託証書締結 |
| 2011年5月24日  | 追補証書締結     |

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 2011年 8 月23日 | 修正追補証書締結               |
| 2011年10月25日  | ファンドの運用開始              |
| 2015年 5 月29日 | 修正証書締結                 |
| 2015年 6 月30日 | 2015年 5 月29日付修正証書の効力発生 |

## ( 3 ) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名称                                                                                      | ファンド運営上の役割         | 契約等の概要                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー<br>(Global Funds Management S.A.)                               | 管理会社               | 信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。                                                                                                                                                                                        |
| グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー<br>(Global Funds Trust Company)<br>(以下「受託会社」といいます。)               | 受託会社               | 信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。                                                                                                                                                                                                            |
| ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー<br>(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)<br>(以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。) | 保管会社および事務代行会社      | 2011年5月24日付で受託会社との間で保管契約(2011年8月23日付改訂保管契約により修正済。)(以下「保管契約」といいます。)(注1)を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。<br>2011年5月24日付で管理会社との間で事務代行会社契約(2011年8月23日付改訂事務代行会社契約により修正済。)(以下「事務代行会社契約」といいます。)(注2)を締結。ファンドの管理業務について規定しています。                                        |
| 野村證券株式会社<br>(以下「代行協会員」または「販売会社」といいます。)                                                  | 代行協会員および日本における販売会社 | 2011年9月12日付で管理会社との間で代行協会員契約(2015年5月20日付(2015年6月26日付で効力発生)で修正済)(以下「代行協会員契約」といいます。)(注3)を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。<br>2011年9月12日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。)(注4)を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。                              |
| 野村アセットマネジメント株式会社<br>(以下「NAM」または「投資顧問会社」といいます。)                                          | 投資顧問会社             | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFRT」といいます。)(注5)が2011年5月24日付で管理会社との間で投資顧問契約(2011年8月23日付改訂投資顧問契約により修正済。)(以下「投資顧問契約」といいます。)(注5)を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。2015年10月1日付でNFRTがリテール運用関連事業を分割し、NAMが当該事業を承継したことに伴い、2015年10月1日以降、ファンドの投資顧問会社はNFRTからNAMに変更されました。 |

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

(注2) 事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務一般を遂行する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびにファンド証券に関する目論見書(以下「目論見書」といいます。)(注5)および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

（注５）投資顧問契約とは、ファンドの資産のほぼすべてを本債券に投資し、ファンドの投資目的に照らした投資ポートフォリオの妥当性ならびにファンドのＡクラス受益証券およびＤクラス受益証券に関する為替ヘッジ取引（以下に定義します。）に際し、管理会社を支援することを約する契約です。

## 管理会社の概要

### （ ）設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年８月10日法（随時改正されます。）（以下「1915年８月10日法」といいます。なお、「ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）」という場合があります。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年７月８日に設立されました。

1915年８月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

2010年法第16章のもと、管理会社として以下の２種類の免許を取得することができます。

(a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および理事会によるEU通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ビークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命した上で、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で１つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社

(b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有する管理会社

管理会社は、AIFMDに基づくAIFMとして認可されています。

### （ ）事業の目的

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第１条第46項に規定されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

(a) 2013年法の第５条第２項および別表Ⅰに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

(b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年法第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第５条第４項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

### （ ）資本金の額（2016年６月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,292万円）で、2016年６月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、１株25,000ユーロ（約286万円）の記名式株式15株を発行済です。

### （ ）会社の沿革

1991年７月８日設立。

### （ ）大株主の状況

（2016年６月末日現在）

| 名称                                                           | 住所                                                                                                                        | 所有株式数   | 比率          |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|
| ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）<br>エス・エー<br>（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.） | ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ<br>ガスペリッシュ通り33番 A棟<br>（Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg） | 株<br>15 | %<br>100.00 |

#### （４）【ファンドに係る法制度の概要】

##### （ ）準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および本規則（以下に定義します。）により規制されています。

##### （ ）準拠法の内容

###### 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の大部分およびこの分野に関する英国判例法の大部分を採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管会社としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

###### ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（その後の改正を含みます。）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。以下合わせて「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新設の一般投資家向け投資信託に、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に対する一般投資家向け投資信託免許を受けるための申請を義務づけることにより運用されています。交付される投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の1つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産価格ならびに発行価格および買戻価格の計算方法、証券に付随する権利および制限が変更される条件および状況（該当する場合）を含む一般投資家向け投資信託の証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、一般投資家向け投資信託の証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などに関する条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託がミューチュアル・ファンド法に従い、CIMAが承認した事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。事務代行会社を変更する場合、当該変更の1ヶ月前までに書面でCIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および事務代行会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前の承認を得ずに事務代行会社を変更することはできません。

さらに事務代行会社は、投資家が通常の営業時間内に閲覧することができるよう、投資家名簿の写しを保管し、投資家が一般投資家向け投資信託の証券の直近の発行価格および償還価格または買戻価格を請求に応じて無料で入手することができるようにしなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（優良ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資家および保管会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければなりません。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびインベストメント・アドバイザー以外のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、インベストメン

ト・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を得なければなりません。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。中間財務諸表については、当該一般投資家向け投資信託の目論見書に記載した要領で作成したものを配付すればよいものとされています。

## （５）【開示制度の概要】

### A．ケイマン諸島における開示

#### ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出されなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）（ミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2012年）およびミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2015年））による改正を含みます。）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （ ）弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しているもしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- （ ）ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法（2013年改正）（金融庁（改正）法（2015年））による改正を含みます。）、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ（Deloitte & Touche）です。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- （ ）ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- （ ）受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従うファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- （ ）ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- （ ）ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末後、6ヶ月が終了した日から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- ( ) ファンドの名称およびすべての旧名称
- ( ) 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- ( ) 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
- ( ) 純資産額
- ( ) 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- ( ) 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- ( ) 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- ( ) 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- ( ) ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（事務代行会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（保管会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

#### 受益者に対する開示

##### 会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、毎年2月に属する評価日に係る計算日（それぞれ以下に定義します。）の純資産価格となります。各評価日における純資産価格は、原則として、受益者名簿に名前のある各受益者に対して、評価日に係る計算日における純資産価格の計算後に、事務代行会社の事務所に閲覧可能となります。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、原則として決算日から120日以内および当該半期終了時から60日以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、事務代行会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年2月末に終了します。

## B. 日本における開示

### 監督官庁に対する開示

- ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（ ）ファンドの名称、（ ）管理会社等の情報、（ ）ファンドの目的・特色、（ ）投資リスク、（ ）運用実績および（ ）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他」の関係法人の概況）から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項につい

て変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。

( )投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証券を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証券を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実が販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

( 6 ) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、その財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社の取締役は、高額の罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、または投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図、もしくは任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言する者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

## 2 【投資方針】

( 1 ) 【投資方針】

**主要な投資目的**

ファンドの投資目的は、主に1つまたは複数の分離口座プラットフォームの分離口座のパフォーマンスに連動する収益を追求することです。

管理会社は、主に本債券発行会社が本債券プログラムに基づいて発行した本債券に投資を行うことを通じて、その目的の達成を目指します。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、本債券保証会社により保証されています。

本債券発行会社は、1986年1月22日に英国において有限責任会社として設立され、1986年10月27日に株式会社として登録されました。本債券発行会社は野村ホールディングス株式会社のヨーロッパにおける中核持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの完全子会社です。本債券発行会社は、2000年金融サービスおよび市場法に基づく預金預入機関として英国金融行為監督機構の認可を受けその規制下にあります。また、1987年銀行法に従ったイングランド銀行の認可を取得しています。

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（ファンドの設立に関する費用ならびにファンドの期中の手数料および費用の総額を控除後）は、本債券に投資されています。本債券へ投資しないファンドの資産は、現金および現金同等物で保有します。

本債券の投資収益は、2011年4月11日にケイマン諸島において有限責任会社として設立されたノムラ・マネージド・アカウント・セレクト 1110（以下「参照ファンド」といいます。）が発行した米ドル建てクラス証券（以下「参照ファンド証券」といいます。）のパフォーマンスに連動します。参照ファンドが

投資する分離口座は、ノムラ・インベストメント・カンパニー（バミューダ）リミテッドにより選定されています。参照ファンドに関する情報（その投資目的および戦略ならびに投資方針を含みます。）は、下記の「本債券」および「（２）投資対象」の項に記載されています。

本規則および信託証書に従い、管理会社は投資顧問会社を、本規則におけるサブアドバイザーとして起用しています。投資顧問会社はファンドの資産のほとんどすべて（現金ならびに下記の為替ヘッジ取引に利用されるＡクラス受益証券およびＤクラス受益証券のファンドの資産の一部を除きます。）を本債券に投資します。管理会社はまた、ファンドの現金残高管理のためにも投資顧問会社を起用しています。

### 為替ヘッジ取引

本債券は米ドル建てです。管理会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引（銀行間取引市場における為替先渡し取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、または一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品等（以下総称して「為替ヘッジ取引」といいます。））を計画し実行する責任を有します。為替ヘッジ取引は、為替リスクを低減（ただし完全に排除することではありません。）し、Ａクラス受益証券を米ドルの対日本円での価値の下落、Ｄクラス受益証券を米ドルの対豪ドルでの価値の下落から保護することを目的としています。為替ヘッジ取引を計画し実行するためまたは実行の準備をするために、管理会社は投資顧問会社を起用しています。為替ヘッジ取引が計画どおりに行われる場合、その取引は主に、その時点のＡクラス受益証券の日本円による価値またはＤクラス受益証券の豪ドルによる価値をそれぞれ維持することを目標とします。

為替ヘッジ取引の実現および未実現の損益は、それぞれのクラスの受益証券に帰属します。その損益を予想することはできず、多大なものとなる場合があります。また、その損益は、主に、Ａクラス受益証券の場合は、米ドルと日本円の金利差、またＤクラス受益証券の場合は、米ドルと豪ドルの金利差により決まります。

Ｂクラス受益証券は、日本円に対する米ドルの価値が下落するリスクにさらされており、為替ヘッジ取引に関連する費用および収益のいずれも帰属しません。

### 本債券

本債券の要項の概要は以下のとおりです。

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 「本債券発行会社」  | ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー |
| 「本債券保証会社」  | 野村ホールディングス株式会社             |
| 「計算代理人」    | ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー     |
| 「指定通貨」     | 米ドル                        |
| 「発行価格」     | 額面総額の100%                  |
| 「券面額」      | 各本債券につき1,000米ドル            |
| 「計算金額」     | 各本債券につき1,000米ドル            |
| 「発行日」      | 2011年10月27日                |
| 「満期日」      | 2017年２月16日                 |
| 「償還／支払の基準」 | エクイティリンク償還                 |

## 「1口当りの最終償還額」

計算代理人が決定する各計算金額に関し、満期日に支払われる最終償還額は、期限前に償還または買戻しおよび消却がなされた場合を除いて、かつ以下に記載される条件を前提として、以下のとおりとします。

計算金額×(最終価格/当初価格) - 本債券管理報酬

本書において、

「1ヶ月米ドルLIBOR」とは、当該日から2ロンドン営業日（以下に定義します。）前の日において、午前11時（ロンドン時間）にロイター・ページLIBOR01に掲載されている1ヶ月間の米ドル建て預金の貸出金利をいいます。かかるレートがロイター・ページLIBOR01に掲載されていない場合、当該レートは適切な市場慣行に従い、計算代理人により決定されます。

「カットオフ日」は、計算代理人による本債券予定評価日、早期償還予定評価日または当初決定予定日（場合による）（それぞれ以下に定義します。）における決定に従い、本債券予定評価日、早期償還予定評価日または当初決定予定日（場合による）から180ロンドン営業日後の日とします。

「最終価格」とは、参照ファンド事務代行会社（以下に定義します。）（または計算代理人により随時任命されるその他の者）により本債券評価日（以下に定義します。）に公表される（またはその他の方法で通知される）参照ファンド証券1口当り純資産価格（以下に定義します。）をいいます。

「当初決定日」とは、当初決定予定日をいいます。

「当初価格」とは、参照ファンド事務代行会社（または計算代理人により随時任命されるその他の者）により当初決定日に公表される（またはその他の方法で通知される）参照ファンド証券1口当り純資産価格をいいます。

「ロンドンおよびルクセンブルグ営業日」とは、ロンドンおよびルクセンブルグにおいて、商業銀行および外国為替市場が決済を行い、外国為替取引および外貨預金等の一般業務を行っている日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。

「ロンドン営業日」とは、ロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が決済を行い、外国為替取引および外貨預金等の一般業務を行っている日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。

「本債券管理手数料」は、 $0.35\% \times N$ とします。

上記において、

Nとは、当初決定日（当日を含みます。）から本債券評価日（当日を除きます。）までの間に経過した年数（またはその一部）に相当します。

1年に満たない期間についての計算は、当該暦日数を、（うるう年でない場合は）365または（うるう年の場合は）366で除した値に基づいて決定されます。

「当初決定予定日」とは、2011年11月8日をいいます。

「本債券予定評価日」とは、以下のいずれかのうち、早い方の日をいいます。

- ( )2017年2月7日（すなわち、2017年1月における参照ファンド評価日に関して予定された参照ファンド純資産価格公表日（それぞれ以下に定義します。））
- ( )2017年1月における参照ファンド評価日に関する実際の参照ファンド純資産価格公表日

「参照ファンド事務代行会社」とは、SS&Cテクノロジーズ・インクまたは適切に任命されたその後任者をいいます。

「参照ファンド営業日」とは、ケイマン諸島およびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が決済を行い、外国為替取引および外貨預金等の一般業務を行っている日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。

「参照ファンド運用会社」とは、バミューダで設立された会社であるノムラ・インベストメント・カンパニー（バミューダ）リミテッドまたは適切に任命されたその後任者をいいます。

「参照ファンド純資産価格公表日」とは、参照ファンド評価日に關し、参照ファンド証券1口当り純資産価格が公表された日または参照ファンド運用会社から計算代理人がこれを別途入手した日をいい、関連する参照ファンド評価日から5参照ファンド営業日後の日またはその前後の日となる予定です。

「参照ファンド純資産価格」とは、参照ファンド評価日に關し、参照ファンド事務代行会社により、参照ファンドの資産合計から参照ファンドの関連する負債合計を控除した価額として計算される参照ファンドの公式な純資産価格をいいます。

「参照ファンド証券1口当り純資産価格」とは、参照ファンド純資産価格公表日において、参照ファンド事務代行会社（または計算代理人により随時決定されるその他の者）により決定および公表される、参照ファンド純資産価格を発行済または発行済とみなされる参照ファンド証券の口数で除した価格をいいます。

「参照ファンド評価日」とは、以下の双方をいいます。

- ( )2011年11月4日（以下「参照ファンドの当初発行日」といいます。）
- ( )上記以後、各月最終の参照ファンド営業日

「本債券評価日」とは、本債券予定評価日をいいます。ただし、本債券予定評価日に変更事由または混乱事由が発生した場合、誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人は、カットオフ日以前の日まで本債券評価日を延期することができます。

疑義を避けるために付言すれば、参照ファンドの総資産の計算にあたって参照ファンド事務代行会社は、参照ファンド評価日付またはその直前の評価日付として公表された分離口座の公式純資産価格を使用します。

## 「早期償還」

本債券は、本債券発行会社から本債券保有者に通知される日（以下「早期償還日」といいます。）に早期償還することができます。かかる早期償還は、以下のいずれかの場合に発生する可能性があります。

- ( ) 特定の税務上または規制上の事由が発生した場合
- ( ) 債務不履行が発生した場合
- ( ) 参照ファンドに関し、変更事由または混乱事由が発生し、継続している場合
- ( ) 参照ファンド証券 1 口当り純資産価格の計算および / または公表が、参照ファンド事務代行会社または計算代理人が随時決定するその他の者により、中止および / または制限されている場合

本債券が早期償還日に償還される場合、1,000米ドル未満の水準で償還される場合があります。

「早期償還時に支払われる  
1 口当り早期償還額」

誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人が、必要とみなされる要因を考慮し、早期償還費用（以下に定義します。）を控除して決定するところに従い、早期償還日における本債券の償還を目的として本債券の価値を計算する日（以下「早期償還予定評価日」といいます。）として本債券発行会社から本債券保有者に通知する日における各本債券の公正市場価値に相当する価格とします。

「早期償還費用」とは、早期償還に関し発生した、または本債券発行会社もしくはその関係会社が負担したすべての費用の合計額を比例配分した本債券 1 口当りの費用（0 以上を条件とします。）をいいます。かかる費用には、誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人が決定するところに全面的に従い、資金調達に関連する費用および本債券に関するヘッジ・ポジションの解除に伴う費用を含みますが、これらに限られません。

早期償還予定評価日において、変更事由および混乱事由が存在している場合、誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人は、当該日をカットオフ日以前の日まで延期することができるため、（必要に応じ）早期償還日も延期することができます。

## 「適格投資家」

( ) 「米国人」（1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づく規則第902条に定義されます。）でない自然人、会社もしくは団体、( ) 「非米国人」（米国商品取引所法第4.7条に定義されます。）である自然人、会社もしくは団体、( ) ケイマン諸島の市民もしくは居住者でないか、もしくはケイマン諸島に住所を置く自然人、会社もしくは団体（ケイマン諸島で設立された免税団体または非居住の団体を除きます。）でない自然人、会社もしくは団体、または( ) 上記( )、( ) もしくは( ) に記載された自然人もしくは団体の保管者・名義人もしくは受託者でない自然人、会社もしくは団体をいいます。

## 「流通市場」

ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー(かかる立場において以下「ディーラー」といいます。)は、正常な市況下において、毎月末(以下「本債券買戻日」といいます。)において、2011年12月における本債券買戻日(当日を含みます。)から2016年12月における本債券買戻日(当日を含みます。)までの期間中、該当する公式債券価格(以下に定義します。)で本債券の買戻しを提案する意向です。しかしながら、あらゆる本債券について市場が継続的に設けられるまたはかかる市場が流動的であり続ける保証はありません。

本債券保有者は、本債券カットオフ日(以下に定義します。)の午後3時(ロンドン時間)までにディーラーに送達するよう、ディーラーに買戻しを要求する本債券を明記した買戻通知を送達することができます。各買戻通知は、買戻通知の対象となる本債券の数(1口の整数倍とし、10口以上またはディーラーが単独および絶対的な裁量により決定するその他の数とします。)を明記するものとします。

「本債券カットオフ日」とは、該当する本債券買戻日が属する月の12暦日(かかる12暦日がロンドンおよびルクセンブルグ営業日でない場合、翌ロンドンおよびルクセンブルグ営業日が、かかる12暦日とみなされます。)をいいます。

「公式債券価格」とは、本債券買戻日に関し、以下を反映してノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーがその裁量で決定する額をいいます。

- ( ) 該当する本債券買戻日に関する参照ファンド証券1口当り純資産価格から
- ( ) 該当する本債券買戻日に関し、参照ファンド純資産価格公表日(当日を含みます。)までに発生した本債券管理報酬を控除し、
- ( ) 通常、本債券1口当りの計算金額の0.50%に相当すると予想されるスプレッド(以下「スプレッド」といいます。)を控除します。

正常な市況下において、月末における公式債券価格は、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーにより、翌月の12暦日(以下「公式債券価格公表日」といいます。)までに提供される予定です。

該当する本債券買戻日に関する送金は、米ドル建てで電信送金により行われ、本債券買戻日の属する月の翌月の19暦日(またはそれ以前)に行われる予定です。

ディーラーは、正常な市況下において、本債券の価格を示す予定ですが、示される価格の保証はなく、ディーラーが本債券の買戻しを提案する保証はありません。

特に、該当する本債券買戻日の買戻通知について、ディーラーが変更事由または混乱事由(以下に記載します。)の発生を認識した場合、公式債券価格の発表を遅らせる(またその結果かかる公式債券価格に関する買戻しに係る送金を遅らせる)可能性があり、かつ/または買戻通知全体を受け付けられない可能性があります。

## 変更、混乱および終了に関する規定

本債券の期間中、下記の事由のいずれかが発生した場合、これらの事由に対応するため、計算代理人が本債券の発行要項（以下「本債券発行要項」といいます。）を調整しなければならない可能性があり、一定の状況下においては、参照ファンド証券に対する本債券のエクスポージャーが、潜在的には永久に0%（すなわち準備資産（下記「混乱事由」に記載されます。）に対するエクスポージャーが100%）としなければならない可能性があります。

いかなる時点においても、参照ファンド事務代行会社（または計算代理人が随時決定するその他の者）による、参照ファンド証券の計算または公表の基準が変更された場合、計算代理人は、その単独の裁量で適当であるとみなすところに従い、最終償還額の計算の基準または本債券のその他の条件について対応する調整を行うことができますが、その義務はありません。

## 変更事由

計算代理人が下記のいずれか（それぞれ以下「変更事由」といいます。）を認識した場合、誠意を持って商取引上の合理的な方法で行う計算代理人は、合理的および適当であるとみなすところに従い、本債券発行要項に対応する調整を行うことができ、かつ当初決定予定日、本債券予定評価日または早期償還予定評価日に関し、かかる変更事由が発生したまたはカットオフ日までの間に存続している場合、計算代理人はかかる調整を行うものとします。

- (a) 参照ファンド証券1口当り純資産価格が、予定されている日（すなわち参照ファンド評価日後の5参照ファンド営業日目の日またはその前後の日、およびいかなる場合においても該当する参照ファンド評価日の属する月の翌月の9暦日）に公表されないまたは計算代理人が別途入手できない場合
- (b) 参照ファンドおよび/もしくは参照ファンド運用会社が手数料もしくは取引規則を課した場合、または参照ファンド証券の取引に係る有効原価を増加させる事由（税控除または源泉徴収を含みますが、これらに限られません。）が発生した場合
- (c) 参照ファンド証券1口当り純資産価格および将来における当該価格の公表が、信頼性がなく、不正確であり、または表示が誤っている場合
- (d) 参照ファンド証券の償還に関する支払が、参照ファンド証券の指定通貨による現金以外の方法で行われた場合

かかる調整には、当初価格、最終価格または早期償還額の決定に際し、上記の事由の結果、存在しないまたは公表された参照ファンド証券1口当り純資産価格の代わりに、見積もられたまたは修正された当該価格を利用することを含む場合があります。見積もられたまたは修正された当該価格は、市場実勢、入手可能な最新の参照ファンド証券1口当り純資産価格（適当である場合）および/または計算代理人が関連性があるとみなすその他の条件等の要因に基づきますが、これらに限られません。

## 混乱事由

- (a) 参照ファンド証券1口当り純資産価格の公表が永続的に中止された場合
- (b) 参照ファンドおよび/または参照ファンド運用会社の清算、解散または終了についての命令が出された場合または有効な決議が可決された場合
- (c) 参照ファンドおよび/または参照ファンド運用会社が適法に契約を締結し、権利の行使を開始し、その義務の履行および義務の遵守のために実行、充足または完了が必要なまたは必要であった、あらゆる時点における合意、承認、許可、免責、提出、許諾、命令、記録または登録の取得または発効が実行されず、充足されずまたは完了していないか、これらの取り消された行為、条件または状況等
- (d) 裁判所、政府機関または規制当局もしくは監督官庁において、参照ファンドならびに/または参照ファンド運用会社、それらのグループの一員もしくは参照ファンドおよび/もしくは参照ファンド運用会社に対しサービスを提供する契約を締結している会社に対して法的措置、訴訟、法的手続き、審理または調査が提起もしくは実行され、または係属中であり、計算代理人が単独の裁量により重大であると考えられる場合
- (e) 本債券に関する関連価格の計算について定める参照ファンドおよび/または参照ファンド証券の利用に関する条件または契約（ライセンス契約、取引契約および報告上の要件等がありますが、これらに限られません。）が履行されないか、または変更もしくは取り消された場合
- (f) 参照ファンド証券1口当り純資産価格および将来における当該価格の公表が、入手不可能であるか、信頼性がないか、不正確であるか、または表示が誤っている場合
- (g) ( )参照ファンドに関し計算代理人に提供された情報が、程度を問わず、誤解を招くかもしくは不正確である場合、または( )参照ファンドに関し計算代理人に以前に提供された情報と合わせて考慮さ

れると、参照ファンドの業績、運営または運用に対する計算代理人の見解に悪影響を及ぼす可能性がある  
ある新たな情報が明らかになった場合

(h)参照ファンドに関する条件、事由、状況、事実または事情（詐欺、参照ファンド運用会社の変更、参照ファンド運用会社の後任者の任命、参照ファンドの義務を履行する主要な人員の変更、参照ファンドによる投資目的に対する違反、参照ファンドに適用される投資目的、手法または制限の変更、参照ファンドの重要な契約の規定の修正等がありますが、これらに限られない。）が発生し、計算代理人  
が単独の裁量により重大であると考えする場合

(i)参照ファンド証券の取引日程が変更され、その申込みおよび／または償還の流動性が減少した場合  
（参照ファンド証券の償還に関する支払が、参照ファンド証券の指定通貨による現金以外の方法で行  
われる場合を含みますが、これらに限られません。）、参照ファンド証券の強制償還が決定された場  
合、当初決定日以降、参照ファンドの運用資産が著しく減少した場合、または（参照ファンドの目論  
見書において許可されている事由であっても）参照ファンド証券の保有もしくはあらゆる性質の取引  
の全部もしくは一部を、永続的もしくは一時的に制限するその他の事由が発生した場合

計算代理人が上記のいずれか（それぞれ以下「混乱事由」といいます。）を認識した場合、下記の双方  
またはいずれかを行うことができます。

(1)誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人は、合理的および適当であるとみなすこ  
所に従い、本債券発行要項に対する調整を行うことができ、また当初決定予定日、本債券予定評価  
日または早期償還予定評価日に関し、かかる混乱事由がカットオフ日までの間に発生または存続して  
いる場合、かかる調整を行うものとします。かかる調整には、当初価格、最終価格または早期償還額  
の決定に際し、上記の事由の結果、存在しないまたは公表された参照ファンド証券１口当り純資産価  
格の代わりに、見積もられたまたは修正された当該価格を利用することも含む場合があります。見積  
もられたまたは修正された当該価格は、市場実勢、入手可能であった最新の参照ファンド証券１口当  
り純資産価格（適当である場合）および計算代理人が関連性があるとみなすその他の条件等を含みま  
すが、これらに限られない要因に基づきます。

(2)誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人は、理論上、計算代理人が誠意を持って  
商取引上の合理的な方法で決定した価格（以下「理論上の売却価格」といいます。）で参照ファンド  
証券を売却または償還し、一度受領した手取金を理論上の代替資産（１ヶ月米ドルLIBORに等しい  
レートで利息を得る固定利付ユニットであり、以下「準備資産」といいます。）に配分することによ  
り、かかる状況を是正することができますが、その義務はありません。かかる時点以降、本債券保有  
者は、計算代理人が単独の裁量により、計算代理人が決定する価格での参照ファンド証券の仮定上お  
よび想定上の購入により、参照ファンド証券へのエクスポージャーが復元可能であるとされた時点に  
おいて、かかる混乱事由が存在しなくなった場合を除き、準備資産に100%のエクスポージャーを有  
することとなります。理論上の売却価格は計算代理人により決定され、混乱事由が発生し、継続して  
いる場合、その水準または価格は、入手可能な最新の参照ファンド証券１口当り純資産価格より大幅  
に低い可能性が高く、０である可能性もあります。

## （２）【投資対象】

ファンドの資産の大部分は本債券に投資され、本債券の投資収益は参照ファンド証券のパフォーマンスに  
連動します。

### 参照ファンド

参照ファンドに関する下記の情報は、参照ファンドの目論見書（2011年８月付。以下「参照ファンドの  
目論見書」といいます。）から入手したものです。管理会社、受託会社、販売会社、本債券発行会社、本  
債券保証会社、計算代理人またはそれらの関連会社のいずれも、その情報の正確性または適切性を確認し  
ておらず、参照ファンド運用会社または参照ファンドのいずれも管理会社、受託会社、販売会社、本債券  
発行会社、本債券保有者または受益者に対して、かかる情報の正確性または適切性について保証する義務  
を負いません。管理会社、受託会社、販売会社、本債券発行会社、本債券保証会社、計算代理人またはそ  
れらの関連会社のいずれも、かかる情報の正確性または完全性について責任を負いません。

ノムラ・マネージド・アカウント・セレクト 1110は、ケイマン諸島で設立された会社です。

参照ファンドは、参照ファンド運用会社により運用されています。参照ファンドに関する投資運用義務  
に関し、参照ファンド運用会社は、サービス・レベル契約に従い、野村ファンド・リサーチ・アンド・テ  
クノロジー株式会社から非一任型の助言およびその他のサービスを受けています。

## 投資目的

参照ファンドの投資目的は、通常様々な分離口座を提供する1つまたは複数のプラットフォーム（マネージド・アカウント・プラットフォーム。以下「分離口座プラットフォーム」といいます。）を通じて、分離口座（マネージド・アカウント。以下「分離口座」といいます。）に主に（ただし、これに限定せず）投資することにより、収益を追求することです。分離口座に対して直接、または分離口座へのフィーダーファンド（以下「フィーダーファンド」といいます。）となる、一連のプールされた投資ビークルを通じて間接的に投資することがあります。分離口座プラットフォームについての詳細は、下記のとおりです。

各分離口座の資産は、外部のヘッジ・ファンド・マネージャー（以下「マネージャー」といいます。）により運用され、そのマネージャーは、マネージャーと分離口座の間の投資顧問契約に従い、（一定のガイドラインに基づき）分離口座について投資判断を行う一任型の裁量を有しています。

一般に、各分離口座の投資目的は、そのマネージャーにより決定される1つ以上の投資戦略に投資することにより資産の増加を達成することです。

下記の投資手法に従い、参照ファンド運用会社は、分離口座プラットフォーム、分離口座および投資家にとって最善の利益となると考えるその他の投資商品の選定について単独の裁量を有します。

参照ファンド運用会社は、下記の戦略を採用し、分離口座の資産配分を変更することにより、参照ファンドの投資目的の達成を目指します。

- ・マクロ
- ・相対価値
- ・イベント分析
- ・マネージド・フューチャーズ
- ・株式ロング・ショート
- ・転換社債裁定
- ・債券
- ・破綻証券
- ・マルチ・ストラテジー

参照ファンドが投資目的を達成するまたは損失を発生させないという保証はありません。

## 投資手法

通常、参照ファンドは、分離口座、現金、現金同等物および短期金融商品のみに、直接または間接に投資します。参照ファンドは、為替ヘッジまたはその他のヘッジを目的として、デリバティブ取引を行うこともあります。

参照ファンド運用会社は、参照ファンドのほぼすべての資産を各分離口座ごとの上限額などを勘案しながら分離口座に配分しますが、参照ファンド運用会社は、単独の裁量によりいつでもその配分を変更する（かつその他の分離口座に配分を行う）ことができます。

## 分離口座プラットフォーム

参照ファンドは、様々な分離口座を提供するプラットフォームである、分離口座プラットフォームを利用します。分離口座には、外部のヘッジ・ファンド・マネージャーがマネージャーとして採用されています。マネージャーの役割は、分離口座のための投資判断を行うことに限定されています。これは、ヘッジ・ファンド・マネージャーがファンド全体の投資マネージャーとなり、運用するファンドの全資産に対して広範に管理を行う伝統的なファンドとは異なります。

分離口座プラットフォームには、通常、ヘッジ・ファンドまたはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの投資と比較して、すぐれた流動性および高度な透明性があります。分離口座プラットフォームは、通常、経済状況の変化に応じて、リスク水準および配分をより適時に調整することができる流動性を有しています。また、透明性が高いことにより、ポジション、リスクおよびリターンの面から、ポートフォリオのパフォーマンスを継続的に監視することができます。

分離口座プラットフォームに投資された資金は、認可された銀行および決済ブローカーにより保管される予定です。委任されたマネージャーは、投資の取引を指示するという限られた権限のみを付与されており、通常、当該口座からの資金の引出しは制限されています。

参照ファンドの2016年6月末現在における分離口座および配分の状況は下表のとおりです（以下の割合は参照ファンドの運営費用の支払いのための現金及び現金同等物を除いたものです）。

| 参照ファンドの投資対象                                  | 配分    |
|----------------------------------------------|-------|
| ノムラ・マリナー・シルバーマイン・フィクスト・インカム・アービトラージ・ファンド     | 20.4% |
| リクソー／ティードマン・アービトラージ・ファンド・リミテッド               | 20.3% |
| リクソー／ブラックロックEoSエクイティ・マーケット・ニュートラル・ファンド・リミテッド | 19.3% |
| リクソー／ギャム・グローバル・レーツ・ヘッジ・ファンド・リミテッド            | 19.1% |
| リクソー／ウィントン・キャピタル・マネジメント・ファンド・リミテッド           | 19.1% |

#### 参照ファンドの2016年6月末日現在における分離口座

ノムラ・マリナー・シルバーマイン・フィクスト・インカム・アービトラージ・ファンド（以下「マリナー・シルバーマイン・ファンド」といいます。）

マリナー・シルバーマイン・ファンドは、（現金として保有する資産を除いて）その資産の全部をマスターファンド（以下「マリナー・シルバーマイン・マスターファンド」といいます。）の普通株式に投資します。マリナー・シルバーマイン・ファンドの投資目的は、マリナー・シルバーマイン・マスターファンドのマネージャー（以下「マリナー・シルバーマインマネージャー」といいます。）の債券アービトラージの取引プログラムに対して100%のエクスポージャーを達成することです。

マリナー・シルバーマイン・マスターファンドの主な投資目的は、主としてG-10諸国における金利市場へのエクスポージャーを通じて絶対収益を生み出すことです。これらのエクスポージャーは、主要な経済圏内および経済圏間における金利の相対的価値に関する基本的な確信に基づいています。

マリナー・シルバーマイン・ファンドがその投資目的を達成する保証またはマリナー・シルバーマイン・ファンドの株主が損をしない保証はありません。

リクソー／ティードマン・アービトラージ・ファンド・リミテッド（以下「ティードマン・ファンド」といいます。）

ティードマン・ファンドの投資目的は、オルタナティブ投資戦略を通じて、中期的な資産の成長を追求することです。ティードマン・ファンドは、この目的を達成するため、マネージャーの協力を得て、市場の非効率性、裁定取引の状況等の多様な取引機会および／または投資機会の把握を目指し、この点において、相場の方向性、価格変動および価格の不安定性を有利に利用することができ、結果としてヘッジ・ファンド戦略および／またはマネージド・フューチャーズ戦略等のオルタナティブ投資戦略を実行します。

これらのオルタナティブ投資戦略においては、とりわけ、非証券化バンクローンなどの非流動性商品およびそのデリバティブ（スワップ、オプション、先物、先渡し、転換社債等）を含む多くの種類の金融商品（株式、社債、固定利付債券、金利商品、通貨、商品等）の取引が行われる可能性があり、これらの金融商品が上場しているか否か、買い持ちか売り持ちか、レバレッジを利用しているか否かを問いません。このような戦略は、通常、リスクの度合いの分散および市場、戦略または金融商品の分散を通じて実行されます。

オルタナティブ投資戦略は、通常、投機的な目的のみにおいて採用されますが、リスク削減のために採用される可能性もあります。ティードマン・ファンドが投資目的を達成する、または取引上の損失を発生させない保証はありません。

リクソー／ブラックロックEoSエクイティ・マーケット・ニュートラル・ファンド・リミテッド（以下「ブラックロック・ファンド」といいます。）

ブラックロック・ファンドの投資目的は、オルタナティブ投資戦略を通じて、中期的な資産の成長を追求することです。ブラックロック・ファンドは、この目的を達成するため、マネージャーの協力を得て、市場の非効率性、裁定取引の状況等の多様な取引機会および／または投資機会の把握を目指し、この点において、相場の方向性、価格変動および価格の不安定性を有利に利用することができ、結果としてヘッジ・ファンド戦略および／またはマネージド・フューチャーズ戦略等の投資戦略（以下「オルタナティブ投資戦略」といいます。）を実行します。

これらのオルタナティブ投資戦略においては、とりわけ、非流動性商品およびそのデリバティブ（スワップ、オプション、先物、先渡し、転換社債等）を含む多くの種類の金融商品（株式、社債、固定利付債券、金利商品、通貨、商品等）の取引が行われる可能性があり、これらの金融商品が上場しているか否か、買い持ちか売り持ちか、レバレッジを利用しているか否かを問いません。このような戦略は、通常、リスクの度合いの分散および市場、戦略または金融商品の分散を通じて実行されます。

オルタナティブ投資戦略は、通常、投機的な目的のみにおいて採用されますが、リスク削減のために採用される可能性もあります。ブラックロック・ファンドが投資目的を達成する、または取引上の損失を発生させない保証はありません。

リクソー／ギャム・グローバル・レーツ・ヘッジ・ファンド・リミテッド（以下「リクソー／ギャム・ファンド」といいます。）

リクソー／ギャム・ファンドの投資目的は、固定利付債券、通貨およびこれらに係るデリバティブの多様なポートフォリオへの投資を通じて、価格変動性を抑えつつ、魅力的な水準の絶対的リターンを達成することにあります。

リクソー／ギャム・ファンドは、この目的を達成するため、マネージャーの協力を得て、市場の非効率性、裁定取引の状況等の多様な取引機会および／または投資機会の追求を目指し、この点に関し、相場の方向性、価格の動きおよび価格変動性を有利に利用することができ、結果としてオルタナティブ投資戦略を実行します。

オルタナティブ投資戦略においては、とりわけ、非流動性商品およびそのデリバティブ（スワップ、オプション、先物、先渡し、転換社債等を含みますが、これらに限られません。）を含む多くの種類の金融商品（株式、社債、固定利付債券、金利商品、通貨、商品等を含みますが、これらに限られません。）の取引が行われる可能性があり、これらの金融商品が上場しているかまたは「店頭取引」か、およびかかる商品に関し買い持ちか売り持ちか、およびレバレッジを使用しているか否かを問いません。かかる戦略は、通常、相対的リスク分散および市場、戦略または金融商品の相対的分散を通じて実行されます。

オルタナティブ投資戦略は、通常、投機的な目的のみにおいて採用されます。しかしながら、このような戦略はリスク削減のために採用される可能性もあります。リクソー／ギャム・ファンドが投資目的を達成する、または取引上の損失を発生させない保証はありません。

リクソー／ウィントン・キャピタル・マネジメント・ファンド・リミテッド（以下「リクソー／ウィントン・ファンド」といいます。）

リクソー／ウィントン・ファンドの投資目的は、総合的な利益獲得を通じて長期的な元本の成長を達成することです。この目的は、市場の好環境や全体的な資産価格の値上がりに依拠せずに分散されたポートフォリオを構築することにより達成される予定です。

リクソー／ウィントン・ファンドは、科学的な手法を通じてその目的の達成を目指します。リクソー／ウィントン・ファンドの取引システムは、世界中の100の市場における日次の価格変動を追跡し、投資ポートフォリオのロング・ポジションやショート・ポジションの規模をコンピューターの計算によって、日ごとに決定します。価格の上昇が見込まれる場合、ロング・ポジションがとられ、価格の下落が見込まれる場合、ショート・ポジションが利益を実現するために適当とみなされます。コンピューターは、当然ながら完全な予測を行うことはできませんが、広範な先物および先渡しについて最先端のシステムティックなポジション決定手法を用いることで、十分な時間が与えられれば、利益の獲得が合理的に期待できると考えられます。このようなシステムにおいて、収益性は、市場においてトレンドが観測されること、および市場がトレンドの上下両方向にオーバーシュートするという性質をもつことの結果として生じます。投資手法を論じる場合の重要な点は、リスクの管理能力です。リスクは、ポートフォリオ全体について管理されると同時に、ポートフォリオ内の個別の市場およびセクターについて管理されます。

リクソー／ウィントン・ファンドが投資目的を達成する、または取引上の損失を発生させない保証はありません。

### （３）【運用体制】

管理会社は、ファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに為替ヘッジ取引に利用されるＡクラス受益証券およびＤクラス受益証券の資産の一部を除きます。）を本債券に投資するために、投資顧問会社を起用しています。また、投資顧問会社はファンドの現金残高の管理およびＡクラス受益証券およびＤクラス受益証券のため為替ヘッジ取引も行います。管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社を投資顧問会社に任命しています。

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

野村アセットマネジメント株式会社は、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2016年６月末日時点における野村アセットマネジメント株式会社の運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め35兆8,885億円です。

上記の運用体制は2016年６月末日現在のものであり、随時変更されます。

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（報酬および費用を控除後）は、本債券に投資されます。本債券の投資収益は、参照ファンド証券のパフォーマンスに連動します。

参照ファンド運用会社は、2016年６月現在、以下の体制で運用を行っています。



参照ファンドの投資運用に関し、参照ファンド運用会社は、サービス・レベル契約に従い、野村ファンズ・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社から非一任型の助言およびその他のサービスを受けます。

通常、参照ファンドは、分離口座、現金、現金同等物および短期金融商品の上に、直接または間接に投資します。参照ファンドは、通貨ヘッジまたはその他のヘッジを目的として、デリバティブ取引を行うこともあります。参照ファンド運用会社は、単独の裁量によりいつでも分離講座ごとの配分を変更することができます。

参照ファンドは、分離口座プラットフォームを利用します。分離口座プラットフォームは、通常、ヘッジ・ファンドまたはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの投資と比較して、すぐれた流動性および高度な透明性があります。分離口座プラットフォームは、通常、経済状況の変化に応じて、リスク水準および配分をより適時に調整することができる流動性を有しています。また、透明性が高いことにより、ポジション、リスクおよびリターン観点から、ポートフォリオのパフォーマンスを継続的に監視することができます。

### （４）【分配方針】

管理会社は現在、受益者に対し、分配を行わない予定です。しかし、管理会社は、受託会社と協議の上、各クラス受益証券の受益者に対し、各クラス受益証券の受益者が保有する該当クラスの受益証券の口数に応じて、該当クラスに帰属するファンドの投資収益から分配を行うことができます。分配を行う場合は、分配基準日においてその名前および適用されるクラスの受益証券がファンドの受益者名簿に登録されている者に対して行われます。

### （５）【投資制限】

ファンドは、その資産の投資に係る、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）が昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則（改訂済）（以下「規則」といいます。）上の制限を含む下記の制限に服します。

- (1) 空売りの制限 空売りにより取引された証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。
- (2) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、統合その他の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
- (3) 株式の取得の制限 ファンドは、（ ）いかなる種類の持分証券にも投資せず、（ ）持分証券または株式に投資を行う契約型投資信託に投資せず、また（ ）会社型投資信託に投資しません。
- (4) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドの純資産総額の15%超を流動性の低い資産に投資することはできません。私募証券、非上場証券およびその他の非流動資産に15%を超えて投資する場合には、評価方法の透明性を維持するための措置を取らなければなりません。
- (5) 取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用を害するような取引、例えば受益者の利益ではなく、受託会社、管理会社や第三者の利益のための取引は禁止されます。

ファンドはまた、本規則に服し、したがって管理会社および投資顧問会社のいずれもファンドを代理して、

- (6) 受託会社および管理会社自身または受託会社および管理会社の取締役を相手方とする取引を行うことはできません。
- (7) ファンドの利益ではなく、受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の関係者の利益を図る取引を行うことはできません。また、
- (8) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象については、その投資の結果、ファンドが所有する同様の資産の合計額が、ファンドの純資産総額の15%を超えることになる場合、その投資を行うことはできません。

本書に定める主な投資目的および方針に従い、また上記（3）のとおり、ファンドは株式に投資しませんので、本規則に規定される株式投資の制限は、ファンドに適用されません。

受託会社および管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

### 3【投資リスク】

#### リスク要因

##### a. リスク要因

##### ファンドに関するリスク要因

ファンドへの投資は相当程度のリスクを伴い、以下に要約されている各リスク要因を含みますが、これらに限定されるものではありません。本項は、受益証券への投資に伴うリスクについて完全に列挙することを意図するものではありません。

- (a) 上記「第一部 第1 2 (1) 投資方針」に記載される戦略またはスキームを実施することが管理会社の意図ではありますが、これらの戦略またはスキームが順調に実施されるとの保証はありません。
- (b) ファンドは、参照ファンドに連動する本債券に投資するため、ファンドへの投資は、相対的に高いリターンの可能性がある一方で、相対的にボラティリティが高くなる可能性があります。
- (c) ファンドおよび受益者は、日本、ケイマン諸島、米国、英国、バミューダ、ルクセンブルグその他の関連する国の政府規制や税制の変更またはこれらに関する解釈の変更により直接または本債券の保有を通してマイナスの影響を受ける可能性があります。
- (d) ファンドの本債券への投資は、下記「本債券に関するリスク要因」の項においてより詳しく記載される一定の事由の発生により早期に償還されることがあります。
- (e) 下記「第一部 第2 2 買戻し手続等」に記載のとおり、受益証券は、評価日においてのみ受益者は買戻しをすることができます。受益者に対して支払うべき実際の買戻額は、計算代理人が本債券を流通市場において購入するであろう価格に基づいて計算されます。
- (f) ファンドが本債券を通じて投資する市場の通貨とファンドの通貨が異なる場合、通常の投資リスクより大きい追加的な損失（あるいは利益）が見込まれます。
- (g) デリバティブの利用 管理会社は、Aクラス受益証券およびDクラス受益証券に関連して行われる為替ヘッジ取引に関して、先渡し、オプションおよびスワップなどの店頭デリバティブを利用することができます。これらの取引は取引所において行われず、銀行およびディーラーが契約当事者となります。Aクラス受益証券およびDクラス受益証券は、ファンドが取引する契約当事者が、当該契約の履行をせず、履行能力に欠け、または履行を拒絶するリスクにさらされています。米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）、米国商品先物取引委員会および銀行当局のいずれも、かかる契約における取引について規制していません。デリバティブ市場は、一般に、発展段階であり、価格について異常なボラティリティもしくは不安定性が生じ、市場が流動性をなくし、または信用破綻が生じている期間中、市場がどのように動くかの予想は困難です。ファンドは、為替ヘッジ取引において、間接的または直接的にデリバティブを保有することにより、重大な損失を被る可能性があります。かかる損失は、Aクラス受益証券および/または（適用ある場合）Dクラス受益証券の為替ヘッジ取引が行われた口座の保有者が負うものとします。
- (h) 為替リスクおよび為替ヘッジ取引 Aクラス受益証券およびDクラス受益証券は為替ヘッジ取引により、米ドルが対日本円および対豪ドルで下落するリスクから保護される予定ですが、Bクラス受益証券は保護されません。したがって、Bクラス受益証券は、米ドルの日本円に対する為替レートの変動の結果、多大な損失を被ることがあります。為替ヘッジ取引は、為替損失の可能性につき、全部ではありませんが相当程度、Aクラス受益証券およびDクラス受益証券を保護することを目的としていますが、同時に、為替差益を得ることを妨げる可能性もあります。Aクラス受益証券およびDクラス受益証券の将来の運用パフォーマンスを予測することが不可能であることから、為替リスクに対して常にオーバーヘッジまたはアンダーヘッジとなる可能性があります。また、為替ヘッジ取引が、為替リスクの軽減に成功するという保証も、またそのような為替ヘッジ取引自体が多大な損失をもたらさないという保証もありません。これら為替ヘッジ取引費用はAクラス受益証券またはDクラス受益証券にのみ帰属します（多額となる場合があります。）。管理会社によって為替ヘッジ取引に使用されるAクラス受益証券およびDクラス受益証券に帰属する資産は、本債券への投資に利用することができません。

ファンドがその目的を達成するとの保証はありません。投資家は、極端な場合には、投資金額のすべてを失う可能性があることをご認識下さい。

ファンドの直接的および間接的な投資は、市場の価格変動に起因する市場リスクおよび他のリスクを伴います。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべて受益者に帰属するという点に留意して下さい。

また、投資信託は預貯金と異なります。

## 本債券および参照ファンドに関するリスク要因

### 本債券に関するリスク要因

下記は本債券の価格に影響を与えるリスクの一般的な記述です。かかるリスクは、本債券に関するリスクについて、完全に列挙することを意図するものではなく、その他の留意事項も考慮されるべきです。

#### 一般的リスク

**信用リスク：**本債券に関連して本債券保有者に対して支払を行う本債券発行会社または支払保証に関する本債券保証会社の支払能力は、本債券発行会社または本債券保証会社が他の債務を引き受け、または負担した場合には損なわれることがあります。本債券保証会社によるいかなる支払保証も、参照ファンドの下落により生じた損失から本債券保有者を保護するものではありません。

**信用格付の引き下げによる影響：**本債券の価格は、本債券発行会社および本債券保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価によって一定の影響を受けることが予想されます。このような評価は、通常、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド、S&Pグローバル・レーティングおよびフィッチ・レーティングス・リミテッド等の代表的な格付業者から、本債券発行会社および本債券保証会社の発行済証券に対して付与される格付の影響を受けます。本債券発行会社または本債券保証会社の発行済証券に対する、いずれかの格付業者による格付が（例えば）引き下げられた場合、本債券の取引価格が下落する可能性があります。

**流動性リスク：**特に厳しい市場環境において売買が困難になりその価格に影響が出る有価証券もあります。

**法律および規制：**本債券発行会社は、本債券発行会社または本債券に影響を及ぼす規制を遵守し法律の変更に従う必要があります。参照ファンドもまた、法律もしくは規制および／または規制措置の変更に従わなければならないので、それが参照ファンド証券の価値に影響を与える場合があります。

**本債券の早期償還：**本債券は、一定の状況で早期に償還される場合があります。本債券が早期償還された場合、本債券保有者に支払われる金額は、本債券保有者が支払った各本債券の額面金額または発行価格（の該当する一方）を下回る可能性があります。変更事由または混乱事由が発生した場合、とりわけ計算代理人がかかる事態を是正するためのしかるべき調整を行うことができなかった場合、本債券は終了する可能性があります。かかる早期償還は、市場混乱時に行われるため、本債券の価格が、公表されている直近の参照ファンド証券1口当り純資産価格よりも著しく低下することがあり、またゼロになる可能性もあります。

早期償還が行われる場合、再投資リスク、すなわち本債券の投資家が当該早期償還時に償還される本債券と等しいリターン特性およびリスク特性を有する他の投資資産を購入することができない可能性があります。

**本債券発行会社または計算代理人によりデューディリジェンスが実施されないこと：**本債券発行会社または計算代理人はいずれも、本債券の発行に関連して、潜在的投資家のために参照ファンド、参照ファンド運用会社、分離口座プラットフォームまたは分離口座（もしくはそれぞれのマネージャーもしくは投資顧問会社）に関するデューディリジェンス、照会、調査を実施しておらず、かかる関連法人はいずれも、本債券の発行に関与していません。

**計算代理人による決定：**計算代理人は、変更事由または混乱事由が発生または存続した場合、その単独の裁量により、かかる事由に照らして適切であるとみなすところに従い、本債券発行要項の調整を行う可能性があります。かかる調整の結果、本債券のリスク特性および／または経済的な特性に重大な変化が生じ、本債券がその予定された満期より早く終了する可能性があります。早期償還時の理論上の売却価格または価値の決定は、市場混乱時に行われるため、決定された価格が公表されている直近の参照ファンド証券１口当り純資産価格よりも著しく低いことがあり、またゼロになる可能性もあります。

**計算代理人の裁量権：**計算代理人は、本債券に関して、特定の状況において、対応策を決定する等の裁量権を有します。当該事項は、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により検討されるため、計算代理人が適切な方法で、あるいは必ず裁量権を行使する保証はありません。計算代理人は、その単独の裁量により、かかる調整を実行するかしないかを選択することができ、いずれの場合も完全に保護されます。計算代理人はとりわけ、計算代理人が、本債券発行要項に当該修正を行わなかったことまたは不正確もしくは不完全な情報に基づき対応したことにより生じた本債券保有者のいかなる損失にも責任を負いません。

**本債券の評価：**本債券の価格は（ ）とりわけ、参照ファンド証券１口当り純資産価格の変動によって変動し、また（ ）本債券発行会社および／または本債券保証会社の信用状況（信用格付を含みます。）が変化したことを受けて変動することがあります。

**インフレ：**インフレ率は、インフレが生じていない場合と比較して、本債券の実際の収益率に影響を及ぼします。

**収益：**本債券のリターンは、投資が本債券ではなく参照ファンド証券に対して行われた場合に得られたであろう収益と直接比較することはできない可能性があります。

**相関性：**本債券は、参照ファンド証券１口当り純資産価格と完全なもしくは高い相関がない場合があります、またはその価格に追従して変動しない場合があります。

**ボラティリティ：**本債券の価格は参照ファンド証券１口当り純資産価格のボラティリティによって変動します。

**新興国市場および非OECD加盟国における政治的リスク：**本債券のパフォーマンスおよび／または本債券の購入、売却、買戻しができるか否かは、一般的経済情勢の変化ならびに政治情勢、政策の変更、資本移転の制限および規制の変更といった不確定要素により影響を受けることがあります。これらのリスクは、新興国市場もしくは非OECD加盟国への投資、またはこれらの国に関連する投資においては増大することがあります。

**元本の保証がないこと：**本債券の元本は、たとえ本債券が満期日まで保有された場合でも、保証されていません。本債券は、最終的に連動する参照ファンド証券への直接投資と同じレベルの市場リスクがあるため、参照ファンド証券１口当り純資産価格がゼロまで下落した場合には本債券への全投資額を喪失することがあります。したがって、これらの本債券の購入は、その当初投資額の全部または一部を失うリスクを負うことができる投資家のみに適しています。

**本債券評価日および満期日は延期される可能性があること：**変更事由または混乱事由が本債券予定評価日に発生している場合、計算代理人は、商取引上の合理的な方法で誠意をもって、カットオフ日まで本債券評価日を（およびその結果、満期日も）延期することができます。

**早期償還評価日は延期される可能性があること：**変更事由または混乱事由が早期償還予定評価日に発生している場合、計算代理人は、商取引上の合理的な方法で誠意をもって、カットオフ日まで早期償還評価日を延期することができます。

**計算代理人：**計算代理人は、いかなる場合も参照ファンド証券と連動するかまたは参照ファンド証券の価値から派生する本債券に資金を提供することまたは本債券を保証することはありません。

**利益相反：**野村ホールディングス株式会社が率いるグループ企業は、本債券に関連して本債券発行会社または計算代理人として行動しており、またはそのように行動することがあります。これらの関係法人は、また、本債券の募集その他に関連して本債券および／または参照ファンドに関するヘッジ取引、マーケットメーカーとしての取引または自己勘定投資を行う場合があります。このような役割には、本債券に関連する決定が含まれ、利益相反が起こる可能性、また本債券の価格にマイナスの影響を与える可能性があります。

**流通市場：**本債券発行会社および本債券保証会社は、本債券の流通市場の存在、流動性その他について一切保証しません。

本債券には、予め決まった償還日があり、その日において本債券は自動的に償還されます。この日より前に本債券を売却する唯一の方法は、マーケットメーカーに対してその買呼値で売却することです。ただし、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーが唯一のマーケットメーカーとなる可能性があり、またノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーにより買呼値または当該価格の水準が（いつでもまたは常に）表示される保証はありません。

公式債券価格に関連して考慮されるスプレッドは、前記「本債券 - 流通市場」の項目において説明される基本水準を超えないと予想されますが、本債券の期間中にスプレッドが上昇しないか、または本債券の理論上の評価もしくは本債券保有者による本債券の購入価格に対してスプレッドがどのような水準になるか、保証はありません。特に、本債券発行会社および／または本債券保証会社の信用状況の変化は、スプレッドの水準に影響を与える可能性があります。

ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーが、関連する本債券買戻日における買戻請求に関連して変更事由または混乱事由の発生を認識した場合、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーは、公式債券価格の公表を延期すること（またその結果として当該公式債券価格での買戻しにかかる送金を延期すること）および／または買戻請求の受付を中止することができます。

ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーが公式債券価格の公表およびそれに伴う買戻しにかかる送金を延期させることを選択した場合、最終的な公表額および買戻額は、変更事由または混乱事由の結果として生じた、公式債券価格を計算するための参照ファンド証券1口当り純資産価格の予想価格または変更価格が反映されることがあります。

さらに通常は、買戻しにかかる送金は米ドルで電信送金されるものとし、関連する本債券買戻日が含まれる月の翌月の19暦日またはそれより前に送金される予定です。

### 参照ファンドに関するリスク要因

参照ファンドまたはこれを構成する有価証券への投資に伴う一定のリスクは、下記のとおりです。

**一般的事項：**参照ファンドが分離口座またはその他の投資商品への投資を通じて行う取引は、とりわけ投資対象の性格および分離口座に内在するレバレッジの利用により、多大なリスクを伴います。競争が激化した場合、参照ファンド運用会社および参照ファンド運用会社の投資先である分離口座は、急激に変化する市場において、その投資機会を有効に活かすことができないおそれがあります。参照ファンドの投資家が、その投資から利益が得られる保証はなく、そのため本債券保有者が本債券への投資から利益を得られる保証もありません。さらに、投資家はその投資額の一部またはすべてを失う可能性があります。取引活動の性格上、参照ファンドの運用結果は月ごとまたは一定期間ごとに異なる可能性があります。したがって、特定の期間における成果は将来の一定時期の成果を必ずしも示すものではありません。

**参照ファンド証券、参照ファンドまたは参照ファンドが投資する分離口座にかかる請求権：**本債券は、参照ファンド証券、参照ファンド、参照ファンドが投資する分離口座またはそれらの資産に対する請求権を表章するものではありません。本債券は、参照ファンド、参照ファンド運用会社、分離口座プラットフォームまたは分離口座（もしくはそれらのマネージャーもしくは投資顧問会社）から保証されるこ

と、資金を提供されること、または販売を促進されることはなく、またこれらの当事者がとる行動が本債券保有者にもたらす結果を考慮する義務はありません。

**参照ファンド証券1口当たり純資産価格の計算および公表：**一定の状況において、参照ファンド証券1口当たり純資産価格の計算および公表は停止されることがあります。

**参照ファンド証券1口当たり純資産価格の評価：**参照ファンド証券1口当たり純資産価格は、分離口座、フィーダーファンドおよび参照ファンドに含まれるその他の勘定（もしあれば）の公式な純資産価格または市場価格に基づき計算されます。したがって、参照ファンド証券のパフォーマンスは、これらの参照先の分離口座、フィーダーファンドおよびその他の勘定（もしあれば）のパフォーマンスの影響を受け、上昇する場合も下落する場合もあります。

**解約：**参照ファンドから分離口座（または参照ファンドが投資するその他のファンド）に対する解約請求が（いかなる理由であれ）遅延した場合、参照ファンドの投資家が行った解約請求にも遅延が生じます。

**投資戦略の変更および参照ファンド証券の強制償還：**現在予定していない戦略を含む様々な戦略に投資する柔軟性があることも、参照ファンドの投資アプローチの一部です。投資目的を達成するために、参照ファンド運用会社は、その単独かつ絶対的な裁量により、参照ファンドの構成資産を変更することができます。その結果、参照ファンドの投資スタイルは、追加的なリスクにさらされる可能性があります。また参照ファンド運用会社は、参照ファンド証券を強制的に償還する可能性があります。

**参照ファンド運用会社の利益相反：**参照ファンド運用会社またはその関連会社は、投資ファンドまたは参照ファンド証券が直接または間接的に投資する分離口座より請求されるかまたはこれらに関連する報酬および費用に関して利害関係を有する場合があります。参照ファンド運用会社は、関係当事者により請求される費用が（その運用会社に適用されるすべての関連状況を考慮した上で）一般的に標準的な市場慣行の範囲内に収まるようにします。「利害関係」とは、事業上の関係、財務上の関係または事業上、商業上、財務上もしくはこれらに関して生じたその他の重要な利権を生じさせることとなるその他の商業上の関係等をいいます。

**投機的な投資：**投資対象は、予測不可能な突然の大幅な価格変動（これは、金利、為替、経済的な事象、政治的な事象等の要因による影響を受ける可能性があります。）の影響を受ける場合があるため、参照ファンドがその投資目的を達成できるという保証はありません。参照ファンド運用会社は、潜在的なリスクが一定の範囲内に収まるようリスク管理に努めます。しかしながら、参照ファンドの価格が急落し、通常の分散投資アプローチが維持できない水準に達した場合、参照ファンドが取引活動を中止せざるをえない可能性があります。

**集中投資：**参照ファンドは特定のクラスの資産、相手方当事者または通貨に対するエクスポージャーを制限する必要はなく、高いエクスポージャーで集中投資する場合、取引リスク、金利リスクおよび為替リスクは高くなります。

**為替リスク：**参照ファンド証券は、米ドル建てです。ただし、参照ファンドが投資する分離口座によるかまたは参照ファンドが投資する分離口座のために行う投資の一部は、米ドル以外の通貨建てで行われることがあります。したがって、参照ファンド証券の通貨とかかる投資の通貨との間の為替レートの変動により、その投資資産の価値が低下する可能性があります。為替の変動により投資資産の価値が低下するという参照ファンドのリスクは、ヘッジされない場合があります。

**税法の改正の可能性：**参照ファンドに関する課税上の取扱いまたはリスク要因を、将来的にまたは遡及的に変更するような立法上、行政上または司法上の変更が生じないという保証はありません。

**監督規制の限界：**参照ファンドは、ケイマン諸島において設立されましたが、登録されたファンドではなく、ケイマン諸島の政府またはケイマン諸島の規制当局による参照ファンドの詳しい審査または参照ファンドの投資パフォーマンスの監督は行われておらず、また今後行われる予定もありません。

**流動性の制限：**参照ファンド証券の投資家は、登録されていない有価証券を所有することとなります。参照ファンド証券はいかなる法域の法律の下でも、一般向けに売買できるよう登録されておらず、また今のところ参照ファンド証券が将来において一般向けに売買できるよう登録される予定もありません。現在参照ファンド証券のための流通市場は存在せず、そのような市場が今後創設される見込みもありません。さらに、投資資産の流動化には限界があることおよび参照ファンド証券の取引市場が存在しないことまたは取引市場の創設の見込みがないことで、参照ファンド証券の譲渡には大幅な制限があります。

さらに、参照ファンド証券の全部または一部を解約することについても制限があります。一般的に、参照ファンド証券は、参照ファンドの解約日のみににおいて（全部または一部を）解約することが可能です。解約の請求は取消不能であり、参照ファンドの目論見書に規定される手続に従って受けなければなりません。解約日における参照ファンド証券の価格は、取消不能な解約請求が提出された時点から大幅に変動することがあります。参照ファンド証券保有者は、この変動のリスクを被ることとなります。参照ファンド純資産価格の決定、参照ファンド証券1口当り純資産価格の計算および参照ファンド証券の解約は、一定の状況において延期されることがあります。

分離口座の特定の保有者には、流動性に関して異なる権利が付与されることがあります。したがって、かかる保有者は、他の保有者が解約できない時に、適時に投資資産を解約することができます。

**大量の解約または強制解約：**参照ファンド証券が大量に解約された場合、分離口座は、解約に充てるための必要な現金を準備するために通常よりも早く投資ポジションを清算し、より小規模になった資産ベースを反映する適切な市場ポジションを確立することを要求されることがあります。これらの要因は、分離口座における解約されたまたは残存の参照ファンド証券1口当り純資産価格に悪影響を及ぼすことがあります。

参照ファンド証券保有者が保有する参照ファンド証券は、参照ファンドの目論見書に規定される条件に基づき、参照ファンドにより強制的に解約されることがあります。

### **参照ファンドが投資する分離口座およびフィーダーファンドに関するリスク**

各分離口座に適用される一般的なリスクは以下のとおりですが、分離口座への投資に伴うすべてのリスクを完全に網羅するものではありません。以下に列挙される要約は、リスク要因一覧の特徴および関連事項を完全に説明するものではありません。さらに、各分離口座の運用には、一定の内在的かつ潜在的な利益相反が存在します。

**一般的なリスク：**参照ファンドの投資資産は、（分離口座を通じて）直接資産に投資されるかまたは分離口座に対して投資を行うフィーダーファンドに対して投資されます。フィーダーファンド（およびフィーダーファンドが投資する分離口座）に関する投資決定は、参照ファンドにおける特定の持分を考慮しない可能性があります。

分離口座は、最新の金融商品の取引を行うために、様々なヘッジ戦略および／または数学的なモデル化手法（これらは将来変更される可能性があります。）を単独でまたは組合せて活用しています。これらの取引システム／プログラムは投機的であるかまたは有効なヘッジとならない可能性があり、分析モデルは必ずしも正確でなく大幅な損失リスクを伴う可能性があります。そのような戦略および／または手法が利用されている商品の評価額を入手することが困難な場合があり、その評価額は他の投資資産よりも大きく下落する可能性があります。

分離口座の取引市場に混乱が生じるかまたは分離口座の取引市場の流動性が失われた場合、損失が生じる可能性があります。参照ファンドが投資する分離口座および／またはフィーダーファンドは、規制上の監督がないまたは限定的である法域において設立される可能性があり、また新興国市場、格付がない資産、非流動資産、ボラティリティの高い資産等に投資する可能性があります。

**情報が限定的であること：**分離口座の運用会社またはマネージャーは、その運営について採用された戦略等の限定された情報のみ提供する予定です。本債券保有者は、本債券の価格にマイナスの影響を与える可能性がある突然の、予想外かつ大幅な価格変動（これは、外部要因、金利、為替、経済的な事象、

政治的な事象等の要因による影響を受ける可能性があります。) に対して、それらの限定的な情報のみに基づき対応する準備ができていなければなりません。参照ファンド、参照ファンド運用会社、本債券発行会社または計算代理人も、分離口座プラットフォーム、分離口座またはそれぞれのマネージャー／投資顧問会社の事業、財務状況、見通し、信用力または現在の状態に関する表明は行いません。参照ファンド、参照ファンド運用会社、本債券発行会社または計算代理人は、分離口座プラットフォーム、分離口座またはそれぞれのマネージャーもしくは投資顧問会社に関する非公開情報を取得している場合があります、または本債券の期間中取得するかもしれません。これらの者は、かかる当事者の事業、財務状況、見通し、信用力もしくは現在の状態に関する情報を本債券保有者のために提供し、それらの精査を続ける義務、またはかかる当事者に対して調査もしくはデューディリジェンスを行う義務はありません。

**戦略リスク：**参照ファンドが投資する分離口座は戦略リスクを負います。戦略リスクは、投資資産を割り当てべく採用された戦略が失敗または劣化するリスクです。特定の投資資産に対する過度の集中投資や対象市場の非流動性等、戦略に悪影響を与える幅広い事象によって、戦略特有の損失が生じることがあります。分離口座およびそのマネージャーまたは運用者が用いる戦略は投機的であり、多大な損失リスクを伴います。

分離口座は、特定のクラスの資産、相手方当事者、通貨に対するエクスポージャーまたはレバレッジを制限する必要はなく、高いエクスポージャーで集中投資する場合、取引リスク、金利リスクおよび為替のリスクは高くなります。そのような高いエクスポージャーは、分離口座の価値の変動につながり、これは参照ファンドの価格、ひいては本債券の価格に影響を与える可能性があります。

**取引相手リスク：**参照ファンドが投資する分離口座は、取引相手が支払不能、破産またはその他の原因により債務の履行が不可能になり、参照ファンドが多大な損失を被るリスクを負っています。

**共同投資：**分離口座および／またはフィーダーファンドならびに類似の投資ビークルは、投資家の資産をプールして運用しています。共同投資ビークルは規制のない場合が多く、その運用について限られた情報しか提供されず、多大な費用および報酬を投資家に負担させる可能性があります。さらに、フィーダーファンドが投資する分離口座は報酬および仲介手数料を負担し、（未実現利益に基づく報酬を含む）多大な報酬等を投資家に負担させ、信用基準の下限がなく、空売りおよび高水準のレバレッジを利用し、また、分離されていない外部の口座に担保を提供する可能性があります。

**投資損失の可能性：**各マネージャーの取引方法は、多大な損失を被るリスクを伴います。分離口座のマネージャーの運用経験および取引経験が限られている場合、パフォーマンスにより大きな変動が生じる可能性があります。マネージャーの取引方法の成功は、損失を回避できるかだけでなく、利益が得られるかどうかにも左右されます。利益が得られない限り、各分離口座の資産はその運営費用により減少し、各分離口座は投資としては失敗に終わります。分離口座はどれも完全な投資プログラムではなく、それぞれ投資家のポートフォリオ運用戦略の一部のみを表しているに過ぎません。分離口座の投資プログラムが成功する保証または表明はされていません。とりわけ参照ファンド運用会社、マネージャーまたは分離口座そのものの過去の成果は、将来における分離口座のパフォーマンスを必ずしも示すものではありません。

**規制が存在しないこと：**参照ファンド証券は、米国証券法またはその他の法域における証券法のいずれの下においても登録されておらず、また今後登録される予定もありません。参照ファンドまたは分離口座のいずれも米国投資会社法に基づく投資会社として登録されていません。その結果、米国投資会社法に基づく保護は、参照ファンド証券保有者ひいては参照ファンド証券に対して間接的なエクスポージャーを有する受益者に対して付与されません（例えば米国投資会社法はとりわけ、登録されている投資会社に対して利害のない取締役を置くことおよび有価証券を分離して保管することを義務付け、登録されている投資会社とそのアドバイザーとの関係を規制し、かつ基本的な投資方針を変更する際には投資家の事前の承認を義務付けています。）。

マネージャーが投資顧問として米国証券取引委員会、英国金融行為監督機構またはその他の規制当局に今後登録されるという保証はありません。マネージャーが1940年米国投資顧問業法（改正済）に基づき投資顧問として登録された場合、当該マネージャーのForm ADVのパート2の写しが該当する分離口座

の投資家に対して、かかる分離口座への投資が行われる前に交付されます。ただし、かかる登録によって当該マネージャーまたは当該分離口座が、規制当局により承認されたものと解釈することはできません。

参照ファンドまたは分離口座はいずれも、その投資活動または分離口座のポートフォリオの構成に関してケイマン諸島金融庁またはその他のケイマン諸島の政府当局による監督を受けることはなく、またケイマン諸島において投資家に適用される投資補償制度はありません。

**規制上の変更：**分離口座の戦略実行能力に悪影響を及ぼす規制が、今後分離口座の運用に対して課される可能性があります。日本、米国、ケイマン諸島またはその他の法律における将来的な規制上の解釈が、分離口座の提案する事業活動の方法に対してどのような形で変更を求めてくるかは不明です。近年、「ヘッジファンド」業界一般において、政府および自主規制による監視が強化されています。今後の規制上の変更を予想することは不可能ですが、分離口座による信用供与の利用またはブローカーおよびその他の取引相手による信用供与の拡大を制限する規制（および起こり得るその他の規制上の変更）は、分離口座の利益獲得の可能性に重大な悪影響を与える場合があります。

**市場の混乱：**過去の価格決定の関係を著しく歪める市場の混乱またはその他の非常事態が発生した場合、分離口座は重大な損失を被ることがあります。価格決定の歪曲により被る損失リスクは、市場混乱時には投資ポジションの多くが流動性を失い、ポジションの解消に不利な方向に動いている市場においてポジションを解消することが困難かまたは不可能となることにより増幅されます。

市場混乱時には、銀行、ディーラーおよびその他の取引相手からの分離口座の資金調達に制限が課せられる可能性があります。1994年、1998年、2007年および本書の日付現在まで、数多くの民間投資ファンドはディーラーによる突然の信用制限により、強制的な現金化を強いられ、多大な損失を被りました。予期せぬ政治情勢、軍事情勢およびテロリスト情勢により発生する市場の混乱は、その時々において分離口座に多大な損失を生じさせる場合があります、これらの特殊事情によって、通常であれば低リスクである戦略が、前例のないボラティリティおよびリスクを伴うものになる場合があります。

金融商品取引所は、取引を随時中断または制限することがあります。中断された場合、分離口座がそのポジションを清算することが不可能になり、損失を被る可能性があります。また、分離口座のポジションを解消するのに十分な流動性が「店頭」市場において維持される保証もありません。

**政府の介入／ドッド・フランク法（金融規制改革法）：**世界の金融市場は近年、広範囲かつ根本的な混乱を経験しており、その結果、前例のない大規模な政府の介入を受けることとなりました。かかる介入は、一定の場合において、緊急避難的に導入され、市場参加者による特定の戦略の継続や保有ポジションのリスク管理が急速かつ大幅にできなくなりました。さらに金融市場が複雑であり政府が与えられた時間が限られていたことによって、このような介入は、その適用範囲が概して不明瞭なことから当惑および不安を生じさせ、この当惑および不安そのものが市場の効率的な機能および過去に成功した投資戦略に著しい障害となりました。

空売りを禁止（一般には「緊急」時に）する国も多く、それにより市場参加者の多くが戦略の継続も保有ポジションのリスク管理もできない状態になります。空売りの規制によってマネージャーが、分離口座のために投資戦略を実行することが困難になることがあります。

過去の価格決定の関係を著しく歪める市場の混乱またはその他の非常事態が発生した場合、分離口座は重大な損失を被ることがあります。価格決定の歪みにより被る損失リスクは、市場混乱時には投資ポジションの多くが流動性を失い、ポジションの解消に不利な方向に動いている市場においてポジションを解消することが困難かまたは不可能となった場合に増幅されます。市場混乱時には、銀行、ディーラーおよびその他の取引相手からの分離口座の資金調達に制限が課せられる可能性があります。このような制限は、分離口座に著しい損失を生じさせる場合があります。市場の混乱は、その時々において分離口座に多大な損失を生じさせる場合があります、通常であれば低リスクである戦略が、前例のないボラティリティおよびリスクを伴うものになる場合があります。

近年の金融危機への対応として、オバマ政権および米国議会は、米国金融規制システムの全面的な改革を提案しました。1年にわたる議論を経て、2010年7月、ドッド・フランク法（金融規制改革法）（以下「ドッド・フランク法」といいます。）が制定されました。ドッド・フランク法は、従前規制の対象外であった市場、市場参加者および金融商品を規制対象とし、その他多数の市場、市場参加者および金融商品に対する規制を抜本的に変革しました。ドッド・フランク法が完全に効力を生じる前に、ドッド・フランク法の多くの条文を政令によって定める必要があることおよび（追加の法律上または規制上の措置を導く可能性がある）関係機関に多数の調査報告を委任していることから、ドッド・フランク法が分離口座、マネージャーならびに分離口座が取引および投資を行う市場に対して与える影響を予測することは困難なものとなっています。分離口座が行うまたは行う可能性があった一定の投資戦略が、ドッド・フランク法により、実行不可能または非経済的となる可能性があります。ドッド・フランク法およびドッド・フランク法により採用される規制は、分離口座の利益獲得の可能性に重大な悪影響を与える場合があります。

近年の市場の混乱およびオルタナティブ投資戦略に割り当てられた資金の急激な増加により、「ヘッジファンド」業界一般に対する政府および自主規制による監視が強化されました。さらに、「オルタナティブ投資」業界の規制強化のための法律が米国議会および米国以外の法域の政府機関において定期的に検討されています。分離口座、参照ファンド運用会社もしくはマネージャー、これらが取引および投資を行う市場またはこれらの事業の取引相手に適用される規制の将来的な変更（もしあれば）を予想することは不可能です。これらの規制により、分離口座の利益獲得の可能性が重大な悪影響を受ける可能性があり、また投資家の属性に関してより高い透明性が求められる可能性があります。

**詐欺またはその他の不正行為の可能性：**分離口座のマネージャーが、資産を流用するか、同意済の投資戦略に従わないか、虚偽の運用報告書を作成するか、またはその他の不正行為を行う場合があります。参照ファンド運用会社は、各マネージャーの運営上の能力ならびに適用される投資目的および指針に照らした各分離口座の資産のパフォーマンスを定期的にモニタリングする一方で、マネージャーから参照ファンド運用会社および参照ファンド事務代行会社に対して提供される特定の情報に依拠しています。参照ファンド運用会社のモニタリング活動により、虚偽の報告書またはその他の不正行為が発見される保証はありません。このような虚偽の報告書または不正行為が発生した場合の発見は困難または不可能となる可能性があり、分離口座が多額の損失を被ることとなるまで発覚しないことがあります。

**競争：**証券業界における競争は非常に激しく、業界の主要企業の多くは、参照ファンド運用会社およびマネージャーよりもはるかに多くの金融資源、リサーチ・スタッフおよびトレーダーを有する大規模な投資銀行です。他の大企業による投資活動により、分離口座が購入した時の有価証券の価格と取引完了時に得る価格との間のスプレッドが小さくなる可能性があります。

**金融機関リスク：取引相手リスク：**ブローカーまたは銀行等の金融機関は、一般的に、分離口座の資産を保管します。これらの資産は多くの場合、分離口座の名義では登録されません。これらの金融機関が破産したり詐欺行為をはたらいた場合、分離口座の運営上の障害となる、または資産に損失が生じるおそれがあります。

上記にかかわらず、マネージャーが取引（例えば、スワップ取引。とりわけトータル・リターン・スワップです。）を行う可能性のある市場は、「店頭」または「ディーラー間」の市場を含む場合があります、また規制のない私募市場も含む可能性があります。これらの市場の参加者は通常、取引所の参加者と同水準の信用評価および監督規制の対象となっておりません。これにより、分離口座は、契約の条件に関する紛争（善意か否かを問わず）または信用もしくは流動性が原因で、取引相手が取引の条件に従って決済しないというリスクにさらされ、これにより分離口座は損失を被ります。かかる取引相手リスクは、決済を妨げる事由が途中で発生する場合がある、長期の契約、またはマネージャーがその取引を単一または少数のグループの取引相手に集中させた場合に顕著となります。

取引相手またはブローカーがそれらの財政問題により債務不履行となるリスクに加え、分離口座の主要な機関投資家が解約を強制されるか、または分離口座の取引相手もしくはブローカーが分離口座に事前に供与した信用を制限するよう求められるリスクもあり、その結果、分離口座のポートフォリオの大部分が強制的に清算されることがあります。

様々な取引相手の破産または類似の訴訟手続を取り巻く最近の事由は、分離口座等のトレーダーが、法令上および規制上の保護の下、保管されていると考えていた資産が、様々なリスクにさらされる可能性があることを示しました。

分離口座の保管会社として選任された銀行またはブローカーは、支払不能に陥る可能性があり、これにより、分離口座は、それらの保管会社で保有していた資金または証券のすべてまたは一部を失うおそれがあります。

マネージャーは、特定の取引相手と取引を行うことまたは取引の一部もしくは全部を1つの取引相手に集中させることを禁止されていません。マネージャーが1つまたは複数の取引相手と取引を行えること、かかる取引相手の財政的能力に係る信頼すべき外部の評価が欠如していること、および決済を円滑にする規制市場がないことは、分離口座に損失が生じる可能性を増大させるおそれがあります。

マネージャーのその他の顧客：マネージャーは、それらが運用する分離口座に関して、すべての投資決定を行う裁量的権限を有しています。かかるマネージャーの経験は、不十分である場合があります。マネージャーはまた、マネージャーが利害関係を有する口座を含むその他の口座を運用することがあり、これにより、分離口座が別途行う可能性のある同一の取引に対し、発注の優先順位等で競合することになる可能性があります。これにより、分離口座の戦略に示されていた価格で特定の証券もしくは先物契約のポジションをとるまたは清算することが困難または不可能になる場合があります。マネージャーおよびそれらの主要人員は、その他の口座を運用する際、それらが助言を行う分離口座とは異なる取引方法、方針および戦略を用いる場合があります。そのため、分離口座の実績は、マネージャーが取引したその他の口座の実績とは異なる可能性があります。

主要人員への依存：各分離口座は、その資産を運用するために任命されたマネージャーが提供する役務に依存しています。その役務が継続して提供される保証はありません。各マネージャーは、その他の投資ビークルを運用することがあり、分離口座の運用に一定の時間または資源を充てることについては合意しておらず、また分離口座よりもその他の投資ビークルを優先する動機を有している場合があります。さらに、マネージャーは、分離口座の運用において、限られた人数の重要な投資専門家が提供する役務に依存している可能性があります。1名または複数名のそれら専門家の離脱により、分離口座が損失を負う可能性があります。これはマネージャーが役務を提供し続けるまたは分離口座がそれまでと同じ方法により投資を継続する保証がないためです。

ポートフォリオの評価：分離口座の投資資産の評価を取り巻く不確定要素またはその評価の遅延は、参照ファンド証券保有者の参照ファンドへの投資に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。マネージャーならびに参照ファンド運用会社に支払われる運用報酬および/または成功報酬の金額に影響を与える投資資産の評価は、見積り、不確定要素および裁量を含むことがあります。かかる評価が誤りであると判明した場合は、分離口座の純資産価格、またその結果として参照ファンド純資産価格は、実際よりも（おそらく著しく）高くまたは低く評価されている可能性があります。同様に、投資および解約は、実際よりも高い、または低い参照ファンド純資産価格に基づく場合があります、アドバイザー報酬（成功報酬を含みます。）は、かかる価格に基づきます。これにより、その証券を投資するか、もしくは償還する参照ファンド証券保有者もしくは残りの参照ファンド証券保有者または参照ファンド証券に間接的にエクスポージャーを有する受益者に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。悪意または明白な誤りがない限り、分離口座の参照ファンド事務代行会社による純資産価格の計算結果は、確定的かつ拘束的なものとなります。

各分離口座の資産の価値は、可能な限り、ブローカーおよびその他の外部の価格決定情報源が提示した取引価格に基づく予定です。しかしながら、評価が外部の価格決定情報源に基づいて行うことができない場合もあります。信頼ある外部の取引価格が得られない投資資産の「公正価値」は、マネージャーによる検討に従って、分離口座の参照ファンド事務代行会社が、誠意を持って信頼できると判断したその他の関連する情報源に基づきます。

各分離口座の純資産価格は、米国で一般的に公正妥当と認められる会計原則（以下「US GAAP」といいます。）に従って行われた見積りに基づき決定されます。参照ファンド、マネージャー、参照ファン

ド事務代行会社または参照ファンド運用会社のいずれも、合理的に適正な評価であると考えられていた特定の投資資産の価格が、その後不正確であると認められた場合でも、一切の法的責任を負いません。

**取引またはその他の事務手続上の誤り：**募集書類で明記されている場合を除き、分離口座およびマネージャーとの間の投資アドバイザリー契約は、通常、マネージャーは、かかる分離口座のために取引を執行するにあたり、マネージャーによる事務手続上の誤りまたは間違い、ならびにマネージャーまたはその代理人および関係者によるその他の管理上もしくは事務手続上の誤り（以下「取引およびその他の事務手続上の誤り」といいます。）に関して、マネージャーがかかる誤りを業務上のコストであるとみなしているため、分離口座に返済する義務を負わないものと規定します。ただし、マネージャーが適用される法律および投資アドバイザリー契約の義務を充足している場合に限られます。取引およびその他の事務手続上の誤りに係るいずれの訂正も、当該分離口座がかかる取引およびその他の事務手続上の誤りに関連する損失を負うことのないよう、必要がある場合にのみ行われます。一般に、マネージャーは、適用ある法律または契約の規定に従い、取引またはその他の事務手続上の誤りを補償する必要性の有無を決定します。マネージャーは、その単独の裁量により、いかなる取引またはその他の事務手続上の誤りに関して、かかる分離口座に補償を行う権利を有しています。マネージャーによる、特定の取引またはその他の事務手続上の誤りに対する分離口座への補償は、その取引またはその他の事務手続上の誤りによる損失にかかる分離口座に負担させるいかなる権利を放棄するものではありません。マネージャーは、取引またはその他の事務手続上の誤りの発見および処理に関して、固有の利益相反を有していません。取引またはその他の事務手続上の誤りにより生じた利益はすべて、通常分離口座の利益となり、マネージャーが保有することはありません。

**財務諸表の報告：**2006年9月に、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）は、財務会計基準書第157号（2009年7月1日発効のFASB ASC820「公正価値による測定及び開示」（以下「ASC第820号」といいます。）に代えられています。）を公表しました。これは、US GAAPにより求められている広範に及ぶ一連の資産の評価指針であり、2007年11月15日以降に開始する連結会計年度およびその中間会計期間に公表される財務諸表に適用されます。ASC第820号は、US GAAPに基づく公正価値の共通定義を定め、公正価値を測定するための3段階の階層的な枠組みを設定し、公正価値による測定に関する開示要件を拡大しています。ASC第820号は、より時価を基準とした、一貫性および透明性がより高い資産価値の財務報告を提供させるために導入されましたが、これは、計上された将来の純資産価格の変動性を高める影響を与える可能性があります。しかし、これは、現金化した投資資産の最終的な価値に影響を与えるものではありません。現金化した投資資産の最終的な価値は、適用あるマネージャーが報告した価値とは異なる可能性があり、直接または間接を問わず、参照ファンド証券への投資からの最終的な回収資金は、参照ファンド証券保有者に報告された参照ファンド証券の価値とは異なる可能性があります。

**信用枠：**分離口座は、償還金の拋出、分離口座への資金の流入の同時決済の円滑化または支払期限が到来した手数料および費用の支払いのために、信用枠に基づく資金の借入を許可される場合があります。かかる借入はレバレッジの一種で、かかる分離口座が利用するその他すべてのレバレッジと同様です。各信用枠の担保は、分離口座の普通株式またはその他の受益権となります。さらに、分離口座による信用枠に基づく借入は、かかる分離口座に利息およびその他の費用を生じさせます。かかるリスク、利息およびその他の費用は、一般的に分離口座の投資家としての参照ファンドが引き受けることになります。

**運用実績が限られていること：**参照ファンドが投資を行う予定のマネージャーおよび分離口座の運用実績は限られている可能性があり、参照ファンドが投資する可能性のある特定の分離口座には、運用実績がない可能性があります。マネージャーの過去のパフォーマンスは、分離口座の将来のパフォーマンスまたは成功の指標として依拠できるものではありません。利益が達成される保証も、重大な損失を負わない保証もありません。

**分離口座の資産の請求権：**ケイマン諸島の法律上、分離口座の投資資産および保有する資金を含む分離口座の資産は、その他の分離口座の債務および義務を充足するために利用することはできません。各分離口座は、各取引相手との間で、別々のプライムブローカー契約または取引契約を締結し、取引を実行

します。しかしながら、ある1つの分離口座の債権者が、1つまたは複数のその他の分離口座の資産に対して請求を試みないという保証はありません。

**機会損失：**分離口座は、解約代金の支払いや、運転資金の充足のために、その資金の相当部分を投資せず、現金または現金同等物として保有する場合があります。これにより、そのような分離口座の、ひいては参照ファンドの投資家に機会損失を発生させる可能性があります。

**報酬・費用：**パフォーマンスに基づく報酬：分離口座は、募集書類に規定されているとおり、マネージャーに対して期中の運用報酬を収益性に関わりなく支払い、また成功報酬を支払うこととなります。さらに、参照ファンドによる分離口座への投資により、参照ファンド運用会社に支払われる運用報酬、そして分離口座の運用者に支払われる報酬の2つの段階で報酬が生じ、マネージャーの運用する投資ピークルへ直接投資する場合の費用よりも高い費用が生じる可能性があります。各参照ファンド証券保有者は、投資顧問会社およびマネージャーに支払われる報酬ならびに分離口座の取引費用および保管費用を間接的に負担し、これによって分離口座の純資産価格が下落し、さらに参照ファンド純資産価格も下落します。各分離口座の純資産に対する費用の割合は、単一のマネージャーにより運用されている投資ファンドに関係する費用よりも高くなる可能性があります。

マネージャーは、各分離口座について、資産規模に基づく基本的な運用報酬に加え、かかる分離口座の資産から支払われる成功報酬を受領する場合があります。成功報酬は、その報酬がない場合よりも、マネージャーがより高いリスクまたは投機的な投資を選択する誘因となる場合があります。

**ポートフォリオの回転率：**分離口座は、通常、取引を成立させる際に、ポートフォリオの回転率の制限による規制を受けません。分離口座のポートフォリオの回転率は著しく高い可能性があり、多額のブローカー報酬、手数料およびその他の取引費用を支払う可能性があります。

**為替レート：**各分離口座は、その資産を米ドル建てで評価します。ヘッジされない限り、参照先の資産の価値は、様々な市場の様々な通貨への投資の価値の変動によって、また米ドルの為替レートによっても変動します。したがって、分離口座が投資を行うその他の通貨と比較した米ドル価値の上昇は、それらのローカル市場における証券の価格の上昇の効果を減少させ、証券の価格の下落の効果の米ドル相当額を増加させます。反対に、米ドルの価値の下落は、米ドル建て以外の証券の価格の上昇の効果を拡大し、証券の価格の下落の効果を減少させるという逆の効果をもたらします。

**新興国市場への投資：**分離口座による新興国市場への投資は、下記のような特有のリスクを伴う可能性があります。（ ）政治的または経済的不安定性、（ ）国際取引の予測不可能性、（ ）外国政府による収用、国営化または没収課税等の措置の可能性、（ ）為替管理の強制または変更、（ ）価格変動の大きさ、（ ）配当、利息および利得に対する源泉徴収税または外国租税の賦課、ならびに（ ）為替レートの変動および為替管理規制。

**代理されていないこと：**参照ファンド運用会社および参照ファンドの顧問弁護士は、参照ファンドの投資を検討している投資家の代理人ではありません。

#### 各分離口座の投資戦略固有のリスク要因

下記のリスクは、いずれかのまたはすべての分離口座が対象となる可能性があります。分離口座への投資に関連するすべてのリスクの完全な一覧ではありません。以下に記載の概要は、記載されているリスク要因の特性および影響を完全に説明するものではありません。

下記の説明において「マネージャー」とは、一般的なマネージャーを指し、実際のもしくは特定のマネージャーまたはマネージャーのグループを指すものではありません。

参照ファンド運用会社による分離口座の選定は、その分離口座への投資が当該投資家に適しているという、参照ファンド運用会社またはその関連会社もしくはそれぞれの人員による提案を意味するものではありません。さらに、参照ファンド運用会社は、参照ファンド運用会社がマネージャーを選定するためまたは監視するために使用する基準の表明は行いません。また、かかる基準は、投資家がマネージャーおよび関連する分離口座への投資を評価する際に使用する基準とは異なる可能性があります。

株式ロング/ショート：分離口座のためにこの投資戦略を利用するマネージャーは、ネット・ロングまたはネット・ショートに偏った運用を行う可能性が高く、証券市場が下落または上昇した場合に、著しい損失が生じる可能性があります。反対に、市場リスクを完全にヘッジした手法をとる場合は、市場が急騰した場合、分離口座のパフォーマンスが株式指数を下回る可能性があります。

投資を特定の業種または市場に集中させる方法もあります。そのような分離口座の投資ポートフォリオでは、多様な業種、企業および証券の種類に広く分散している場合と比較して、より激しい値動きをする可能性があります。

零細企業および中小企業に重点を置いて投資する場合もあります。小規模の企業は、成長の可能性が大きい場合もありますが、高リスクの投資である場合もあります。小規模で設立間もない企業は多くの場合、多角化する能力、広い顧客基盤、幅広い生産能力または生産の実績および資本市場における資金調達手段を欠き、それが原因で成長力を著しく制限される場合があります。したがって、これらの企業への投資に伴う事業リスクは相当程度大きなものです。さらに、小規模な企業は、多くの従来のアセット・マネージャーに調査情報を提供している大手の投資銀行からの関心が低いいため、その株式は一般に機関投資家により取引されておらず、そのため相対的に流動性を欠いています。

株式マーケット・ニュートラルおよび転換社債裁定：「マーケット・ニュートラル」または「相対価値」のヘッジ、裁定戦略の利用は、分離口座のためにマネージャーがそれらの戦略を利用した場合にはリスクが無いということを意味しているではありません。「ヘッジ」ポジションまたは「裁定戦略」ポジションにおいても多大な損失を被る場合があり、また、2つのポジションのうち一方のポジションにおける流動性の欠如または債務不履行は、ポジションを事実上完全に投機的なものに変える可能性があります。すべての相対価値戦略は、市場におけるいわば二次的リスクがあります。さらに、「純粋な」相対価値のファンドまたはマネージドアカウントは、ほとんど存在しません。マネージャーは、分離口座を市場リスクにさらすこととなる、ディレクショナル戦略を限定的に利用することがあります。

合併裁定およびイベント分析：合併裁定戦略は、様々なコーポレート・イベントが発生または成立するかに関する確かな予測ができるか否かにその成否がかかっています。合併、株式交換、株式公開買付およびその他の類似の取引は、様々な要因により妨害もしくは延期され、または条件が変更される可能性があります。意図した取引が成立しそうにない場合または実際に不成立もしくは延期となった場合、この投資戦略を利用するマネージャーが購入した証券の市場価格が急落し、その結果、分離口座は間接的に損失を被る可能性があります。多くの取引において、マネージャーは、市場の変動に対する「ヘッジ」を行いません。

マネージャーによっては、分離口座の資産を合併、株式公開買付、株式交換または清算等の重大なコーポレート・イベントの結果に左右されるポジションに投資することがあります。コーポレート・イベントは、市場の動きだけでなく、規制当局の介入、株主の同意ならびに金利および経済見通しの変化等の、非常に多くの要因に影響され、これらは、最も安全と考えられるリスク裁定投資にさえ、特に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる取引が不成立となるリスクは高く、予想外の結果により重大な損失となる可能性があります。

イベント分析投資：イベント分析の投資において、マネージャーは（ ）イベントが発生する可能性、および（ ）イベントが証券の価値に及ぼす影響に関して、予測を行う必要があります。イベントが発生しなかった場合または予測されていた影響がなかった場合には、損失が発生する可能性があります。例えば、新たな事業戦略の採用または会社による資産の処分もしくは債務削減プログラムの完了は、マネージャーにより予測された評価ほど市場の評価が高くなく、損失が発生する場合があります。さらに、企業が価値を高めるための再編計画を公表したがそれを実行できなかった場合、投資家が損失を被ることとなる可能性があります。清算および会社の再編成には、取引が不成立となるか、延期となる、または現金もしくは新規証券の分配を、その分配に係る証券に対して分離口座が支払った価格よりも低価で行うこととなるリスクが存在します。合併および株式公開買付および株式交換は、下記を含む様々な要因により妨害または延期される可能性があります。（ ）計画された取引の禁止を求める訴訟にしばしばつながる、対象企業の経営陣または株主による反対、（ ）連邦または州の規制当局による介入、（ ）買収会社以外の企業と被買収会社の合併、または買収会社以外の企業による友好的買収等の

「防衛」戦略を追求する被買収会社の取組、（ ）合併の場合、必要な株主の承認が得られないこと、（ ）証券の価格に重大な変更を及ぼす市況、（ ）適用される連邦または州の証券法の遵守、ならびに（ ）十分に資金を調達できないこと。イベント分析投資は、イベントが予測通りに完了した場合には大半の投資は比較的少ない利益をあげ、予想されたイベントが発生しなかったか、または条件が不利に変更されたために、予測通りに完了しなかった場合は比較的大きな損失となるものと、しばしば特徴付けられます。イベント分析投資の成功には、マネージャーが各イベントに固有の事実および状況を分析および評価することが必要であり、下記に関する判断を行うことが必要です。（ ）実現されると予測される価格、（ ）完了までの時間、（ ）成功の可能性、および（ ）投資が失敗した場合の損失。マネージャーがこれらの要因を正しく評価するという保証はありません。イベント分析投資の性質は本質的に投機的なため、この戦略の分離口座のパフォーマンスは、期間毎に大きく変動するものと見込む必要があります。したがって、特定の期間のパフォーマンスは、予想される将来の期間のパフォーマンスを必ずしも示唆するものではないと解されるべきです。

**破綻証券：**マネージャーは、財務状態が厳しい企業、業績が悪い企業、著しい資金不足もしくは純債務超過に陥っている企業、他社との特殊な競合問題もしくは製品の陳腐化の問題に直面している企業または破産もしくは更生手続中の企業の証券に分離口座の資産を投資します。このような種類の投資は、多大な損失または全損の可能性のある、重大な財務上および事業上のリスクを伴います。問題企業への投資に伴うリスクの中には、その企業の財政状態および運営状況の情報を得ることがしばしば難しいという事実があります。また、そのような証券の市場価格は、突然かつ不規則な変動をし、価格のボラティリティが平均よりも高い場合があります。買呼値と売呼値のスプレッドは、通常よりも大きい可能性があります。当該証券の市場価格がその本来の価値を反映するようになるまでには、何年もかかる可能性があります。分離口座のポートフォリオに含まれる証券は、流動性が低い場合があります、そのような分離口座が保有するポジションは、当該証券の流通市場において高い割合を占める可能性があります。

**相対価値戦略：**相対価値取引の成否は、相互関係にある商品間の相対的なミスプライシングを活用するマネージャーの能力にかかっています。相場の方角性にかける取引では全体的な価格の変動を活用するのに対して、相対価値ポジションは価格差を活用しようとすることから、相場の方角性にかける取引よりも低いリスク特性を有すると考えられていますが、相対価値戦略にリスクがないわけでは決してありません。ミスプライシングは、正しく認識されたとしても、分離口座がそのポジションを維持する期間内において収束しない場合があります。非常に稀ですが純粋な「リスクのない」裁定でさえ、（例えばマージン・コールにより）裁定を満了まで維持できない場合は、多大な損失が生じる可能性があります。相対価値戦略には、過去の価格相関の崩壊、信用枠の規制または外部の評価モデルが陳腐化もしくは不適切となるリスクがあります。市場の混乱によっても、当該マネージャーがポジションの解消を強いられる可能性があります。そのような混乱は、過去に相対価値戦略を利用するファンドに多大な損失をもたらしました。

分離口座の相対価値取引の主要な構成要素には、２つ以上のポジションの間のスプレッドがあります。そのポジションの間の価格相関が一定のままである場合、利益も損失も生じません。しかしながら、そのポジションには、価格差が不利に変化するという大きなリスクがあり、その取引はレバレッジを有することで、損失が増大することとなります。さらに、利回り曲線の形状の変化によって、ヘッジ取引またはスプレッド取引の収益性に多大な変化をもたらす可能性があります。利回り曲線が反転した場合、満期の異なる投資資産の間の金利差の逆転は、相対価値戦略を利用する分離口座にとって、以前は利益のあったヘッジ手法を利益をもたらさない手法にする可能性があります。

**マクロ：**この戦略は、ファンダメンタル分析に基づいており、ミクロ経済および／または相対価格分析を利用して将来の市場の動きの方向性を予測しようと試みます。この戦略は、市場の方向性を追うことで収益を生むことができますが、市場がファンダメンタルな事由に基づかない動きをする場合には、多大な損失が生じる可能性があります。

**株式：**株式への投資は、多大なリスクを伴う可能性があり、その市場価格は大幅かつ急激に変動する場合があります、これにより損益が大きく変動する可能性があります。当該募集書面および投資アドバイザー契約に明記されている投資指針以外で、マネージャーが分離口座の資産を投資できる会社の規模または設立年に関して絶対的な制限はありません。さらに、分離口座が投資を行う可能性のある比較的小規模の会社は、経営陣の層が薄く、または成長に必要な資金を内部的に捻出するか、もしくは外部から

調達する能力に欠ける場合があり、また新商品およびサービスを有する会社は、予測した市場が具体化しなかった場合は、多大な損失を被る場合があります。

**リスクヘッジ：**リスクヘッジとは、投資資産の保有に伴うリスクを最小限にすることを目的とした戦略です。マネージャーは、一般的にすべての市場リスクまた分離口座のポジションに固有のその他のリスクをヘッジしようとはせず、リスクをヘッジする場合でも、特定のリスクの一部のみをヘッジする場合があります。具体的には、特定のポジションまたは分離口座の全体的なポートフォリオのいずれかの観点から、マネージャーは特定のリスクをヘッジしないことを選択するか、そのリスクヘッジが経済的に魅力的なものかと判断する場合があります。

マネージャーは、リスクを軽減することまたは抑制することを意図して、ヘッジ取引を行うことがあります。マネージャーがこれに成功した場合でも、リスクヘッジは分離口座の収益を低下させます。さらに、ヘッジ手段およびリスクヘッジが行われるポジションとの間の予期せぬ相関の喪失により（または正相関であっても）、ヘッジ戦略がリスクの抑制において有効ではなくなる可能性もあり、これにより、リスクおよび損失は共に軽減せず、かえって増大する場合があります。

マネージャーが行うリスクヘッジは、そのリスクヘッジ手段／ポジションは固定的なものではないことがあり、むしろマネージャーによる市況の評価ならびに予測されるリスクヘッジ手段／ポジションとヘッジされるポートフォリオまたはポジションの間の相関の程度に基づき、継続的に調整される必要がある場合があります。そのヘッジ戦略の成否は、マネージャーがその戦略を効果的に、コスト効率よく実行する能力および分離口座が取得するヘッジポジションに関する継続的な判断の正確性にかかっています。

**オプション：**マネージャーは、証券および株価指数のオプションを売買することがあります。カバード・コール・オプションの売り手は、参照証券の市場価格が、参照証券の買付価格からコール・オプションで受領したプレミアムを控除した額を下回る水準まで下落するリスクを負います。カバード・コール・オプションの売り手はまた、コールの権利行使価格を上回る参照証券の利益を得る機会を放棄します。さらに、カバーされていないコール・オプションの売り手は、不利な条件で参照証券の公開市場において買付を行うことにより、コール・オプションの買い手に対する義務を履行することを求められる追加のリスクを負います。プット・オプションまたはコール・オプションの買い手は、オプションのプレミアムを失うリスクを負います。

**空売り：**空売りとは、所有していない証券を、後日売却価格を下回る価格で当該証券（またはこれらと交換可能な証券）を購入することを意図して売却するものです。証券の買い手に証券を引き渡すために、分離口座は証券を借りなければならず、分離口座は貸し手に証券を返却する義務がありますが、これは分離口座により証券が後日購入されることにより完了します。空売りは、証券の市場価格が理論上無制限に上昇するリスクを含んでいます。このため、空売りによる損失は、可能性としては無限大です。

**非流動的証券：**分離口座が購入した証券は、流動性に欠ける場合があり、これによりその証券もしくはその他の投資資産を売却すること、または外貨取引を終了すること、またはオプションの空売りをカバーすることができなくなる可能性があります。これによって、分離口座に無限大の損失を負わせる可能性があります。流動性は、中小企業および新興企業の証券ならびに未公開企業に関して、特に考慮すべき事項です。このマーケットの流動性および厚みの欠如は、時価での換金および希望価格での買付けの両方において分離口座にとって不利に働くことがあります。さらに、1度売買可能であった証券が、多くの理由により一切売買できなくなる（または売買することがより困難となる）可能性があります。例えば、取引所に上場している証券の場合、証券の価格が売買を継続するために必要な最低価格を下回った場合、その換金可能性は阻害され、事実上換金不能になる可能性があります。

**デリバティブ：**特定の証券、コモディティー、通貨、金利、指数または市場の投資パフォーマンスを修正または置き換えるために、複雑なデリバティブ商品にレバレッジを利用するなどして投資する分離口座もあります。これらの商品は、一般的に取引相手リスクを有しており、取引相手が期待した結果をもたらさない可能性があり、そのため投資家により多大な損失または利益をもたらす場合があります。これらの投資はすべて、投資の全部または一部を失うこととなる追加的なリスク、特に金利リスクおよび

信用リスク、国内外の市場価格および需要動向、一般的な経済的要因および事業のリスクを有しています。デリバティブは、市場の動きを著しく増幅させ、投資額以上の損失をもたらす可能性のある非常に高いレバレッジが組み込まれている場合があります。分離口座がデリバティブ取引を行うことがある市場には店頭市場またはディーラー間市場もあります。それらの市場の参加者は、通常、取引所の参加者と同水準の監督規制を受けません。これにより、分離口座は、取引相手の信用または流動性が原因で、取引相手が取引の条件に従って決済しないリスクにさらされます。かかる市場には、取引所にある市場参加者間の紛争を早急に解決するための明確なルールや方法が欠如している場合があるため、決済の遅延が（善意か否かを問わず）契約の条件に関する紛争により発生する可能性があります。これらのことで、交換取引等が実行されている間に、不利な市場の動きにより、分離口座に損失をもたらす原因となる場合があります。このような「取引相手リスク」は、すべてのスワップに存在し、また、様々な事象が決済の障害となりうる長期契約の場合またはマネージャーが単一もしくは少数の取引相手に取引を集中させた場合により大きくなります。マネージャーは、一般的に特定の取引相手と取引することまたはその取引の一部もしくは全部を1つの取引相手に集中させることを制限されません。

**レバレッジの利用：**分離口座の資産に関して、マネージャーは、投資目的での資金の借入、証券の空売り、証券の信用買い、レボ取引およびスワップその他の手段により、相当額のレバレッジを用いることがあります。マネージャーは、現金を直接借入れる権限も有している場合があります。レバレッジは損失の程度を増大させます。

資金の借入、証拠金の預託による借入、空売り、スワップ取引、先物契約およびそのオプション、証券のオプション、先渡契約、逆レボ取引、仕組み商品またはデリバティブ商品等の、マネージャーが利用する可能性のある特定のレバレッジの利用は、投資された資産に対する収益を著しく改善する場合があります。一方で、その利用は分離口座の損失を著しく増大させるおそれもあります。

分離口座の借入れは、通常証券ブローカーまたはディーラーからのもので、一般的にその分離口座の資産が担保となっています。一定の状況において、そのようなブローカーやディーラーは、分離口座の債務を保証する担保の増加を求める場合があります。分離口座が追加の担保を提供できない場合は、ブローカーやディーラーは、分離口座の債務を弁済するために、口座の資産を売却する場合があります。このような売却は、非常に悪い結果をもたらす可能性があります。さらに、分離口座の借入れ金額およびその借入れ金利は変動し、分離口座の収益性に多大な影響をもたらします。

前述のリスク要因は、間接的に参照ファンド証券にエクスポージャーをもたらす、受益証券への投資に伴うリスクに関して、完全に説明することを意図していません。

#### b. ファンドに関する利益相反

##### **受託会社、保管会社および事務代行会社、管理会社ならびに販売会社**

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社の各々、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの各々の取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはその他の当事者（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。適用法令に従い、関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

上記の一般性を制限することなく、受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社の役務提供はファンドに限られず、各々は、各当事者が設定する条件に基づき、ファンドと別の投資信託に対し、また他の投資信託および他の類似のスキームのために、類似のまたは他の役務を設定または提供することができます。また、自己のために、これらにより支払われる報酬等を得取することができます。ただし、トラストまたはファンドの運用およびこれらに関する情報は機密とし、トラストまたはファンド独自のものとみなされます。いかなる当事者も、かかる当事者またはその使用人もしくは代理人は、ファンドに関する義務の履行を除き、彼らが同様の役務を他者に提供する過程において、またはその他の資格もしくはその他のあらゆる業務の過程において知り得た事実または事柄について影響を受けないものとし、またかかる事実または事柄について、他の当事者に対する開示義務を負わないものとします。

適用法令に従い、関係当事者は以下を行うことができます。

- (a) 受益証券の保有者となり、自らが適切と判断する場合、かかる受益証券の保有、処分その他の取扱いをすること。
- (b) ファンドが同様のまたは類似の投資資産を保有しているにかかわらず、自己の勘定で、投資資産を購入、保有および取引すること。ただし、関係当事者またはかかる関係当事者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定が、ファンドの信託財産を構成する資産を購入または売却した場合、かかる取引が公開市場において行われ、それぞれ、その時点でのかかる市場における信用力のある取引相手方と同様の規模と条件を有する取引において適用される最善の条件で成立した場合の状況よりもファンドを悪い状況に陥らせないものとします。
- (c) 受託会社、管理会社もしくは受益者またはその証券がファンドの信託財産を構成する会社との間で、契約を行うかもしくは金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。関係当事者は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、関係当事者の間だからという理由だけでかかる契約または取引に関する説明責任を要求されないものとします。
- (d) ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資資産の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ること。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの資金または借入金に関して、銀行、貸主または出資者として行為する場合、かかる資格においてすべての通常の銀行業務または貸付業務の利益を留保する資格を有するものとします。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの保管者または事務代行者として行為する場合、その各々は、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関するすべての通常の報酬および費用を請求し、これを留保する資格を有するものとします。

### 投資顧問会社

投資顧問会社、その関係者ならびにこれらの各々の取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「投資顧問会社の関係当事者」といいます。）は、ファンドと類似の投資目的を有するか否かを問わず、非一任型もしくは一任型で、他の事業に従事するか、他の者もしくは法人の運用者もしくは投資顧問として行為する場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、他の者または投資顧問先に対し、一定の投資または戦略を管理会社に推奨されるか否かにかかわらず、勧める場合があります。投資顧問会社の関係当事者はまた、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、コンサルタント、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれる場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、それらの業務から得た利益につき、受託会社、管理会社、ファンドまたはこれらの各々の関係者もしくは投資家に対する説明義務を負いません。投資顧問会社がその単独の裁量により、利益相反が生じ得る、または実際に利益相反が生じていると判断する場合、投資顧問会社は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

適用法令に従い、管理会社は、ファンドの勘定で、投資顧問会社の関係当事者、かかる者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得し、またはこれを処分することができます。

投資顧問会社の関係当事者（投資顧問会社を除きます。）は、受益証券を保有し、また自らが適切と考える場合、それを売買することができます。投資顧問会社の関係当事者は、ファンドが類似の投資資産を保有しているにかかわらず、自己の勘定で投資資産を購入し、保有し、売買することができます。投資顧問会社の関係当事者は、受益者、またはその証券がファンドかファンドの勘定で保有されている会社との間で、金融取引もしくはその他の取引を行うことができ、または当該契約もしくは取引に利害関係を有することができます。さらに、投資顧問会社の関係当事者は、ファンドの利益となるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資資産の売買に関して、取り決められた手数料および利得を得ることができます。

投資顧問契約上の義務の履行に際し支援する投資顧問会社の従業員は、かかる履行のためにすべての時間を費やしません。また、投資顧問会社またはその関係者が、他の事業に従事しかつ全精力を傾注し、またはあらゆる種類もしくは性質の役務を提供する権利は制限されません。ただし、投資顧問会社は、投資顧問契約上のすべての義務を適切に履行します。

### 参照ファンド運用会社

本書の日付現在、参照ファンドは、参照ファンド運用会社が運用するその他の私募投資ファンド（以下「関連ファンド」といいます。）にその資産の一部を投資する予定です。

参照ファンド運用会社の利害関係および取引関係により、参照ファンドのための分離口座の選択にあたり、または参照ファンドのための分離口座への資産の配分の増加または分離口座からの資産の引出しを決定するにあたり、利益相反が生じる可能性があります。参照ファンド運用会社およびその関連会社は、分離口座の選択に関する決定により、利益を得る場合があります。例えば、参照ファンド運用会社は、参照ファンド運用会社、投資顧問会社またはそれらの関連会社（以下「関連アドバイザー」といいます。）が運用する分離口座に直接的または間接的に資産を配分することができます。参照ファンドの資産を関連アドバイザーではない者によって運用される分離口座のみに配分するよりも、関連アドバイザーによって運用される分離口座に投資する方が、全体的に見て参照ファンド運用会社およびその関連会社が受領する手数料、報酬およびその他の利益が高いという事実により、参照ファンド運用会社は関連アドバイザーが運用する分離口座に参照ファンドの資産を配分するインセンティブを持ち得ます。上記にかかわらず、参照ファンド運用会社は公正かつ平等に顧客を扱うよう常に誠実に行為しますが、かかる利益相反が参照ファンドを含む様々な顧客に悪影響または異なる結果をもたらさないという保証はありません。

#### リスク管理

前記「第一部 第1 2 (3)運用体制」の項をご参照下さい。同項の記載は、該当箇所に記載された日付現在のものであり、随時変更されます。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

### (2)【買戻し手数料】

買戻手数料（信託財産留保額）はかかりません。

### (3)【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格（以下に詳述されます。）の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、( )投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに( )ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

管理会社が、その報酬の取決めに係る修正を提案した場合、管理会社は、その効力が生じる前に、受託会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

「評価日」とは、毎月最終暦日および/または管理会社が、受託会社と協議の上、随時別途決定するその他の日をいいます。

受託会社の報酬 受託会社は、その役務につき、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、信託証書およびケイマン諸島の法律に規定される義務の履行への対価として受託会社が受領します。

受託会社が、その報酬の取決めに係る修正を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、最低年間報酬を28,000米ドルとし、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.14%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、( )ファンドの純資産価格の計算業務、( )ファンドの財務書類の作成、( )法務およびファンドの会計管理業務、( )マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止、( )規制遵守に関する監

視、( )受益者名簿の管理、( )収益の分配、( )受益証券の買付けおよび買戻しの処理ならびに( )記録管理業務への対価として受領されます。

事務代行会社はまた、ファンドに関し事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

保管会社の報酬 保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、最低年間報酬を4,000米ドルとし、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.02%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、( )ファンド資産である金融商品およびその他の資産の保管、( )キャッシュフローのモニタリングならびに( )所定のモニタリングおよび監督業務の実施への対価として受領されます。

保管会社はまた、ファンドに関し保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

代行協会の報酬 代行協会は、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、本書の規定に基づき算出される各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、( )ファンドの運用報告書等の販売会社への送付業務、( )純資産価格の公表業務、および( )これらに付随する業務への対価として受領されます。

代行協会契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会が、代行協会としてファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、その役務につき、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬(以下「投資顧問会社の報酬」といいます。)として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値(その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しません。)の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、ファンドの定められた投資目的および方針を達成することを目指して、かつファンドの目論見書および信託証書に従って、投資判断を行い、ファンドの資産を投資および再投資することへの対価として受領されます。

投資顧問会社はまた、ファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

2016年2月29日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 管理会社の報酬   | 731米ドル    |
| 受託会社の報酬   | 731米ドル    |
| 事務代行会社の報酬 | 28,000米ドル |
| 保管会社の報酬   | 4,265米ドル  |
| 代行協会の報酬   | 58,442米ドル |
| 投資顧問会社の報酬 | 16,077米ドル |

#### (4) 【その他の手数料等】

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、代行協会および事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から支払われます。

さらに、外部の会計士や弁護士費用といったその他費用および経費のすべてを、ファンドが負担します。

2016年2月29日に終了した会計年度中のその他経費は、74,269米ドルです。

上記の費用の他に、本債券の仕組みに伴う費用も生じており、かかる費用はすべて本債券の価格に反映されています。これらの費用により、公式債券価格は、本債券の存続期間にわたり、実質的に年率0.35%低下します。

### 参照ファンド管理手数料

#### 参照ファンドの手数料および費用

参照ファンドは、参照ファンド運用会社に対して、1ヶ月当たり、参照ファンドの純資産総額（該当月の投資運用報酬控除前）の0.30%の12分の1に相当する額（またはその比例按分した額）の運用報酬を支払います。かかる報酬は、毎月計算され計上されますが、四半期毎に後払いにて支払われます。

参照ファンドは、参照ファンドの事務代行会社の報酬を支払います。参照ファンドは、参照ファンドの取締役、監査人および登録機関が参照ファンドに代わって負担したすべての手数料および実費を含む、その他すべての期中の運営費用および経費を負担します。

参照ファンドの設立に伴う費用および経費（参照ファンドの最終募集書類および設立文書の作成に関する登記費用、専門家に対する報酬および費用を含みますがこれらに限られません。）ならびに参照ファンド運用会社が負担した一定の費用および経費は、参照ファンドにより支払われ、参照ファンドの当初発行日から1年間にわたって償却されました。

#### 分離口座の手数料

参照ファンドはまた、分離口座への投資により、分離口座のマネージャーおよび分離口座プラットフォームの管理会社のアドバイザー報酬・管理報酬および成功報酬を、分離口座の純資産価格の下落を通じて、間接的に負担します。

これらのアドバイザー報酬および成功報酬の総額は変動しますが、その総額の範囲は通常、それぞれ、各分離口座に配分される純資産価格の1.50%から2.00%（年率）および各分離口座が得た新たな純利益の15%から20%です。

分離口座に伴うその他の手数料および費用（分離口座の投資顧問会社および事務代行会社の管理報酬を含みますが、これらに限られません。）の水準は、分離口座の純資産価格の0.20%から0.95%（年率）となる予定です。

### （５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。

#### （Ａ）日本

ファンドは日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

- (1) ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率が適用されます。  
なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本（Ａ）において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。源泉徴収選

択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還については、譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 上記の税金に加え、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、2037年12月31日まで、上記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。また、日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

#### (B) ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

## 5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

## (1)【投資状況】

(2016年6月末日現在)

| 資産の種類              | 国名 | 時価合計<br>(米ドル)                  | 投資比率<br>(%) |
|--------------------|----|--------------------------------|-------------|
| 債券                 | 英国 | 10,616,209                     | 90.16       |
| 現金およびその他の資産(負債控除後) |    | 1,159,064                      | 9.84        |
| 純資産総額              |    | 11,775,274<br>(1,206,376,821円) | 100.00      |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年6月末日現在)

| 銘柄                                      | 発行地 | 種類 | 利率 | 償還日            | 額面金額<br>(米ドル) | 簿価<br>(米ドル) | 時価<br>(米ドル) | 投資比率<br>(%) |
|-----------------------------------------|-----|----|----|----------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| ノムラ・バン<br>ク・インター<br>ナショナル<br>0%16/02/17 | 英国  | 債券 | 0% | 2017年<br>2月16日 | 10,299,000    | 10,299,000  | 10,616,209  | 90.16       |

上記の他、投資有価証券はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末および2015年7月1日から2016年6月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

## (Aクラス受益証券)

|                         | 純資産総額         | 1口当たり純資産価格 |
|-------------------------|---------------|------------|
|                         | (円)           | (円)        |
| 第1会計年度末<br>(2013年2月28日) | 2,584,059,558 | 9,718      |
| 第2会計年度末<br>(2014年2月28日) | 1,016,405,114 | 9,562      |
| 第3会計年度末<br>(2015年2月28日) | 715,667,421   | 9,844      |
| 第4会計年度末<br>(2016年2月29日) | 546,135,557   | 9,288      |
| 2015年7月末日               | 626,454,885   | 9,804      |
| 8月末日                    | 611,497,970   | 9,645      |
| 9月末日                    | 594,108,056   | 9,521      |
| 10月末日                   | 580,887,499   | 9,461      |
| 11月末日                   | 575,074,017   | 9,474      |
| 12月末日                   | 570,792,304   | 9,403      |
| 2016年1月末日               | 570,324,151   | 9,396      |
| 2月末日                    | 546,135,557   | 9,288      |
| 3月末日                    | 541,192,741   | 9,315      |
| 4月末日                    | 527,279,769   | 9,234      |

|       |             |       |
|-------|-------------|-------|
| 5 月末日 | 510,792,777 | 9,203 |
| 6 月末日 | 508,864,701 | 9,169 |

## （Ｂクラス受益証券）

|                             | 純資産総額       | 1 口当り純資産価格 |
|-----------------------------|-------------|------------|
|                             | （円）         | （円）        |
| 第 1 会計年度末<br>（2013年 2 月28日） | 173,530,579 | 11,886     |
| 第 2 会計年度末<br>（2014年 2 月28日） | 102,199,229 | 12,937     |
| 第 3 会計年度末<br>（2015年 2 月28日） | 100,050,475 | 15,633     |
| 第 4 会計年度末<br>（2016年 2 月29日） | 36,721,251  | 14,124     |
| 2015年 7 月末日                 | 76,277,970  | 16,229     |
| 8 月末日                       | 73,225,857  | 15,580     |
| 9 月末日                       | 71,630,634  | 15,241     |
| 10月末日                       | 71,982,071  | 15,315     |
| 11月末日                       | 73,074,600  | 15,548     |
| 12月末日                       | 63,627,241  | 15,149     |
| 2016年 1 月末日                 | 63,612,943  | 15,146     |
| 2 月末日                       | 36,721,251  | 14,124     |
| 3 月末日                       | 36,624,251  | 14,086     |
| 4 月末日                       | 34,690,354  | 13,342     |
| 5 月末日                       | 35,886,079  | 13,802     |
| 6 月末日                       | 33,023,186  | 12,701     |

## （Ｃクラス受益証券）

|                             | 純資産総額        |             | 1 口当り純資産価格 |        |
|-----------------------------|--------------|-------------|------------|--------|
|                             | （米ドル）        | （円）         | （米ドル）      | （円）    |
| 第 1 会計年度末<br>（2013年 2 月28日） | 9,644,208.64 | 988,049,175 | 97.51      | 9,990  |
| 第 2 会計年度末<br>（2014年 2 月28日） | 6,516,537.10 | 667,619,226 | 96.40      | 9,876  |
| 第 3 会計年度末<br>（2015年 2 月28日） | 5,376,798.43 | 550,852,999 | 99.20      | 10,163 |
| 第 4 会計年度末<br>（2016年 2 月29日） | 3,702,614.68 | 379,332,874 | 93.97      | 9,627  |
| 2015年 7 月末日                 | 4,841,885.03 | 496,051,121 | 99.02      | 10,145 |
| 8 月末日                       | 4,764,599.58 | 488,133,227 | 97.44      | 9,983  |
| 9 月末日                       | 4,702,408.73 | 481,761,774 | 96.16      | 9,852  |
| 10月末日                       | 4,341,989.66 | 444,836,841 | 95.64      | 9,798  |
| 11月末日                       | 4,254,248.44 | 435,847,753 | 95.82      | 9,817  |
| 12月末日                       | 3,748,972.98 | 384,082,282 | 95.15      | 9,748  |
| 2016年 1 月末日                 | 3,751,242.00 | 384,314,743 | 95.21      | 9,754  |
| 2 月末日                       | 3,702,614.68 | 379,332,874 | 93.97      | 9,627  |
| 3 月末日                       | 3,717,825.72 | 380,891,245 | 94.36      | 9,667  |
| 4 月末日                       | 3,686,620.09 | 377,694,228 | 93.57      | 9,586  |
| 5 月末日                       | 3,679,258.62 | 376,940,046 | 93.38      | 9,567  |
| 6 月末日                       | 3,662,746.04 | 375,248,332 | 92.96      | 9,524  |

## （Ｄクラス受益証券）

|                         | 純資産総額         |               | １口当り純資産価格 |       |
|-------------------------|---------------|---------------|-----------|-------|
|                         | （豪ドル）         | （円）           | （豪ドル）     | （円）   |
| 第１会計年度末<br>（２０１３年２月２８日） | 17,302,956.34 | 1,345,131,826 | 102.20    | 7,945 |
| 第２会計年度末<br>（２０１４年２月２８日） | 8,451,051.66  | 656,984,756   | 103.31    | 8,031 |
| 第３会計年度末<br>（２０１５年２月２８日） | 7,088,702.37  | 551,075,722   | 109.90    | 8,544 |
| 第４会計年度末<br>（２０１６年２月２９日） | 3,995,037.71  | 310,574,232   | 105.97    | 8,238 |
| ２０１５年７月末日               | 6,662,641.48  | 517,953,749   | 110.68    | 8,604 |
| ８月末日                    | 6,439,232.05  | 500,585,900   | 108.95    | 8,470 |
| ９月末日                    | 6,228,457.35  | 484,200,274   | 107.57    | 8,362 |
| １０月末日                   | 5,958,078.00  | 463,180,984   | 107.16    | 8,331 |
| １１月末日                   | 5,850,700.84  | 454,833,483   | 107.55    | 8,361 |
| １２月末日                   | 4,032,901.65  | 313,517,774   | 106.97    | 8,316 |
| ２０１６年１月末日               | 4,041,793.03  | 314,208,990   | 107.21    | 8,335 |
| ２月末日                    | 3,995,037.71  | 310,574,232   | 105.97    | 8,238 |
| ３月末日                    | 4,018,127.27  | 312,369,214   | 106.58    | 8,286 |
| ４月末日                    | 3,994,144.28  | 310,504,776   | 105.95    | 8,237 |
| ５月末日                    | 3,941,170.24  | 306,386,574   | 105.95    | 8,237 |
| ６月末日                    | 3,820,242.56  | 296,985,657   | 105.53    | 8,204 |

## 【分配の推移】

## （Ａクラス受益証券）

| 期間     | 分配金（円） |
|--------|--------|
| 第１会計年度 | 0      |
| 第２会計年度 | 0      |
| 第３会計年度 | 0      |
| 第４会計年度 | 0      |

## （Ｂクラス受益証券）

| 期間     | 分配金（円） |
|--------|--------|
| 第１会計年度 | 0      |
| 第２会計年度 | 0      |
| 第３会計年度 | 0      |
| 第４会計年度 | 0      |

## （Ｃクラス受益証券）

| 期間     | 分配金（米ドル） |
|--------|----------|
| 第１会計年度 | 0        |
| 第２会計年度 | 0        |
| 第３会計年度 | 0        |
| 第４会計年度 | 0        |

## （Ｄクラス受益証券）

| 期間     | 分配金（豪ドル） |
|--------|----------|
| 第１会計年度 | 0        |
| 第２会計年度 | 0        |
| 第３会計年度 | 0        |
| 第４会計年度 | 0        |

## 【収益率の推移】

## （Ａクラス受益証券）

| 期間     | 収益率（％）（注） |
|--------|-----------|
| 第１会計年度 | 2.29      |
| 第２会計年度 | -1.61     |
| 第３会計年度 | 2.95      |
| 第４会計年度 | -5.65     |

## （Ｂクラス受益証券）

| 期間     | 収益率（％）（注） |
|--------|-----------|
| 第１会計年度 | 25.12     |
| 第２会計年度 | 8.84      |
| 第３会計年度 | 20.84     |
| 第４会計年度 | -9.65     |

## （Ｃクラス受益証券）

| 期間     | 収益率（％）（注） |
|--------|-----------|
| 第１会計年度 | 2.64      |
| 第２会計年度 | -1.14     |
| 第３会計年度 | 2.90      |
| 第４会計年度 | -5.27     |

## （Ｄクラス受益証券）

| 期間     | 収益率（％）（注） |
|--------|-----------|
| 第１会計年度 | 7.58      |
| 第２会計年度 | 1.09      |
| 第３会計年度 | 6.38      |
| 第４会計年度 | -3.58     |

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の受益証券１口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の１口当り純資産価格。第１会計年度の場合、１口当り当初発行価格（ただし、Ａクラス受益証券およびＢクラス受益証券の販売報酬である500円、Ｃクラス受益証券の5.00米ドルならびにＤクラス受益証券の5.00豪ドルの販売報酬をそれぞれ除きます。）

## ( 4 ) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

## ( A クラス受益証券 )

|                                              | 販売口数                   | 買戻口数                   | 発行済口数                  |
|----------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 第 1 会計年度<br>( 2011年10月25日 - 2013年 2 月28日 )   | 388,300<br>( 388,300 ) | 122,400<br>( 122,400 ) | 265,900<br>( 265,900 ) |
| 第 2 会計年度<br>( 2013年 3 月 1 日 - 2014年 2 月28日 ) | 0<br>( 0 )             | 159,600<br>( 159,600 ) | 106,300<br>( 106,300 ) |
| 第 3 会計年度<br>( 2014年 3 月 1 日 - 2015年 2 月28日 ) | 0<br>( 0 )             | 33,600<br>( 33,600 )   | 72,700<br>( 72,700 )   |
| 第 4 会計年度<br>( 2015年 3 月 1 日 - 2016年 2 月29日 ) | 0<br>( 0 )             | 13,900<br>( 13,900 )   | 58,800<br>( 58,800 )   |

## ( B クラス受益証券 )

|                                              | 販売口数                 | 買戻口数                 | 発行済口数                |
|----------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第 1 会計年度<br>( 2011年10月25日 - 2013年 2 月28日 )   | 27,000<br>( 27,000 ) | 12,400<br>( 12,400 ) | 14,600<br>( 14,600 ) |
| 第 2 会計年度<br>( 2013年 3 月 1 日 - 2014年 2 月28日 ) | 0<br>( 0 )           | 6,700<br>( 6,700 )   | 7,900<br>( 7,900 )   |
| 第 3 会計年度<br>( 2014年 3 月 1 日 - 2015年 2 月28日 ) | 0<br>( 0 )           | 1,500<br>( 1,500 )   | 6,400<br>( 6,400 )   |
| 第 4 会計年度<br>( 2015年 3 月 1 日 - 2016年 2 月29日 ) | 0<br>( 0 )           | 3,800<br>( 3,800 )   | 2,600<br>( 2,600 )   |

## ( C クラス受益証券 )

|                                              | 販売口数                   | 買戻口数                 | 発行済口数                |
|----------------------------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|
| 第 1 会計年度<br>( 2011年10月25日 - 2013年 2 月28日 )   | 132,100<br>( 132,100 ) | 33,200<br>( 33,200 ) | 98,900<br>( 98,900 ) |
| 第 2 会計年度<br>( 2013年 3 月 1 日 - 2014年 2 月28日 ) | 0<br>( 0 )             | 31,300<br>( 31,300 ) | 67,600<br>( 67,600 ) |
| 第 3 会計年度<br>( 2014年 3 月 1 日 - 2015年 2 月28日 ) | 0<br>( 0 )             | 13,400<br>( 13,400 ) | 54,200<br>( 54,200 ) |
| 第 4 会計年度<br>( 2015年 3 月 1 日 - 2016年 2 月29日 ) | 0<br>( 0 )             | 14,800<br>( 14,800 ) | 39,400<br>( 39,400 ) |

## ( D クラス受益証券 )

|                                              | 販売口数                   | 買戻口数                   | 発行済口数                  |
|----------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 第 1 会計年度<br>( 2011年10月25日 - 2013年 2 月28日 )   | 341,100<br>( 341,100 ) | 171,800<br>( 171,800 ) | 169,300<br>( 169,300 ) |
| 第 2 会計年度<br>( 2013年 3 月 1 日 - 2014年 2 月28日 ) | 0<br>( 0 )             | 87,500<br>( 87,500 )   | 81,800<br>( 81,800 )   |
| 第 3 会計年度<br>( 2014年 3 月 1 日 - 2015年 2 月28日 ) | 0<br>( 0 )             | 17,300<br>( 17,300 )   | 64,500<br>( 64,500 )   |
| 第 4 会計年度<br>( 2015年 3 月 1 日 - 2016年 2 月29日 ) | 0<br>( 0 )             | 26,800<br>( 26,800 )   | 37,700<br>( 37,700 )   |

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

### 2【買戻し手続等】

#### （イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、各評価日および／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定する当該日以降のその他の日に買戻すことができます。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消することができないものとします。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券の100口単位で行われます。

買戻通知は、（受託会社および／または管理会社の要求する根拠情報および根拠文書とともに、）当該評価日に該当する月の8日（またはその日が国内営業日（以下に定義します。）でない場合、直後の国内営業日）までに、提出される必要があります。

受益証券が買戻される価格（以下「受益証券1口当り買戻価格」といいます。）は、当該評価日に関して計算日に計算されたAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券それぞれの受益証券1口当り純資産価格とします。

評価日に関する「計算日」とは、事務代行会社が、当該計算日より前に公式債券価格を入手することを前提に、該当する評価日が属する月の翌月の20日（もしくはその日がルクセンブルグ営業日（以下に定義します。）でない場合、直後のルクセンブルグ営業日）および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

「ルクセンブルグ営業日」とは、ルクセンブルグ大公国において銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除きます。）をいいます。

受益証券の買戻しが、下記「第一部 第2 3 （1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとします。

管理会社は、買戻請求がその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒絶することができます。その拒絶は、書面にて同意される追加手続とともに当該受益者に対して直ちに通知されます。

受益証券の買戻しに関する送金は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については日本円で、Cクラス受益証券については米ドルで、ならびにDクラス受益証券については豪ドルで電信送金されます。買戻代金は、計算日（当日を含みません。）から4営業日（以下に定義されます。）以内に送金される予定ですが、Dクラス受益証券のみに関し、その4営業日目メルボルンにおいて銀行が営業を行っている日でない場合、買戻代金は、メルボルンにおいて銀行が営業を行っている翌営業日に支払われる場合があります。管理会社はまた、下記「第一部 第2 3 （1）資産の評価」に記載のとおり、買戻代金の支払を延期することができます。

「営業日」とは、ルクセンブルグ営業日、国内営業日およびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日をいいます。

#### 受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはその者のために保有されている旨、もしくはその保有によりトラストまたはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が決定した場合、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、当該受益者に対し、受益者が10日以内に当該受益証券を売却し、かつその売却の証拠を管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に提供する必要がある旨を書面にて通知することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができます。

強制的に買戻された、各クラス受益証券 1 口当り買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に関する計算日に決定される該当クラス受益証券 1 口当り純資産価格とします。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、通常、各評価日に買戻すことができます。買戻通知は、原則として、関連する評価日が含まれる月の 1 日から同月の 8 日まで（いずれも当日を含みます。）（以下「買戻通知期間」といいます。）の期間に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。ただし、（ ）買戻通知期間の初日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に開始され、また（ ）買戻通知期間の最終日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に終了するものとします。買戻通知期間中の日の午後 3 時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは当該クラスの受益証券 100 口以上 100 口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とします。受益証券 1 口当り買戻価格は、該当する評価日における当該クラスの受益証券 1 口当り純資産価格です。事務代行会社は、原則として、計算日に各評価日時点における受益証券 1 口当り純資産価格を計算するものとします。買戻代金は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて、A クラス受益証券および B クラス受益証券について円貨でお支払いします。C クラス受益証券および D クラス受益証券に関し、クラスの受益証券の買戻代金が円貨で支払われる場合、円 / 米ドルおよび円 / 豪ドルの換算レートはそれぞれ販売会社が日本で換金（買戻し）の注文の成立を確認した日（約定日）における東京外国為替市場の為替相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。C クラス受益証券および D クラス受益証券の買戻代金は、それぞれ米ドルまたは豪ドルでお支払いすることもできます。買戻通知に関する当該評価日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して 4 国内営業日目から行われます。通常、約定日は、計算日の直後の国内営業日となります。

「国内営業日」とは、東京において証券会社が営業を行っている日をいいます。

（注） 買戻請求を受けずに、信託期間（以下に定義します。）を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、その現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払いには、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

### 3【資産管理等の概要】

#### （１）【資産の評価】

関連する計算日より前に公式債券価格を入手することを前提に、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、計算日において、直前の評価日におけるファンドの１口当り純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）を米ドルで計算します。

事務代行会社が、関連する計算日より前に公式債券価格を入手していない場合、事務代行会社は、計算日の後の公式債券価格を入手した日に純資産価格を計算します。

純資産価格は、各クラス受益証券の間で、資産および負債（Ａクラス受益証券およびＤクラス受益証券に個別に割り当てられる為替ヘッジ取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく各クラス受益証券の保有者各人に実際に帰属することを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な方法に基づき割り当てられます。Ａクラス受益証券およびＢクラス受益証券に帰属する純資産価格は日本円に、Ｄクラス受益証券に帰属する純資産価格は豪ドルに、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、換算されるものとします。各クラス受益証券の１口当り純資産価格（以下「受益証券１口当り純資産価格」といいます。）は、該当クラス受益証券に帰属する純資産価格の総額を該当クラス受益証券の発行済受益証券口数で除して計算されます。

各評価日を基準とした公式債券価格は、計算代理人によって本債券のディーラーとしての資格において計算され、その価格は参照ファンド証券１口当り純資産価格に連動します。つまり公式債券価格は、評価日における正式な参照ファンド証券１口当り純資産価格から、公式債券価格公表日まで（当日を含みます。）の未払いの本債券管理報酬（上記「第一部 第１ ２ （１）投資方針」中の「本債券」に記載されています。）を差し引き、さらにディーラーが負った一定の市場リスクおよび流動性リスクを反映するための、計算金額の0.50%にあたるスプレッドを差引いた価格に連動します。公式債券価格は、評価日が属する月の翌月の12日までにディーラーにより公表される予定です。

ファンドの現金は、以下のとおり評価されます。(a)現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます。(b)米ドル以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社（またはその代理としての事務代行会社）が誠実に決定するその他の価格により米ドルに換算されます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）によるファンドの評価額つまり純資産価格の算出は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、その認証（専ら公式債券価格に依拠してなされたものとします。）はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。また、管理会社および事務代行会社は、外部から管理会社または事務代行会社に提供された評価額に依拠することがありますが、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産価格の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、一切責任がなく、いかなる状況においても法的義務を負わないものとします。

#### 純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算および／もしくは受益証券の買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻代金の支払を延期することができます。

- （ ） ファンドが最終的かつ実質的に投資する投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはそれらの取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- （ ） ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- （ ） ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段のいずれかが使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。

- ( ) ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはその償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正価格または適正な換算率で達成することができないであろうと管理会社が判断する期間。
- ( ) 公式債券価格の公表(またその結果、その公式債券価格に関連する買戻しに係る送金)が遅延している期間。

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者名簿に記載されているすべての受益者 に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

## ( 2 ) 【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書(および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書)を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には(そのような事態は想定されていませんが)この限りではありません。

## ( 3 ) 【信託期間】

ファンドは、信託証書に従って早期に償還しない場合、2017年2月28日の10日前までに受益者に対して書面による通知を行ったうえで受託会社と管理会社の双方が合意して延長しない限り、2017年2月28日に償還します。ファンドは、発行済受益証券の口数が10万口を下回り、管理会社が受託会社と協議の上、ファンドを償還することを決定した場合にも償還します。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、償還するものとします。

- ( ) ファンドを継続すること、またはトラストを信託証書第37条に規定したその他の法域に移動することのいずれかが違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が受益者の利益に反すると判断する場合。
- ( ) 受益者が受益者決議でそのような決定をした場合。
- ( ) 信託証書の日付から149年後に終了する期間が終了する場合。
- ( ) 信託証書第35条に基づき受託会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に公認の受託会社の選任ができない場合。
- ( ) 信託証書第36条に基づき管理会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に公認の管理会社の選任ができない場合。

ファンドが上記の規定に基づき償還する場合、受託会社は直ちにその償還の通知をすべての受益者に対して行うものとします。

## ( 4 ) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年2月末日です。

## ( 5 ) 【その他】

### (イ)ファンドの終了

信託証書に従った早期償還がなく、2017年2月28日(以下「償還日」といいます。)の10日前までに、受益者に対し書面により通知を行い、受託会社と管理会社の双方の合意により延長が行われない限り、ファンドは2017年2月28日に償還します。ファンドは、発行済受益証券の口数が10万口を下回り、管理会社が受託会社と協議の上、ファンドを償還することを決定した場合にも償還します。

ファンドの償還の際は、管理会社は、ファンドの全借入およびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの償還後、管理会社が決定する方法および合理的な期間において実行され完結されるものとします。管理会社はファンドの償還後、出来るだけ速やかに、ファンドの残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取金(純額)を分配するものとします。ただし、償還時の最終監査後までは受益者に対する配分可能額が決定されないため、受益者に対して償還時の手取金の支払に関する通知がなされるのには償還日から少なくとも6ヶ月以上かかる場合があります。

### (ロ)マスター信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者 に対し10日以上前に書面で通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者の決議により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および範囲で、追補証書により、マスター信託証書の規定に改正、修正、変更または追加（以下「修正」といいます。）を行うことができます。受託会社はその意見において、書面により、修正が、（ ）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（かかる追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、（ ）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、または（ ）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、修正には受益者の承認を必要としません。修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

#### (八)関係法人との契約の更改等に関する手続

##### (a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本にて必要とされる限りににおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、ファンドが償還した場合には自動的に終了し、また他方当事者が（a）代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

##### (b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、ファンドが償還した場合には自動的に終了し、また他方当事者が（a）受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

##### (c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、他方当事者が（a）保管契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

##### (d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、他方当事者が（a）事務代行会社契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、他方当事者に対して60日以上前の書面による通知を行った場合、および投資顧問契約に記載された特定のその他の事情により、管理会社または投資顧問会社によって違約金を科されることなく解約することができます。

#### 4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の手配および責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

( ) 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。分配金（もしあれば）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金は無効となり、ファンドに戻入られます。

( ) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

( ) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

( ) 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

( ) 議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。そういった状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産価格の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、そのシリーズ・トラストの受益者は、そのシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産価格の過半数を占める個別決議または書面による同意により、別個に、議決権を行使する必要があります。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ( ) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

- ( ) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収

同 奥田 美希

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

前記（３）（ ）の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2016年8月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝102.45円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるデロイト・アンド・トゥシュの監査を受けており、監査報告書（英文）を受領しています。なお、デロイト・アンド・トゥシュは、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

( 1 ) 【2016年2月29日終了年度】

## 【貸借対照表】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

## 純資産計算書

2016年2月29日現在

(米ドルで表示)

|                                      | 注記  | (米ドル)      | (千円)      |
|--------------------------------------|-----|------------|-----------|
| 資産の部                                 |     |            |           |
| 投資有価証券—純資産額<br>(取得価額: 10,514,000米ドル) | 2、3 | 10,921,943 | 1,118,953 |
| 銀行預金                                 |     | 486,965    | 49,890    |
| 先渡為替契約未実現利益                          | 14  | 355,078    | 36,378    |
| 資産合計                                 |     | 11,763,986 | 1,205,220 |
| 負債の部                                 |     |            |           |
| 未払費用                                 | 10  | 52,491     | 5,378     |
| 負債合計                                 |     | 52,491     | 5,378     |
| 純資産                                  |     | 11,711,495 | 1,199,843 |

以下のとおり、受益証券により表章される。

|               | 1口当り純資産価格 | 発行済受益証券数 | 純資産         |
|---------------|-----------|----------|-------------|
| Aクラス受益証券(日本円) | 9,288     | 58,800   | 546,135,557 |
| Bクラス受益証券(日本円) | 14,124    | 2,600    | 36,721,251  |
| Cクラス受益証券(米ドル) | 93.97     | 39,400   | 3,702,615   |
| Dクラス受益証券(豪ドル) | 105.97    | 37,700   | 3,995,038   |

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 【損益計算書】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

## 運用計算書

2016年2月29日に終了した年度

（米ドルで表示）

|                     | 注記  | （米ドル）     | （千円）     |
|---------------------|-----|-----------|----------|
| 収益                  |     |           |          |
| 銀行預金利息              |     | 21        | 2        |
| 収益合計                |     | 21        | 2        |
| 費用                  |     |           |          |
| 投資顧問会社報酬            | 7   | 16,077    | 1,647    |
| 代行協会員報酬             | 9   | 58,442    | 5,987    |
| 事務代行会社報酬            | 8   | 28,000    | 2,869    |
| 保管会社報酬              | 6   | 4,265     | 437      |
| コルレス銀行報酬            |     | 1,105     | 113      |
| 受託会社および管理会社報酬       | 4、5 | 1,462     | 150      |
| 弁護士報酬               |     | 7,432     | 761      |
| 海外登録費用              |     | 24,738    | 2,534    |
| 専門家報酬               |     | 39,063    | 4,002    |
| その他事務管理費用           |     | 1,931     | 198      |
| 費用合計                |     | 182,515   | 18,699   |
| 純投資損失               |     | (182,494) | (18,697) |
| 投資有価証券実現純利益         |     | 362,931   | 37,182   |
| 外貨および先渡為替契約に係る実現純損失 |     | (768,609) | (78,744) |
| 当期実現純損失             |     | (405,678) | (41,562) |
| 投資有価証券未実現純損益の変動     |     | (937,008) | (95,996) |
| 先渡為替契約未実現純損益の変動     |     | 638,637   | 65,428   |
| 当期末実現純損失            |     | (298,371) | (30,568) |
| 運用の結果による純資産の純減少     |     | (886,543) | (90,826) |

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

## 純資産変動計算書

2016年2月29日に終了した年度

（米ドルで表示）

|                 | 注記 | （米ドル）       | （千円）      |
|-----------------|----|-------------|-----------|
| 期首現在純資産         |    | 17,745,568  | 1,818,033 |
| 純投資損失           |    | (182,494)   | (18,697)  |
| 当期実現純損失         |    | (405,678)   | (41,562)  |
| 当期末実現純損失        |    | (298,371)   | (30,568)  |
| 運用の結果による純資産の純減少 |    | (886,543)   | (90,826)  |
| 受益証券の買戻支払金      | 13 | (5,147,530) | (527,364) |
|                 |    | (5,147,530) | (527,364) |
| 期末現在純資産         |    | 11,711,495  | 1,199,843 |

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

発行済受益証券数の変動表  
2016年2月29日に終了した年度  
(無監査)

## Aクラス受益証券

|              |          |
|--------------|----------|
| 期首現在発行済受益証券数 | 72,700   |
| 発行受益証券数      | 0        |
| 買戻受益証券数      | (13,900) |
| 期末現在発行済受益証券数 | 58,800   |

## Bクラス受益証券

|              |         |
|--------------|---------|
| 期首現在発行済受益証券数 | 6,400   |
| 発行受益証券数      | 0       |
| 買戻受益証券数      | (3,800) |
| 期末現在発行済受益証券数 | 2,600   |

## Cクラス受益証券

|              |          |
|--------------|----------|
| 期首現在発行済受益証券数 | 54,200   |
| 発行受益証券数      | 0        |
| 買戻受益証券数      | (14,800) |
| 期末現在発行済受益証券数 | 39,400   |

## Dクラス受益証券

|              |          |
|--------------|----------|
| 期首現在発行済受益証券数 | 64,500   |
| 発行受益証券数      | 0        |
| 買戻受益証券数      | (26,800) |
| 期末現在発行済受益証券数 | 37,700   |

## ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

## 統計情報

2016年 2月29日現在

（無監査）

|                | 2016年       | 2015年       | 2014年         |
|----------------|-------------|-------------|---------------|
| 期末現在純資産（米ドル）   | 11,711,495  | 17,745,568  | 25,084,229    |
| Aクラス受益証券（日本円）  |             |             |               |
| 期末現在純資産        | 546,135,557 | 715,667,421 | 1,016,405,114 |
| 期末現在 1口当り純資産価格 | 9,288       | 9,844       | 9,562         |
| Bクラス受益証券（日本円）  |             |             |               |
| 期末現在純資産        | 36,721,251  | 100,050,475 | 102,199,229   |
| 期末現在 1口当り純資産価格 | 14,124      | 15,633      | 12,937        |
| Cクラス受益証券（米ドル）  |             |             |               |
| 期末現在純資産        | 3,702,615   | 5,376,798   | 6,516,537     |
| 期末現在 1口当り純資産価格 | 93.97       | 99.20       | 96.40         |
| Dクラス受益証券（豪ドル）  |             |             |               |
| 期末現在純資産        | 3,995,038   | 7,088,702   | 8,451,052     |
| 期末現在 1口当り純資産価格 | 105.97      | 109.90      | 103.31        |

## ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

## 財務書類に対する注記

2016年2月29日現在

## 注1 - 組織

## トラスト

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト(「トラスト」)は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「受託会社」)とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「管理会社」)が締結した2009年12月10日付マスター信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠する、複数シリーズのユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律には服さず、また、ルクセンブルグ当局による監督下にもない旨留意されたい。

## ファンド

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110(「ファンド」)は、マスター信託証書および2011年5月24日付追補証書(2011年8月23日付追補証書により修正済。)に従い組成されているシリーズ・トラストである。

ファンドの投資目的は、主に(ただし、これに限定せず)1つまたは複数の分離口座プラットフォームの分離口座のパフォーマンスに連動する収益を追求することである。

管理会社は、主に、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーが発行した米ドル建て2017年満期エクイティリンク償還債券(「本債券」)に投資を行うことを通じて、その目的の達成を目指す。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、野村ホールディングス株式会社により保証されている。

ファンドは、2017年2月28日に償還することを予定して設定されている。ファンドは、信託証書に記載の状況下において、早期に償還することまたは償還が延期されることがある。

## 注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

## 有価証券への投資

関連する計算日より前に本債券の価格(「公式債券価格」)を入手することを前提に、管理会社(またはその代理としての事務代行会社)は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、計算日において、直前の評価日におけるファンドの純資産価格(「純資産価格」)を米ドルで計算する。

事務代行会社が、関連する計算日より前に公式債券価格を入手していない場合、事務代行会社は、計算日の後の公式債券価格を入手した日に純資産価格を計算する。

## 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

## 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末日の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2016年2月29日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル = 1.39978豪ドル

1米ドル = 0.91450ユーロ

1米ドル = 113.07008円

## 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

## 注3 - 本債券への投資

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（ファンドの設立に関する費用ならびにファンドの期中の手数料および費用の総額を控除後）は、本債券に投資される。本債券へ投資しないファンドの資産は、現金および現金同等物で保有する。

本債券の投資収益は、2011年4月11日にケイマン諸島において有限責任会社として設立されたノムラ・マネージド・アカウント・セレクト 1110（「参照ファンド」）が発行した米ドル建てクラス証券（「参照ファンド証券」）のパフォーマンスに連動する。参照ファンドが投資する分離口座は、ノムラ・インベストメント・カンパニー（バミューダ）リミテッドにより選定されている。

参照ファンドの投資目的は、通常様々な分離口座を提供する1つまたは複数のプラットフォーム（マネージド・アカウント・プラットフォーム。以下「分離口座プラットフォーム」という。）を通じて、分離口座（マネージド・アカウント。以下「分離口座」という。）に主に（ただし、これに限定せず）投資することにより、収益を追求することである。分離口座に対して直接、または分離口座へのフィーダーファンド（「フィーダーファンド」）となる、一連のプールされた投資ビークルを通じて間接的に投資することがある。

本債券への投資は、2016年2月29日現在10,921,943米ドル（純資産の93.26%）で評価されている。2015年12月31日現在では参照ファンドの純資産の77.94%が、容易に確認することのできる公正価値がない状況で参照ファンドの投資マネージャーによって評価された。2015年12月31日現在の参照ファンドの監査済財務諸表は、当該事項において限定付適正意見が付された。

## 注4 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

## 注5 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

## 注6 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、最低年間報酬を4,000米ドルとし、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.02%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

保管会社はまた、ファンドに関し保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

## 注7 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しない。）の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、ファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

## 注8 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、最低年間報酬を28,000米ドルとし、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.14%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

事務代行会社はまた、ファンドに関し事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

## 注9 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が、ファンドに関して負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払う。

## 注10 - 未払費用

（米ドル）

|               |        |
|---------------|--------|
| 投資顧問会社報酬      | 3,267  |
| 代行協会員報酬       | 11,876 |
| 事務代行会社報酬      | 7,000  |
| 保管会社報酬        | 1,000  |
| 受託会社および管理会社報酬 | 297    |
| 専門家報酬         | 29,051 |
| 未払費用          | 52,491 |

## 注11 - 分配

管理会社は現在、受益者に対し、分配を行わない予定である。しかし、管理会社は、受託会社と協議の上、各クラス受益証券の受益者に対し、各クラス受益証券の受益者が保有する該当クラスの受益証券の口数に応じて、該当クラスに帰属するファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配を行う場合は、分配基準日においてその名前および適用されるクラスの受益証券がファンドの受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2016年2月29日に終了した年度において、ファンドは、受益者に対する分配を行わなかった。

## 注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

## 注13 - 募集および買戻し

受益証券の募集

ファンドは、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の4つの受益証券を発行した。

受益証券は、2011年10月11日から2011年10月25日（当日を含む。）までの期間（「募集期間」）に募集が行われた。

受益証券1口当りの募集価格は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の場合、1口当り10,000円、Cクラス受益証券の場合、1口当り100米ドル、Dクラス受益証券の場合、1口当り100豪ドルであった。募集価格は、受益証券の申込みに際し販売会社に支払われる5%の販売報酬が含まれていた。

投資家の各クラス受益証券への最低取得申込口数はそれぞれ500口で、その口数を超過する分の取得申込口数は、100口単位であった。

受益証券の購入に係る申込書は、（当該申込者の身元および申込代金の支払源を確認するための根拠情報および根拠文書とともに）募集期間の最終日までに管理会社により受領された。受益証券に係る一切の支払は、受益証券の該当するクラスの通貨建てで行われ、クロージング日までに受領された。

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をしない限り、募集期間の終了後、受益証券の追加発行は行われないものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各評価日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券の100口単位で行われる。買戻通知は、（受託会社および/または管理会社の要求する根拠情報および根拠文書とともに、）当該評価日に該当する月の8日（またはその日が国内営業日でない場合、直後の国内営業日）までに、提出される必要がある。

## 注14 - 先渡為替契約

2016年2月29日現在、ファンドの未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

| 買付通貨 | 買付金額        | 売付通貨 | 売付金額       | 満期日        | 未実現（損）益<br>（米ドル） |
|------|-------------|------|------------|------------|------------------|
| 米ドル  | 58,410      | 日本円  | 6,577,200  | 2016年5月26日 | 83               |
| 米ドル  | 148,368     | 日本円  | 17,865,700 | 2016年5月26日 | (10,066)         |
| 日本円  | 575,074,017 | 米ドル  | 4,743,692  | 2016年5月26日 | 356,141          |
| 豪ドル  | 4,054,615   | 米ドル  | 2,876,024  | 2016年5月26日 | 8,986            |
| 日本円  | 6,577,200   | 米ドル  | 58,298     | 2016年3月29日 | (66)             |
|      |             |      |            |            | <u>355,078</u>   |

## 【投資有価証券明細表等】

## (a) 【投資株式明細表】

該当事項はありません。

## (b) 【株式以外の投資有価証券明細表】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

投資有価証券明細表

2016年2月29日現在

（米ドルで表示）

| 通貨              | 額面価額 <sup>(1)</sup> | 銘柄                            | 取得価額                                         | 純資産額                                         | 純資産に<br>占める<br>割合<br>(%) |
|-----------------|---------------------|-------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------|
| <b>英国</b>       |                     |                               |                                              |                                              |                          |
| <b>債券</b>       |                     |                               |                                              |                                              |                          |
| 米ドル             | 10,514,000          | ノムラ・バンク・インターナショナル 0% 16/02/17 | 10,514,000                                   | 10,921,943                                   | 93.26                    |
|                 |                     |                               | 10,514,000                                   | 10,921,943                                   | 93.26                    |
|                 |                     | 英国合計                          | 10,514,000                                   | 10,921,943                                   | 93.26                    |
| <b>投資有価証券合計</b> |                     |                               | <b>10,514,000</b><br><b>(1,077,159,300円)</b> | <b>10,921,943</b><br><b>(1,118,953,060円)</b> | <b>93.26</b>             |

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## (c) 【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

## (d) 【その他投資資産明細表】

該当事項はありません。

## (e) 【借入金明細表】

該当事項はありません。

# Statement of Net Assets as at February 29, 2016

(expressed in US Dollars)

|                                                            | Notes |             |
|------------------------------------------------------------|-------|-------------|
| ASSETS                                                     |       |             |
| Investment at net asset value<br>(at cost: USD 10,514,000) | 2, 3  | 10,921,943  |
| Cash at bank                                               |       | 486,965     |
| Unrealised gain on forward foreign exchange contracts      | 14    | 355,078     |
|                                                            |       | <hr/>       |
| Total Assets                                               |       | 11,763,986  |
|                                                            |       | <hr/>       |
| LIABILITIES                                                |       |             |
| Accrued expenses                                           | 10    | 52,491      |
|                                                            |       | <hr/>       |
| Total Liabilities                                          |       | 52,491      |
|                                                            |       | <hr/>       |
| NET ASSETS                                                 |       | 11,711,495  |
|                                                            |       | <hr/> <hr/> |

Represented by units as follows:

|                        | Net Asset Value per<br>Unit | Number of Units<br>Outstanding | Net Assets  |
|------------------------|-----------------------------|--------------------------------|-------------|
| Class A Units (in JPY) | 9,288                       | 58,800                         | 546,135,557 |
| Class B Units (in JPY) | 14,124                      | 2,600                          | 36,721,251  |
| Class C Units (in USD) | 93.97                       | 39,400                         | 3,702,615   |
| Class D Units (in AUD) | 105.97                      | 37,700                         | 3,995,038   |

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Statement of Operations**  
**for the year ended February 29, 2016**  
*(expressed in US Dollars)*

|                                                                                      | Notes |             |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|
| INCOME                                                                               |       |             |
| Interest on bank accounts                                                            |       | 21          |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| Total Income                                                                         |       | 21          |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| EXPENSES                                                                             |       |             |
| Investment Management fees                                                           | 7     | 16,077      |
| Agent Company fees                                                                   | 9     | 58,442      |
| Administrator fees                                                                   | 8     | 28,000      |
| Custodian fees                                                                       | 6     | 4,265       |
| Correspondent bank fees                                                              |       | 1,105       |
| Trustee and Management Company fees                                                  | 4, 5  | 1,462       |
| Legal fees                                                                           |       | 7,432       |
| Overseas registration fees                                                           |       | 24,738      |
| Professional fees                                                                    |       | 39,063      |
| Other Administrative expenses                                                        |       | 1,931       |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| Total Expenses                                                                       |       | 182,515     |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| NET INVESTMENT LOSS                                                                  |       | (182,494)   |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| Net realised profit on investments                                                   |       | 362,931     |
| Net realised loss on foreign currencies and on<br>forward foreign exchange contracts |       | (768,609)   |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| NET REALISED LOSS FOR THE YEAR                                                       |       | (405,678)   |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| Change in net unrealised result on investments                                       |       | (937,008)   |
| Change in net unrealised result on forward foreign exchange<br>contracts             |       | 638,637     |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR                                                     |       | (298,371)   |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS                                 |       | (886,543)   |
|                                                                                      |       | <hr/> <hr/> |

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Statement of Changes in Net Assets**  
**for the year ended February 29, 2016**  
*(expressed in US Dollars)*

|                                                      | Notes |             |
|------------------------------------------------------|-------|-------------|
| Net assets at the beginning of the year              |       | 17,745,568  |
| NET INVESTMENT LOSS                                  |       | (182,494)   |
| NET REALISED LOSS FOR THE YEAR                       |       | (405,678)   |
| NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR                     |       | (298,371)   |
| NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS |       | (886,543)   |
| Payments for repurchase of units                     | 13    | (5,147,530) |
|                                                      |       | (5,147,530) |
| NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR                    |       | 11,711,495  |

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Statement of Changes in Units Outstanding**  
**for the year ended February 29, 2016**  
*(Unaudited)*

Class A Units

|                                                          |                      |
|----------------------------------------------------------|----------------------|
| Number of units outstanding at the beginning of the year | 72,700               |
| Number of units issued                                   | 0                    |
| Number of units repurchased                              | <u>(13,900)</u>      |
| Number of units outstanding at the end of the year       | <u><u>58,800</u></u> |

Class B Units

|                                                          |                     |
|----------------------------------------------------------|---------------------|
| Number of units outstanding at the beginning of the year | 6,400               |
| Number of units issued                                   | 0                   |
| Number of units repurchased                              | <u>(3,800)</u>      |
| Number of units outstanding at the end of the year       | <u><u>2,600</u></u> |

Class C Units

|                                                          |                      |
|----------------------------------------------------------|----------------------|
| Number of units outstanding at the beginning of the year | 54,200               |
| Number of units issued                                   | 0                    |
| Number of units repurchased                              | <u>(14,800)</u>      |
| Number of units outstanding at the end of the year       | <u><u>39,400</u></u> |

Class D Units

|                                                          |                      |
|----------------------------------------------------------|----------------------|
| Number of units outstanding at the beginning of the year | 64,500               |
| Number of units issued                                   | 0                    |
| Number of units repurchased                              | <u>(26,800)</u>      |
| Number of units outstanding at the end of the year       | <u><u>37,700</u></u> |

**Statistical Information**  
**as at February 29, 2016**  
*(Unaudited)*

|                                                 | 2016        | 2015        | 2014          |
|-------------------------------------------------|-------------|-------------|---------------|
| Net Assets at the end of the year (in USD)      | 11,711,495  | 17,745,568  | 25,084,229    |
| Class A Units (in JPY)                          |             |             |               |
| Net Assets at the end of the year               | 546,135,557 | 715,667,421 | 1,016,405,114 |
| Net Asset Value per unit at the end of the year | 9,288       | 9,844       | 9,562         |
| Class B Units (in JPY)                          |             |             |               |
| Net Assets at the end of the year               | 36,721,251  | 100,050,475 | 102,199,229   |
| Net Asset Value per unit at the end of the year | 14,124      | 15,633      | 12,937        |
| Class C Units (in USD)                          |             |             |               |
| Net Assets at the end of the year               | 3,702,615   | 5,376,798   | 6,516,537     |
| Net Asset Value per unit at the end of the year | 93.97       | 99.20       | 96.40         |
| Class D Units (in AUD)                          |             |             |               |
| Net Assets at the end of the year               | 3,995,038   | 7,088,702   | 8,451,052     |
| Net Asset Value per unit at the end of the year | 105.97      | 109.90      | 103.31        |

## Notes to the Financial Statements as at February 29, 2016

### Note 1 - Organisation

#### The Trust

Nomura Select Series Trust (the "Trust") was established by a Master Trust Deed dated December 10, 2009 entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is a multi-series unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

#### The Fund

Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1110 (the "Fund") is a Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated May 24, 2011, as amended by a Supplemental Trust Deed dated August 23, 2011.

The investment objective of the Fund is to seek absolute returns primarily (but not exclusively) through gaining exposure to managed accounts of one or more managed account platforms.

The Management Company intends to achieve this objective principally through an investment in certain USD Equity Linked Redemption Notes due in 2017 (the "Notes") issued by Nomura Bank International plc. The Notes is unconditionally and irrevocably guaranteed by Nomura Holdings, Inc.

The Fund has been designed with the expectation that it will be terminated on February 28, 2017. The Fund may be terminated earlier or the termination may be postponed in circumstances as described in the Trust Deed.

### Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

#### *INVESTMENTS IN SECURITIES*

Subject to receipt of the Notes' price (the "Official Bond Price") prior to the relevant Calculation Day, on each Calculation Day, the Management Company (or the Administrator on its behalf) shall, in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles, calculate the net asset value of the Fund ("Net Asset Value") in US Dollars with reference to the immediately preceding Valuation Day.

If the Official Bond Price is not received by the Administrator prior to the relevant Calculation Day, the Administrator will calculate the Net Asset Value at such date following the Calculation Day when the Official Bond Price is received.

#### *INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME*

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

*CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES*

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at February 29, 2016:

|       |   |           |     |
|-------|---|-----------|-----|
| 1 USD | = | 1.39978   | AUD |
| 1 USD | = | 0.91450   | EUR |
| 1 USD | = | 113.07008 | JPY |

*FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS*

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

**Note 3 - Investment in the Notes**

The aggregate subscription monies received from the issue of Units (less the aggregate amount of expenses relating to the establishment of the Fund and the on-going fees and expenses of the Fund) is invested in the Notes. The assets of the Fund which are not so applied will be held in cash and in cash equivalents.

The return of principal on the Notes is linked to the performance of a USD class of certificates (the "Underlying Fund Certificates") issued by Nomura Managed Account Select 1110, a company incorporated with limited liability in the Cayman Islands on April 11, 2011 whose funds are selected by Nomura Investment Company (Bermuda) Ltd. (the "Underlying Fund").

The investment objective of the Underlying Fund is to seek absolute returns by investing primarily (but not exclusively) in managed accounts ("Managed Accounts") through one or more platforms which generally offer a variety of such Managed Accounts ("Managed Account Platforms"). Such investments can be made either directly into Managed Accounts or indirectly through a series of pooled investment vehicles which act as feeder funds into Managed Accounts.

The investments in Notes are valued at USD 10,921,943 (93.26% of the net asset value) as at February 29, 2016. As at December 31, 2015, 77.94% of the Net Asset Value of the Underlying Fund was estimated by the investment manager of the Underlying Fund in the absence of readily ascertainable fair values. As at December 31, 2015, the audited financial statements of the Underlying Fund were qualified in respect of this matter.

**Note 4 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Fund, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

**Note 5 - Management Company fees**

The Management Company is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Management Company a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

#### Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Custodian, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter, subject to a minimum annual fee of USD 4,000.

The Custodian is also reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian in respect of the Fund.

#### Note 7 - Investment Management fees

For its services, the Investment Manager is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, a fee equal to 0.10% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund (without reduction for an accrual of the Investment Management Fee then being calculated) on each Valuation Day of the relevant quarter. The Investment Management Fee is payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter.

The Investment Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund.

#### Note 8 - Administrator fees

The Administrator is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Administrator a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.14% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter, subject to a minimum annual fee of USD 28,000.

The Administrator is also reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator in respect of the Fund.

#### Note 9 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis, out of the assets of the Fund, within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.40% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter.

Subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company will pay, upon request, and at the expense of the Fund, out-of pocket expenses incurred by the Agent Company in respect of the Fund.

#### Note 10 - Accrued expenses

USD

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| Investment Management fees | 3,267  |
| Agent Company fees         | 11,876 |

|                                     |               |
|-------------------------------------|---------------|
| Administrator fees                  | 7,000         |
| Custodian fees                      | 1,000         |
| Trustee and Management Company fees | 297           |
| Professional fees                   | 29,051        |
|                                     |               |
| Accrued expenses                    | <u>52,491</u> |

**Note 11 - Distributions**

The Management Company does not currently intend to make distributions to Unitholders. The Management Company may, however, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders of a class of Units as it may determine out of the investment income attributable to such class of Units and in proportion to the number of Units of such class of Units, held by each holder of such class of Units. Any distribution will be made to the person in whose name Units of the applicable class of Units are registered in the Register on the relevant record date.

For the year ended February 29, 2016, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

**Note 12 - Taxation**

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

**Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases**Issue of Units

Four classes of Units, comprising Class A Units, Class B Units, Class C Units and Class D Units were issued by the Fund.

Units were offered during the period from October 11, 2011 up to and including October 25, 2011 (the "Offer Period").

The Offer Price per Unit was JPY 10,000 in the case of Class A Units and Class B Units, USD 100 in the case of Class C Units and AUD 100 in the case of Class D Units, inclusive of a sales charge of 5% which was paid to the Distributor on subscription for Units out of the assets of the Fund.

The minimum purchase amount for each Class of Units was 500 Units of such Class of Units, with amounts in excess thereof, being in integral multiples of 100 Units.

Applications for the purchase of Units were received by the Management Company (together with supporting information and documentation to verify the identity of the relevant applicant and the source of payment of subscription monies) by the end of the Offer Period. All payments for Units were made in the currency in which the relevant class of Units is denominated and received by the Closing Date.

Subsequent Issue of Units

Unless the Management Company, in consultation with the Trustee, in its absolute discretion otherwise determines, no further offer of Units shall take place after the expiration of the Offer Period.

Repurchase of Units

Units may be repurchased on each Valuation Day.

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the "Repurchase Notice") requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted is irrevocable unless the Management Company determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 100 Units of the relevant class of Units. The Repurchase Notice (together with supporting information and documentation as may be required by the Trustee and/or the Management Company) should be submitted by the eighth calendar day of the month in which the relevant Valuation Day falls (or the following Japan Business Day if such a day is not a Japan Business Day).

**Note 14 - Forward foreign exchange contracts**

As at February 29, 2016, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

| Currency<br>Bought | Amount<br>Bought | Currency<br>Sold | Amount<br>Sold | Maturity<br>Date | Unrealised Gain /<br>(Loss) in USD |
|--------------------|------------------|------------------|----------------|------------------|------------------------------------|
| USD                | 58,410           | JPY              | 6,577,200      | May 26, 2016     | 83                                 |
| USD                | 148,368          | JPY              | 17,865,700     | May 26, 2016     | (10,066)                           |
| JPY                | 575,074,017      | USD              | 4,743,692      | May 26, 2016     | 356,141                            |
| AUD                | 4,054,615        | USD              | 2,876,024      | May 26, 2016     | 8,986                              |
| JPY                | 6,577,200        | USD              | 58,298         | March 29, 2016   | (66)                               |
|                    |                  |                  |                |                  | <u><u>355,078</u></u>              |

**Statement of Investments**  
**as at February 29, 2016**  
*(expressed in US Dollars)*

| Ccy                      | Nominal Value<br>(1) | Description                  | Cost              | Net Asset Value   | In % of<br>Net<br>Assets |
|--------------------------|----------------------|------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------------|
| <b>UNITED KINGDOM</b>    |                      |                              |                   |                   |                          |
| <b>STRUCTURED NOTES</b>  |                      |                              |                   |                   |                          |
| USD                      | 10,514,000           | NOMURA BANK INTL 0% 16/02/17 | 10,514,000        | 10,921,943        | 93.26                    |
|                          |                      |                              | 10,514,000        | 10,921,943        | 93.26                    |
|                          |                      | Total UNITED KINGDOM         | 10,514,000        | 10,921,943        | 93.26                    |
| <b>Total Investments</b> |                      |                              | <b>10,514,000</b> | <b>10,921,943</b> | <b>93.26</b>             |

*(1) Nominal value is expressed in security original currency.*

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

（ ２ ）【2015年 2 月28日終了年度】

## 【貸借対照表】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

## 純資産計算書

2015年 2 月28日現在

（米ドルで表示）

|                                     | 注記  | （米ドル）      | （千円）      |
|-------------------------------------|-----|------------|-----------|
| 資産の部                                |     |            |           |
| 投資有価証券—純資産額<br>（取得価額：15,879,000米ドル） | 2、3 | 17,223,951 | 1,764,594 |
| 銀行預金                                |     | 872,233    | 89,360    |
| 資産合計                                |     | 18,096,184 | 1,853,954 |
| 負債の部                                |     |            |           |
| 先渡為替契約未実現損失                         | 14  | 283,559    | 29,051    |
| 未払費用                                | 10  | 67,057     | 6,870     |
| 負債合計                                |     | 350,616    | 35,921    |
| 純資産                                 |     | 17,745,568 | 1,818,033 |

以下のとおり、受益証券により表章される。

|                | 1 口当り純資産価格 | 発行済受益証券数 | 純資産         |
|----------------|------------|----------|-------------|
| A クラス受益証券（日本円） | 9,844      | 72,700   | 715,667,421 |
| B クラス受益証券（日本円） | 15,633     | 6,400    | 100,050,475 |
| C クラス受益証券（米ドル） | 99.20      | 54,200   | 5,376,798   |
| D クラス受益証券（豪ドル） | 109.90     | 64,500   | 7,088,702   |

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 【損益計算書】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

## 運用計算書

2015年2月28日に終了した年度

（米ドルで表示）

|                     | 注記  | （米ドル）       | （千円）      |
|---------------------|-----|-------------|-----------|
| 収益                  |     |             |           |
| その他収益               |     | 16          | 2         |
| 収益合計                |     | 16          | 2         |
| 費用                  |     |             |           |
| 投資顧問会社報酬            | 7   | 23,242      | 2,381     |
| 代行協会員報酬             | 9   | 84,492      | 8,656     |
| 事務代行会社報酬            | 8   | 30,272      | 3,101     |
| 保管会社報酬              | 6   | 4,671       | 479       |
| コルレス銀行報酬            |     | 1,556       | 159       |
| 受託会社および管理会社報酬       | 4、5 | 2,113       | 216       |
| 弁護士報酬               |     | 16,528      | 1,693     |
| 海外登録費用              |     | 21,335      | 2,186     |
| 専門家報酬               |     | 36,317      | 3,721     |
| その他事務管理費用           |     | 1,140       | 117       |
| その他費用               |     | 120         | 12        |
| 費用合計                |     | 221,786     | 22,722    |
| 純投資損失               |     | (221,770)   | (22,720)  |
| 投資有価証券実現純利益         |     | 325,980     | 33,397    |
| 外貨および先渡為替契約に係る実現純損失 |     | (1,145,805) | (117,388) |
| 当期実現純損失             |     | (819,825)   | (83,991)  |
| 投資有価証券未実現純損益の変動     |     | 427,467     | 43,794    |
| 先渡為替契約未実現純損益の変動     |     | (625,742)   | (64,107)  |
| 当期末実現純損失            |     | (198,275)   | (20,313)  |
| 運用の結果による純資産の純減少     |     | (1,239,870) | (127,025) |

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

## 純資産変動計算書

2015年2月28日に終了した年度

（米ドルで表示）

|                 | 注記 | （米ドル）       | （千円）      |
|-----------------|----|-------------|-----------|
| 期首現在純資産         |    | 25,084,229  | 2,569,879 |
| 純投資損失           |    | (221,770)   | (22,720)  |
| 当期実現純損失         |    | (819,825)   | (83,991)  |
| 当期末実現純損失        |    | (198,275)   | (20,313)  |
| 運用の結果による純資産の純減少 |    | (1,239,870) | (127,025) |
| 受益証券の買戻支払金      | 13 | (6,098,791) | (624,821) |
|                 |    | (6,098,791) | (624,821) |
| 期末現在純資産         |    | 17,745,568  | 1,818,033 |

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

## 財務書類に対する注記

2015年2月28日現在

## 注1 - 組織

## トラスト

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）が締結した2009年12月10日付マスター信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する、複数シリーズのユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律には服さず、また、ルクセンブルグ当局による監督下にもない旨留意されたい。

## ファンド

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110（「ファンド」）は、マスター信託証書および2011年5月24日付追補証書（2011年8月23日付追補証書により修正済。）に従い組成されているシリーズ・トラストである。

ファンドの投資目的は、主に（ただし、これに限定せず）1つまたは複数の分離口座プラットフォームの分離口座のパフォーマンスに連動する収益を追求することである。

管理会社は、主に、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーが発行した米ドル建て2017年満期エクイティリンク償還債券（「本債券」）に投資を行うことを通じて、その目的の達成を目指す。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、野村ホールディングス株式会社により保証されている。

ファンドは、2017年2月28日に償還することを予定して設定されている。ファンドは、信託証書に記載の状況下において、早期に償還することまたは償還が延期されることがある。

## 注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

## 有価証券への投資

関連する計算日より前に本債券の価格（「公式債券価格」）を入手することを前提に、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、計算日において、直前の評価日におけるファンドの純資産価格（「純資産価格」）を米ドルで計算する。

事務代行会社が、関連する計算日より前に公式債券価格を入手していない場合、事務代行会社は、計算日の後の公式債券価格を入手した日に純資産価格を計算する。

## 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

## 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末日の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2015年2月28日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル = 1.28304豪ドル

1米ドル = 0.89190ユーロ

1米ドル = 119.19011円

## 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

## 注3 - 本債券への投資

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（ファンドの設立に関する費用ならびにファンドの期中の手数料および費用の総額を控除後）は、本債券に投資される。本債券へ投資しないファンドの資産は、現金および現金同等物で保有する。

本債券の投資収益は、2011年4月11日にケイマン諸島において有限責任会社として設立されたノムラ・マネージド・アカウント・セレクト 1110（「参照ファンド」）が発行した米ドル建てクラス証券（「参照ファンド証券」）のパフォーマンスに連動する。参照ファンドが投資する分離口座は、ノムラ・インベストメント・カンパニー（バミューダ）リミテッドにより選定されている。

参照ファンドの投資目的は、通常様々な分離口座を提供する1つまたは複数のプラットフォーム（マネージド・アカウント・プラットフォーム。以下「分離口座プラットフォーム」という。）を通じて、分離口座（マネージド・アカウント。以下「分離口座」という。）に主に（ただし、これに限定せず）投資することにより、収益を追求することである。分離口座に対して直接、または分離口座へのフィーダーファンド（「フィーダーファンド」）となる、一連のプールされた投資ビークルを通じて間接的に投資することがある。

本債券への投資は、2015年2月28日現在17,223,951米ドル（純資産の97.06%）で評価されている。2014年12月31日現在では参照ファンドの純資産の78.06%が、容易に確認することのできる公正価値がない状況で参照ファンドの投資マネージャーによって評価された。2014年12月31日現在の参照ファンドの監査済財務諸表は、当該事項において限定付適正意見が付された。

## 注4 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

## 注5 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

## 注6 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、最低年間報酬を4,000米ドルとし、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.02%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

保管会社はまた、ファンドに関し保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

## 注7 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しない。）の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、ファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

## 注8 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、最低年間報酬を28,000米ドルとし、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.14%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

事務代行会社はまた、ファンドに関し事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

## 注9 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が、ファンドに関して負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払う。

## 注10 - 未払費用

（米ドル）

|               |        |
|---------------|--------|
| 投資顧問会社報酬      | 4,976  |
| 代行協会員報酬       | 18,090 |
| 事務代行会社報酬      | 7,000  |
| 保管会社報酬        | 1,000  |
| 受託会社および管理会社報酬 | 452    |
| 専門家報酬         | 35,539 |
| 未払費用          | 67,057 |

## 注11 - 分配

管理会社は現在、受益者に対し、分配を行わない予定である。しかし、管理会社は、受託会社と協議の上、各クラス受益証券の受益者に対し、各クラス受益証券の受益者が保有する該当クラスの受益証券の口数に応じて、該当クラスに帰属するファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配を行う場合は、分配基準日においてその名前および適用されるクラスの受益証券がファンドの受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2015年2月28日に終了した年度において、ファンドは、受益者に対する分配を行わなかった。

## 注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

## 注13 - 募集および買戻し

受益証券の募集

ファンドは、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の4つの受益証券を発行した。

受益証券は、2011年10月11日から2011年10月25日（当日を含む。）までの期間（「募集期間」）に募集が行われた。

受益証券1口当りの募集価格は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の場合、1口当り10,000円、Cクラス受益証券の場合、1口当り100米ドル、Dクラス受益証券の場合、1口当り100豪ドルであった。募集価格には、受益証券の申込みに際し販売会社に支払われる5%の販売報酬が含まれていた。

投資家の各クラス受益証券への最低取得申込口数はそれぞれ500口で、その口数を超過する分の取得申込口数は、100口単位であった。

受益証券の購入に係る申込書は、（当該申込者の身元および申込代金の支払源を確認するための根拠情報および根拠文書とともに）募集期間の最終日までに管理会社により受領された。受益証券に係る一切の支払は、受益証券の該当するクラスの通貨建てで行われ、クローリング日までに受領された。

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をしない限り、募集期間の終了後、受益証券の追加発行は行われないものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各評価日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券の100口単位で行われる。買戻通知は、（受託会社および/または管理会社の要求する根拠情報および根拠文書とともに、）当該評価日に該当する月の8日（またはその日が国内営業日でない場合、直後の国内営業日）までに、提出される必要がある。

## 注14 - 先渡為替契約

2015年2月28日現在、ファンドの未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

| 買付通貨 | 買付金額        | 売付通貨 | 売付金額       | 満期日        | 未実現（損）益<br>（米ドル） |
|------|-------------|------|------------|------------|------------------|
| 米ドル  | 146,988     | 豪ドル  | 181,067    | 2015年5月27日 | 6,579            |
| 米ドル  | 122,995     | 日本円  | 14,476,500 | 2015年5月27日 | 1,395            |
| 米ドル  | 101,685     | 豪ドル  | 130,656    | 2015年5月27日 | 368              |
| 米ドル  | 82,145      | 日本円  | 9,780,000  | 2015年5月27日 | (5)              |
| 米ドル  | 24,739      | 豪ドル  | 32,088     | 2015年5月27日 | (143)            |
| 米ドル  | 161,424     | 日本円  | 19,286,000 | 2015年5月27日 | (575)            |
| 日本円  | 9,780,000   | 米ドル  | 82,081     | 2015年3月26日 | 3                |
| 豪ドル  | 130,656     | 米ドル  | 102,042    | 2015年3月26日 | (383)            |
| 日本円  | 734,773,960 | 米ドル  | 6,212,205  | 2015年5月27日 | (40,236)         |
| 豪ドル  | 7,082,620   | 米ドル  | 5,742,808  | 2015年5月27日 | (250,562)        |
|      |             |      |            |            | <u>(283,559)</u> |

# Statement of Net Assets as at February 28, 2015

(expressed in US Dollars)

|                                                            | Notes |            |
|------------------------------------------------------------|-------|------------|
| ASSETS                                                     |       |            |
| Investment at net asset value<br>(at cost: USD 15,879,000) | 2, 3  | 17,223,951 |
| Cash at bank                                               |       | 872,233    |
| Total Assets                                               |       | 18,096,184 |
| LIABILITIES                                                |       |            |
| Unrealised loss on forward foreign exchange contracts      | 14    | 283,559    |
| Accrued expenses                                           | 10    | 67,057     |
| Total Liabilities                                          |       | 350,616    |
| NET ASSETS                                                 |       | 17,745,568 |

Represented by units as follows:

|                        | Net Asset Value per<br>Unit | Number of Units<br>Outstanding | Net Assets  |
|------------------------|-----------------------------|--------------------------------|-------------|
| Class A Units (in JPY) | 9,844                       | 72,700                         | 715,667,421 |
| Class B Units (in JPY) | 15,633                      | 6,400                          | 100,050,475 |
| Class C Units (in USD) | 99.20                       | 54,200                         | 5,376,798   |
| Class D Units (in AUD) | 109.90                      | 64,500                         | 7,088,702   |

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Statement of Operations**  
**for the year ended February 28, 2015**  
*(expressed in US Dollars)*

|                                                                                      | Notes |             |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|
| INCOME                                                                               |       |             |
| Other income                                                                         |       | 16          |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| Total Income                                                                         |       | 16          |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| EXPENSES                                                                             |       |             |
| Investment Management fees                                                           | 7     | 23,242      |
| Agent Company fees                                                                   | 9     | 84,492      |
| Administrator fees                                                                   | 8     | 30,272      |
| Custodian fees                                                                       | 6     | 4,671       |
| Correspondent bank fees                                                              |       | 1,556       |
| Trustee and Management Company fees                                                  | 4, 5  | 2,113       |
| Legal fees                                                                           |       | 16,528      |
| Overseas registration fees                                                           |       | 21,335      |
| Professional fees                                                                    |       | 36,317      |
| Other Administrative expenses                                                        |       | 1,140       |
| Other expenses                                                                       |       | 120         |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| Total Expenses                                                                       |       | 221,786     |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| NET INVESTMENT LOSS                                                                  |       | (221,770)   |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| Net realised profit on investments                                                   |       | 325,980     |
| Net realised loss on foreign currencies and on<br>forward foreign exchange contracts |       | (1,145,805) |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| NET REALISED LOSS FOR THE YEAR                                                       |       | (819,825)   |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| Change in net unrealised result on investments                                       |       | 427,467     |
| Change in net unrealised result on forward foreign exchange<br>contracts             |       | (625,742)   |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR                                                     |       | (198,275)   |
|                                                                                      |       | <hr/>       |
| NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS                                 |       | (1,239,870) |
|                                                                                      |       | <hr/> <hr/> |

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Statement of Changes in Net Assets**  
**for the year ended February 28, 2015**  
*(expressed in US Dollars)*

|                                                      | Notes |             |
|------------------------------------------------------|-------|-------------|
| Net assets at the beginning of the year              |       | 25,084,229  |
| NET INVESTMENT LOSS                                  |       | (221,770)   |
| NET REALISED LOSS FOR THE YEAR                       |       | (819,825)   |
| NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR                     |       | (198,275)   |
| NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS |       | (1,239,870) |
| Payments for repurchase of units                     | 13    | (6,098,791) |
|                                                      |       | (6,098,791) |
| NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR                    |       | 17,745,568  |

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## Notes to the Financial Statements as at February 28, 2015

### Note 1 - Organisation

#### The Trust

Nomura Select Series Trust (the "Trust") was established by a Master Trust Deed dated December 10, 2009 entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is a multi-series unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

#### The Fund

Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1110 (the "Fund") is a Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated May 24, 2011, as amended by a Supplemental Trust Deed dated August 23, 2011.

The investment objective of the Fund is to seek absolute returns primarily (but not exclusively) through gaining exposure to managed accounts of one or more managed account platforms.

The Management Company intends to achieve this objective principally through an investment in certain USD Equity Linked Redemption Notes due in 2017 (the "Notes") issued by Nomura Bank International plc. The Notes is unconditionally and irrevocably guaranteed by Nomura Holdings, Inc.

The Fund has been designed with the expectation that it will be terminated on February 28, 2017. The Fund may be terminated earlier or the termination may be postponed in circumstances as described in the Trust Deed.

### Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

#### *INVESTMENTS IN SECURITIES*

Subject to receipt of the Notes' price (the "Official Bond Price") prior to the relevant Calculation Day, on each Calculation Day, the Management Company (or the Administrator on its behalf) shall, in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles, calculate the net asset value of the Fund ("Net Asset Value") in US Dollars with reference to the immediately preceding Valuation Day.

If the Official Bond Price is not received by the Administrator prior to the relevant Calculation Day, the Administrator will calculate the Net Asset Value at such date following the Calculation Day when the Official Bond Price is received.

#### *INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME*

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

*CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES*

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at February 28, 2015:

|       |   |           |     |
|-------|---|-----------|-----|
| 1 USD | = | 1.28304   | AUD |
| 1 USD | = | 0.89190   | EUR |
| 1 USD | = | 119.19011 | JPY |

*FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS*

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

**Note 3 - Investment in the Notes**

The aggregate subscription moneys received from the issue of Units (less the aggregate amount of expenses relating to the establishment of the Fund and the on-going fees and expenses of the Fund) is invested in the Notes. The assets of the Fund which are not so applied will be held in cash and in cash equivalents.

The return of principal on the Notes is linked to the performance of a USD class of certificates (the "Underlying Fund Certificates") issued by Nomura Managed Account Select 1110, a company incorporated with limited liability in the Cayman Islands on April 11, 2011 whose funds are selected by Nomura Investment Company (Bermuda) Ltd. (the "Underlying Fund").

The investment objective of the Underlying Fund is to seek absolute returns by investing primarily (but not exclusively) in managed accounts ("Managed Accounts") through one or more platforms which generally offer a variety of such Managed Accounts ("Managed Account Platforms"). Such investments can be made either directly into Managed Accounts or indirectly through a series of pooled investment vehicles which act as feeder funds into Managed Accounts.

The investments in Notes are valued at USD 17,223,951 (97.06% of the net asset value) as at February 28, 2015. As at December 31, 2014, 78.06% of the Net Asset Value of the Underlying Fund was estimated by the investment manager of the Underlying Fund in the absence of readily ascertainable fair values. As at December 31, 2014, the audited financial statements of the Underlying Fund were qualified in respect of this matter.

**Note 4 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Fund, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

**Note 5 - Management Company fees**

The Management Company is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Management Company a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

#### Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Custodian, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter, subject to a minimum annual fee of USD 4,000.

The Custodian is also reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian in respect of the Fund.

#### Note 7 - Investment Management fees

For its services, the Investment Manager is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, a fee equal to 0.10% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund (without reduction for an accrual of the Investment Management Fee then being calculated) on each Valuation Day of the relevant quarter. The Investment Management Fee is payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter.

The Investment Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund.

#### Note 8 - Administrator fees

The Administrator is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Administrator a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.14% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter, subject to a minimum annual fee of USD 28,000.

The Administrator is also reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator in respect of the Fund.

#### Note 9 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis, out of the assets of the Fund, within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.40% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter.

Subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company will pay, upon request, and at the expense of the Fund, out-of pocket expenses incurred by the Agent Company in respect of the Fund.

#### Note 10 - Accrued expenses

USD

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| Investment Management fees | 4,976  |
| Agent Company fees         | 18,090 |

|                                     |               |
|-------------------------------------|---------------|
| Administrator fees                  | 7,000         |
| Custodian fees                      | 1,000         |
| Trustee and Management Company fees | 452           |
| Professional fees                   | 35,539        |
|                                     |               |
| Accrued expenses                    | <u>67,057</u> |

**Note 11 - Distributions**

The Management Company does not currently intend to make distributions to Unitholders. The Management Company may, however, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders of a class of Units as it may determine out of the investment income attributable to such class of Units and in proportion to the number of Units of such class of Units, held by each holder of such class of Units. Any distribution will be made to the person in whose name Units of the applicable class of Units are registered in the Register on the relevant record date.

For the year ended February 28, 2015, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

## **Note 12 - Taxation**

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

## **Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases**

### Issue of Units

Four classes of Units, comprising Class A Units, Class B Units, Class C Units and Class D Units were issued by the Fund.

Units were offered during the period from October 11, 2011 up to and including October 25, 2011 (the "Offer Period").

The Offer Price per Unit was JPY 10,000 in the case of Class A Units and Class B Units, USD 100 in the case of Class C Units and AUD 100 in the case of Class D Units, inclusive of a sales charge of 5% which was paid to the Distributor on subscription for Units out of the assets of the Fund.

The minimum purchase amount for each Class of Units was 500 Units of such Class of Units, with amounts in excess thereof, being in integral multiples of 100 Units.

Applications for the purchase of Units were received by the Management Company (together with supporting information and documentation to verify the identity of the relevant applicant and the source of payment of subscription monies) by the end of the Offer Period. All payments for Units were made in the currency in which the relevant class of Units is denominated and received by the Closing Date.

### Subsequent Issue of Units

Unless the Management Company, in consultation with the Trustee, in its absolute discretion otherwise determines, no further offer of Units shall take place after the expiration of the Offer Period.

### Repurchase of Units

Units may be repurchased on each Valuation Day.

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the "Repurchase Notice") requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted is irrevocable unless the Management Company determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 100 Units of the relevant class of Units. The Repurchase Notice (together with supporting information and documentation as may be required by the Trustee and/or the Management Company) should be submitted by the eighth calendar day of the month in which the relevant Valuation Day falls (or the following Japan Business Day if such a day is not a Japan Business Day).

#### Note 14 - Forward foreign exchange contracts

As at February 28, 2015, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

| Currency<br>Bought | Amount<br>Bought | Currency<br>Sold | Amount<br>Sold | Maturity<br>Date | Unrealised Gain /<br>(Loss) in USD |
|--------------------|------------------|------------------|----------------|------------------|------------------------------------|
| USD                | 146,988          | AUD              | 181,067        | May 27, 2015     | 6,579                              |
| USD                | 122,995          | JPY              | 14,476,500     | May 27, 2015     | 1,395                              |
| USD                | 101,685          | AUD              | 130,656        | May 27, 2015     | 368                                |
| USD                | 82,145           | JPY              | 9,780,000      | May 27, 2015     | (5)                                |
| USD                | 24,739           | AUD              | 32,088         | May 27, 2015     | (143)                              |
| USD                | 161,424          | JPY              | 19,286,000     | May 27, 2015     | (575)                              |
| JPY                | 9,780,000        | USD              | 82,081         | March 26, 2015   | 3                                  |
| AUD                | 130,656          | USD              | 102,042        | March 26, 2015   | (383)                              |
| JPY                | 734,773,960      | USD              | 6,212,205      | May 27, 2015     | (40,236)                           |
| AUD                | 7,082,620        | USD              | 5,742,808      | May 27, 2015     | (250,562)                          |
|                    |                  |                  |                |                  | <u>(283,559)</u>                   |

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2016年6月末日現在)

|                |          |                                      |
|----------------|----------|--------------------------------------|
| 資産総額           | 合 計      | 11,848,454.48米ドル<br>(1,213,874,161円) |
| 負債総額           | 合 計      | 73,180.95米ドル<br>(7,497,388円)         |
| 純資産総額( - )     | 合 計      | 11,775,273.53米ドル<br>(1,206,376,773円) |
|                | ( Aクラス ) | 508,864,701円                         |
|                | ( Bクラス ) | 33,023,186円                          |
|                | ( Cクラス ) | 3,662,746.04米ドル                      |
|                | ( Dクラス ) | 3,820,242.56豪ドル                      |
| 発行済口数          | ( Aクラス ) | 55,500口                              |
|                | ( Bクラス ) | 2,600口                               |
|                | ( Cクラス ) | 39,400口                              |
|                | ( Dクラス ) | 36,200口                              |
| 1口当り純資産価格( / ) | ( Aクラス ) | 9,169円                               |
|                | ( Bクラス ) | 12,701円                              |
|                | ( Cクラス ) | 92.96米ドル                             |
|                | ( Dクラス ) | 105.53豪ドル                            |

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### （イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

（Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg）

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

### （ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。そういった状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産価格の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、そのシリーズ・トラストの受益者は、そのシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産価格の過半数を占める個別決議または書面による同意により、別個に、議決権を行使する必要があります。

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

### （ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上、書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

## 第二部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,292万円）で、2016年6月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約286万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2013年法第7条の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員（以下「業務執行役員」といいます。）を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後に署名がなされた日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

### (3) 役員および従業員の状況

(2016年7月1日現在)

| 氏名                                                                | 役職名            | その他の兼職                                          |
|-------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------|
| 増田 真一                                                             | 取締役会長          | ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、<br>デビュティ・ジェネラル・マネージャー    |
| 中野 隆幸                                                             | 取締役            | 野村證券株式会社、商品企画部 課長                               |
| ジャンフランソワ・カラス<br>(Jean-François Caprasse)                          | 取締役兼<br>業務執行役員 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、<br>取締役                   |
| アラン・フレデリック・<br>クラチェット<br>(Alan Frederick<br>Crutchett)            | 取締役            | -                                               |
| ヴィルジニ・ラグランジュ<br>(Virginie Lagrange)                               | 取締役            | ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、<br>チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー |
| アーンスト・アンド・ヤング<br>・ソシエテ・アノニム<br>(Ernst & Young Société<br>Anonyme) | 監査役            | ルクセンブルグの公認会計士事務所                                |

(注) 2016年7月1日現在、管理会社の従業員は6名です。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。詳細については、上記「第一部 第1 1

(3) ( ) 事業の目的」の項をご参照下さい。

管理会社は、2016年6月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。

(2016年6月末日現在)

| 国別（設立国） | 種類別（基本的性格） | クラス数 | 純資産額の合計（通貨別）             |
|---------|------------|------|--------------------------|
| ルクセンブルグ | MMF        | 2    | 4,095,081,126.95米ドル      |
|         |            | 2    | 3,166,989,202.73豪ドル      |
|         |            | 1    | 125,982,013.67カナダドル      |
|         |            | 1    | 719,932,960.34ニュージーランドドル |
|         |            | 1    | 91,465,484.54英ポンド        |

|         |          |    |                          |
|---------|----------|----|--------------------------|
| ルクセンブルグ | その他のファンド | 18 | 1,297,328,688.08米ドル      |
|         |          | 6  | 164,739,248.08ユーロ        |
|         |          | 12 | 308,797,093,518円         |
|         |          | 9  | 685,169,721.59豪ドル        |
|         |          | 4  | 49,322,109.29カナダドル       |
|         |          | 5  | 235,350,775.54ニュージーランドドル |
|         |          | 3  | 15,952,842.50英ポンド        |
| ケイマン諸島  | その他のファンド | 14 | 622,408,956.05米ドル        |
|         |          | 1  | 319,925,808.74南アフリカ・ランド  |
|         |          | 1  | 15,432,897.44ユーロ         |
|         |          | 23 | 20,231,707,955円          |
|         |          | 6  | 656,901,706.91豪ドル        |
|         |          | 3  | 191,367,481.80ニュージーランドドル |

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行う排他的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の保管、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づき管理会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関係者を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有せず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理者の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適切な後任と認める後任の管理者を特定することができない場合、受託会社は、後任の管理者を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。受益者は、受益者の決議によりいつでも、管理会社を解任し、後任の管理者を任命することができます。

管理会社は、辞任または解任の後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証

書により管理会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

### 3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年8月1日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝114.46円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## （１）【貸借対照表】

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2016年３月31日現在

（ユーロで表示）

|                            | 注記 | 2016年 3 月31日 |         | 2015年 3 月31日 |         |
|----------------------------|----|--------------|---------|--------------|---------|
|                            |    | ( ユーロ )      | ( 千円 )  | ( ユーロ )      | ( 千円 )  |
| 資産                         |    |              |         |              |         |
| 流動資産                       |    |              |         |              |         |
| 債権                         |    |              |         |              |         |
| 売上債権                       |    |              |         |              |         |
| 1 年以内期限到来                  |    | 313,374      | 35,869  | 401,155      | 45,916  |
| 銀行預金、郵便振替預金、<br>小切手および手元現金 | 10 | 8,070,010    | 923,693 | 8,050,201    | 921,426 |
|                            |    | 8,383,384    | 959,562 | 8,451,356    | 967,342 |
| 前払費用                       |    | 18,750       | 2,146   | 18,750       | 2,146   |
| 資産合計                       |    | 8,402,134    | 961,708 | 8,470,106    | 969,488 |
| 負債                         |    |              |         |              |         |
| 資本金および準備金                  |    |              |         |              |         |
| 払込済資本金                     | 3  | 375,000      | 42,923  | 375,000      | 42,923  |
| 準備金                        |    |              |         |              |         |
| 法定準備金                      | 4  | 37,500       | 4,292   | 37,500       | 4,292   |
| その他準備金                     | 4  | 965,000      | 110,454 | 1,130,000    | 129,340 |
| 繰越利益                       | 4  | 6,054,617    | 693,011 | 5,255,936    | 601,594 |
| 当期利益                       | 4  | 556,554      | 63,703  | 633,681      | 72,531  |
|                            |    | 7,988,671    | 914,383 | 7,432,117    | 850,680 |
| 引当金                        |    |              |         |              |         |
| 納税引当金                      | 5  | 215,740      | 24,694  | 807,746      | 92,455  |
|                            |    | 215,740      | 24,694  | 807,746      | 92,455  |
| 非劣後債務                      |    |              |         |              |         |
| 買掛債権                       |    |              |         |              |         |
| 1 年以内期限到来                  | 6  | 176,999      | 20,259  | 204,352      | 23,390  |
| 税金および社会保障債務                |    |              |         |              |         |
| 税金債務                       |    | 9,513        | 1,089   | 9,210        | 1,054   |
| 社会保障債務                     |    | 11,211       | 1,283   | 16,681       | 1,909   |
|                            |    | 197,723      | 22,631  | 230,243      | 26,354  |

負債合計

8,402,134

961,708

8,470,106

969,488

添付の注記は当財務書類の一部である。

## （２）【損益計算書】

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2016年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

|                      | 注記   | 2016年３月31日終了年度   |                | 2015年３月31日終了年度   |                |
|----------------------|------|------------------|----------------|------------------|----------------|
|                      |      | （ユーロ）            | （千円）           | （ユーロ）            | （千円）           |
| <b>費用</b>            |      |                  |                |                  |                |
| その他対外費用              | 9、10 | 323,029          | 36,974         | 379,754          | 43,467         |
| 人件費                  |      |                  |                |                  |                |
| 給与および賃金              | 8    | 744,856          | 85,256         | 811,587          | 92,894         |
| 給与および賃金にかかる<br>社会保障費 | 8    | 73,619           | 8,426          | 71,873           | 8,227          |
| その他営業費用              |      | 25,000           | 2,862          | 25,000           | 2,862          |
| 利息およびその他金融費用         |      |                  |                |                  |                |
| 関連事業に関する金額           | 7、10 | 14,201           | 1,625          | 1,916            | 219            |
| 所得税                  | 5    | 111,467          | 12,759         | 110,827          | 12,685         |
| 当期利益                 |      | 556,554          | 63,703         | 633,681          | 72,531         |
| 費用合計                 |      | <u>1,848,726</u> | <u>211,605</u> | <u>2,034,638</u> | <u>232,885</u> |
| <b>収益</b>            |      |                  |                |                  |                |
| 純売上高                 | 1    | 1,843,927        | 211,056        | 2,025,472        | 231,836        |
| その他利息およびその他金融<br>収益  |      |                  |                |                  |                |
| 関連事業から派生する金額         | 7、10 | 4,799            | 549            | 9,166            | 1,049          |
| 収益合計                 |      | <u>1,848,726</u> | <u>211,605</u> | <u>2,034,638</u> | <u>232,885</u> |

添付の注記は当財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 財務書類に対する注記

2016年3月31日に終了した年度

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

## 外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

## 純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

## 債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

## 引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

## 非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

## 受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

## 注3 - 払込済資本金

2016年3月31日および2015年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

## 注４－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

|                | 法定準備金<br>(ユーロ) | その他準備金<br>(ユーロ) | 繰越利益<br>(ユーロ) |
|----------------|----------------|-----------------|---------------|
| 2015年３月31日現在残高 | 37,500         | 1,130,000       | 5,255,936     |
| 前期の利益          | —              | —               | 633,681       |
| 資産税準備金の純取崩し    | —              | (340,000)       | 340,000       |
| 資産税準備金         | —              | 175,000         | (175,000)     |
| 2016年３月31日現在残高 | 37,500         | 965,000         | 6,054,617     |

## 法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

## その他準備金

2015年１月１日より資産税（「NWT」）申告を年次化した2014年11月25日法に従い、ルクセンブルグ直接税務当局は、特別準備金の計上を通じてNWTの引き下げプロセスを修正する通達（「通達」）を2015年11月19日に公表した。ルクセンブルグNWT法第８項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、その前年に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2016年３月31日現在、配当不可能準備金は合計965,000ユーロ（2015年３月31日：1,130,000ユーロ）であり、これは、2010年から2015年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2015年６月９日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

## 注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

## 注６－買掛債権

2016年３月31日および2015年３月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

## 注７－利息およびその他金融費用または金融収益

|                          | 2016年３月31日<br>終了年度<br>(ユーロ) | 2015年３月31日<br>終了年度<br>(ユーロ) |
|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失） | (8,987)                     | 9,166                       |
| 短期預金契約に係る受取／（支払）利息       | 4,799                       | —                           |
| 当座預金口座に係る受取／（支払）利息       | (5,214)                     | (1,916)                     |
|                          | (9,402)                     | 7,250                       |

## 注8 - スタッフ

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、当社は6名を雇用していた。

## 注9 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

|           | 2016年3月31日<br>終了年度<br>(ユーロ) | 2015年3月31日<br>終了年度<br>(ユーロ) |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 所在地事務報酬   | 117,000                     | 119,250                     |
| コンサルタント報酬 | —                           | 45,224                      |
| 海外規制費用    | 95,695                      | 104,173                     |
| その他費用     | 110,334                     | 111,107                     |
|           | <u>323,029</u>              | <u>379,754</u>              |

## 注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

## 注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2016年3月31日現在、約12,536百万ユーロである（2015年：16,039百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Balance Sheet at March 31, 2016  
(expressed in Euro)

|                                                                        | Note(s) | March 31, 2016   | March 31, 2015   |
|------------------------------------------------------------------------|---------|------------------|------------------|
| ASSETS                                                                 |         |                  |                  |
| CURRENT ASSETS                                                         |         |                  |                  |
| Debtors                                                                |         |                  |                  |
| Trade receivables                                                      |         |                  |                  |
| becoming due and payable within one year                               |         | 313,374          | 401,155          |
| Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand | 10      | 8,070,010        | 8,050,201        |
|                                                                        |         | <u>8,383,384</u> | <u>8,451,356</u> |
| PREPAYMENTS                                                            |         | <u>18,750</u>    | <u>18,750</u>    |
| TOTAL (ASSETS)                                                         |         | <u>8,402,134</u> | <u>8,470,106</u> |
| LIABILITIES                                                            |         |                  |                  |
| CAPITAL AND RESERVES                                                   |         |                  |                  |
| Subscribed capital                                                     | 3       | 375,000          | 375,000          |
| Reserves                                                               |         |                  |                  |
| Legal reserve                                                          | 4       | 37,500           | 37,500           |
| Other reserves                                                         | 4       | 965,000          | 1,130,000        |
| Profit brought forward                                                 | 4       | 6,054,617        | 5,255,936        |
| Profit for the financial year                                          | 4       | 556,554          | 633,681          |
|                                                                        |         | <u>7,988,671</u> | <u>7,432,117</u> |
| PROVISIONS                                                             |         |                  |                  |
| Provisions for taxation                                                | 5       | 215,740          | 807,746          |
|                                                                        |         | <u>215,740</u>   | <u>807,746</u>   |
| NON SUBORDINATED DEBTS                                                 |         |                  |                  |
| Trade creditors                                                        |         |                  |                  |
| becoming due and payable within one year                               | 6       | 176,999          | 204,352          |
| Tax and social security debts                                          |         |                  |                  |
| Tax debts                                                              |         | 9,513            | 9,210            |
| Social security debts                                                  |         | 11,211           | 16,681           |
|                                                                        |         | <u>197,723</u>   | <u>230,243</u>   |
| TOTAL (LIABILITIES)                                                    |         | <u>8,402,134</u> | <u>8,470,106</u> |

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Profit and Loss Account  
for the year ended March 31, 2016  
(expressed in Euro)

|                                                                                   | Note(s) | <i>Year ended<br/>March 31, 2016</i> | <i>Year ended<br/>March 31, 2015</i> |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| CHARGES                                                                           |         |                                      |                                      |
| Other external charges                                                            | 9, 10   | 323,029                              | 379,754                              |
| Staff costs                                                                       |         |                                      |                                      |
| Salaries and wages                                                                | 8       | 744,856                              | 811,587                              |
| Social security on salaries and wages                                             | 8       | 73,619                               | 71,873                               |
| Other operating charges                                                           |         | 25,000                               | 25,000                               |
| Interest and other financial charges<br>concerning affiliated undertakings        | 7, 10   | 14,201                               | 1,916                                |
| Income tax                                                                        | 5       | 111,467                              | 110,827                              |
| Profit for the financial year                                                     |         | 556,554                              | 633,681                              |
| TOTAL CHARGES                                                                     |         | <u>1,848,726</u>                     | <u>2,034,638</u>                     |
| INCOME                                                                            |         |                                      |                                      |
| Net turnover                                                                      | 1       | 1,843,927                            | 2,025,472                            |
| Other interest and other financial income<br>derived from affiliated undertakings | 7, 10   | 4,799                                | 9,166                                |
| TOTAL INCOME                                                                      |         | <u>1,848,726</u>                     | <u>2,034,638</u>                     |

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2016

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

*Foreign currency translation*

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

#### *Net turnover*

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

#### *Trade debtors*

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

#### *Provisions*

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

#### *Non subordinated debts*

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

#### *Dividend and interest income*

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

#### Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2016 and 2015, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

#### Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

|                                         | Legal<br>reserve | Other<br>reserves | Profit<br>brought<br>forward |
|-----------------------------------------|------------------|-------------------|------------------------------|
|                                         | EUR              | EUR               | EUR                          |
| Balance as at March 31, 2015            | 37,500           | 1,130,000         | 5,255,936                    |
| Previous year 's profit                 | ---              | ---               | 633,681                      |
| Net release of net worth tax<br>reserve | ---              | (340,000)         | 340,000                      |
| Net worth tax reserve                   | ---              | 175,000           | (175,000)                    |

|                              |        |         |           |
|------------------------------|--------|---------|-----------|
| Balance as at March 31, 2016 | 37,500 | 965,000 | 6,054,617 |
|------------------------------|--------|---------|-----------|

*Legal reserve*

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

*Other reserves*

Following the 25 November 2014 law, which annualized the net wealth tax ("NWT") reporting as from 1 January 2015, the Luxembourg direct tax authorities issued on 19 November 2015 a circular (the "Circular") modifying the NWT reduction process through the booking of a special reserve. In accordance with the paragraph 8 the Luxembourg NWT law, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due of the preceding year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2016, the non-distributable reserve amounted EUR 965,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2010 to 2015 (31 March 2015: EUR 1,130,000).

As per Annual General Meeting held on June 9, 2015, the 2009 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 340,000 while a net worth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2015.

*Note 5 – Taxes*

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

*Note 6 – Trade creditors*

As at March 31, 2016 and 2015, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

*Note 7 – Interest and other financial charges or income*

|                                                                                     | <i>Year ended</i><br><i>March 31, 2016</i><br><i>EUR</i> | <i>Year ended</i><br><i>March 31, 2015</i><br><i>EUR</i> |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts | (8,987)                                                  | 9,166                                                    |
| Interest income/(charges) on short term deposit contracts                           | 4,799                                                    | ---                                                      |
| Interest income/(charges) on current accounts                                       | (5,214)                                                  | (1,916)                                                  |

|         |       |
|---------|-------|
| (9,402) | 7,250 |
|---------|-------|

## Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2015 and March 31, 2016, the Company has employed 6 persons.

## Note 9 – Other external charges

Other external charges comprises:

|                          | <i>Year ended</i><br><i>March 31, 2016</i><br><i>EUR</i> | <i>Year ended</i><br><i>March 31, 2015</i><br><i>EUR</i> |
|--------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| Domiciliation fees       | 117,000                                                  | 119,250                                                  |
| Consultancy fees         | ---                                                      | 45,224                                                   |
| Overseas regulation fees | 95,695                                                   | 104,173                                                  |
| Other charges            | 110,334                                                  | 111,107                                                  |
|                          | <u>323,029</u>                                           | <u>379,754</u>                                           |

## Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2016 and 2015 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

## Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 12,536 million as at March 31, 2016 (2015: EUR 16,039 million).

#### 4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば受託会社、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

管理会社の定款は、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および投票の要件に従い、株主総会によって随時変更されます。管理会社の解散に関しては、管理会社の定款を変更する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令に従ってAIFを運用するためのすべての権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にもその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

##### (3) 出資の状況

該当事項はありません。

##### (4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年3月31日に終了する1年間とします。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、管理会社の定款の変更に必要な方法により採択された株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

(Global Funds Trust Company)

資本金の額

2016年6月末日現在、500,000ユーロ（約5,723万円）（払込済株式資本）

事業の内容

受託会社は、1998年2月27日付で、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島の総督から得ています。

#### (2) 保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

資本金の額

2016年6月末日現在、28,000,000ユーロ（約32億488万円）

事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

#### (3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2016年7月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2016年7月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

#### (4) 投資顧問会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2016年4月1日現在、171億8,035万円

事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。野村アセットマネジメント株式会社は、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメント株式会社は、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づき、認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）第5(2)条および別表4に基づく適用除外者として登録されています。受託会社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。受託会社がファンドに関して有価証券投資事業を行う場合、受託会社は、本債券への投資を行うことにより、またはファンド資産に関して受託会社としてその他の投資決定を行うことにより、受託会社としての職務を履行する上で必要または付随する行為のみを行います。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関係者を含みます。）に対して委託する権限を有します。受託会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。受託会社は、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律の規定に従い、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

受託会社は、その職務の一部を保管会社に委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの受託者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因して受託会社が被った訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社および受益者に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または受託会社の清算開始日から30日以内に受託会社および管理会社のいずれもが受託会社が適切な後任と認める後任の受託者を特定することができない場合、受託会社は、後任の受託者を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。受益者は、随時受託会社を解任し、後任の受託会社を任命することを決議することができます。

受託会社は、辞任または解任の後も、ファンドの受託者として行為した期間中において、辞任した受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により受託会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

### (2) 保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資対象を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなす自己の指図によるその他の方法により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの口座のために随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつ保管契約に定めるとおり、ファンドの口座のための授權された投資を行うためおよび一定のその他の支払のため、受託会社、事務

代行会社または投資顧問会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。保管契約に基づき、保管会社は、投資顧問会社により要求された場合または投資顧問会社の指示に基づき、通貨取引の注文を受け付けることができます。

保管会社は、保管契約に基づき、ファンドに対してその任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した副保管会社もしくは代理人側がなした故意の不履行、詐欺、もしくは過失によらない作為もしくは不作為について、または保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、ファンドに関する保管会社の職務の履行によって受託会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社またはファンドに対し責任を負いません。

保管会社は、ファンドに関するその任務を遂行するにあたり保管会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（保管会社または保管会社が任命した副保管会社もしくは代理人側の故意の不履行、詐欺、または過失によるものを除きます。）に関し、ファンド資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

事務代行会社は、ファンドに対する事務代行者として行為し、ファンドに関し、すべての管理業務（会計、純資産評価サービス、受益証券の発行登録、譲渡および買戻しサービスを含みますがこれらに限られません。）を提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務一般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、ファンドに関する事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受託会社、管理会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、その従業員または代理人の側に故意の不履行、詐欺、または過失がない場合、責任を負いません。事務代行会社は、事務代行会社契約に従ってファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（事務代行会社の側の、もしくはその従業員もしくは代理人の側の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。）に関しファンドの資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務および責務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができます。ただし、委託された者による職務または責務の履行について、事務代行会社が責任を負うものとします。

### (3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意し、日本において受益証券を販売しました。

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、JSDAの規則（その後の改正を含みます。）に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 受益証券 1 口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (b) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求される目論見書および運用報告書等を販売会社に送付すること。
- (c) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (d) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

### (4) 投資顧問会社

投資顧問会社は、信託証書の条項、ファンドの投資目的および投資方針に基づき、かつ、本書に規定される投資制限に基づき、管理会社のために以下の業務を遂行します。

- (a) ファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに為替ヘッジ取引に関連し利用されるAクラス受益証券およびDクラス受益証券に帰属するファンドの資産の一部を除きます。）を本債券に投資すること。
- (b) 投資顧問会社が、その単独の判断で、本債券発行会社の要求により参照ファンド運用会社から投資顧問会社に提供された情報のみに基づき、参照ファンドの投資ポートフォリオがファンドの投資目的に照らして妥当ではないと判断した場合、合理的に速やかに管理会社に通知すること。

- (c) 為替リスクを低減(ただし完全に排除することではありません。)し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から保護するよう、またDクラス受益証券を豪ドルに対する米ドルの価値の下落から保護するよう、ファンドの為替ヘッジ取引を計画し実行することまたは実行の準備をすること。
- (d) ファンドの現金残高を管理すること。

管理会社は、投資顧問会社の任命にかかわらず、委託された投資顧問会社による、投資顧問契約に基づくその職務の履行に関して常に責任を負います。

投資顧問会社は、( )参照ファンドの投資管理会社および参照ファンドに関連するその他のアドバイザーとしては任命されておらず、かつ( )参照ファンドまたは参照ファンド運用会社に関連する契約上の合意またはその他の取決めを行っていません。

### 3【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

## 第3【投資信託制度の概要】

### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2013年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2013年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2015年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

### 2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改正）（その後の改正を含む。）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

### 3. 規制を受ける投資信託の三つの型

#### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

#### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した

国または領域において設立または設定されることという要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
  - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
  - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
  - (iii) 投資信託が「マスター・ファンド」（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）であり、かつ
    - (A) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
    - (B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記(i)および(ii)の類型に該当する投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF1）、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(iii)の類型に該当する「マスター・ファンド」の場合には、販売書類が存在しない場合は、かかるマスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

## 4 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ゼネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
  - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
  - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
  - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
  - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

## 5 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託

託に対して主たる事務所を提供し、または（会社がユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
  - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
  - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
  - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

### 6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者

の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2013年改正)(その後の改正を含む。)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
  - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
  - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - (v) 会社の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 発行される株式は、額面株式または無額面株式である(ただし、いずれか一方とする。 )。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は、資本から株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法(2013年改訂済)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

(g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

### 6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

(a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免税リミテッド・パートナーシップ法である。

(c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー(個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

(e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務(パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う)を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法(2013年改正)の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。

(f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

(i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

(ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。

(iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。

(iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法(2014年改正)に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。

(v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。

(vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。

(g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

(h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

(i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
  - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
  - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
  - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
  - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
  - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
  - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
  - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消すこと。
  - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
  - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
  - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
  - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
  - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラントコートにより解散されるようにグラントコートに申し立てること。
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグラントコートに申し立てること。
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグラントコートに申し立てること。
  - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グラントコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グラントコートは受託会社に対して投資信託資産からグラントコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはファンドが解散に付されもしくはは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消することができる。

## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
  - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
  - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
  - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
  - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
  - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
  - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
    - (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
    - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
    - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
    - (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
    - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
    - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
    - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
    - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
  - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
  - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
  - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
  - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
  - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
  - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
  - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
  - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
  - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。  
CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラントコートにより解散されるようにグラントコートに申し立てること。
  - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
  - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2013年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合
- (a) 規制投資信託
  - (b) 免許を受けた投資信託管理者
  - (c) 常に規制投資信託である者
  - (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者
- CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。
- 9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
  - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
  - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

- (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
  - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して検索をすること。
  - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
  - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
  - (b) 投資信託に関する業務。
  - (c) 投資信託管理者に関する業務。
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
  - (b) 例えば2016年の秘密情報開示法または犯罪収益法（2014年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
  - (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
  - (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
  - (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

### 11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

#### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
- (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

#### 11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に對し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンド(または受託会社)は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

#### 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行業社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

### 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

#### 12.1 刑法(2013年改正)第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面に発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

#### 12.2 刑法(2013年改正)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

### 13. 解散

#### 13.1 会社

会社の解散は、会社法(2013年改正)(その後の改正を含む。)、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判

所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている(参照:上記第7.17(c)項)。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

### 13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:上記第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立てをする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

### 13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる(上記第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

## 14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改訂済)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改訂済)(一般投資家向け投資信託(日本)(改正)規則(2012年)による改正を含む。)(以下合わせて「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

### 14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
  - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
  - (iv) 本規則、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
  - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
  - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
  - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
  - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

#### 14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、

かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法(2015年改訂済)別紙2第3項に記載される活動が含まれる。

- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー)の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
  - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
  - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
  - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況(一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。)において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産(不動産に対する権利を含む。)に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
  - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分とあわせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
  - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
  - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引(インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。)を行ってはならない。
  - (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。

- (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
  - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
  - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
  - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくはグループの一部である場合。
  - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

#### 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
  - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
  - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
  - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。

- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
  - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。
  - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

## 第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

|             |              |
|-------------|--------------|
| 2015年8月28日  | 有価証券報告書（第3期） |
| 2015年11月20日 | 臨時報告書        |
| 2015年11月30日 | 半期報告書（第4期中）  |

## 第5【その他】

記載すべき事項はありません。

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

受益者各位

### 独立監査人の報告書

我々は、ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110（以下「ファンド」という。）の2016年2月29日時点の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書（以上すべて米ドル表記）、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

#### 財務書類に関する受託会社の責任

受託会社は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために受託会社が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

#### 独立監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際、監査人は、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の限定付適正意見の根拠として充分かつ適切であると確信する。

#### 限定付適正意見の根拠

財務書類の注記3に記載されているとおり、当財務書類には、2016年2月29日現在10,921,943米ドル（純資産の93.26%）で評価された本債券への投資が含まれており、その公正価値は、容易に確認することのできる公正価値が存在しない状況で経営陣により見積もられたものである。経営陣の見積もりは、主に本債券の投資収益が連動する投資対象（以下「参照ファンド」という。）の経営陣より提供された純資産およびその他財務情報に基づきなされている。参照ファンドは年次監査に服する。ただし、参照ファンドの会計年度の終了日はファンドの会計年度の終了日とは異なる。さらに、参照ファンドの投資先の幾つかは、容易に確認することのできる公正価値が存在しない状況で参照ファンドの投資マネージャーによって評価されている。参照ファンドの2015年12月31日に終了した年度の最新の監査済財務書類に関する当該監査報告書に限定付適正意見が付されている。入手可能な情報が限定的であることおよび2015年12月31日現在の参照ファンドの投資先の評価を裏付ける充分かつ適切な監査根拠を入手できなかったため、参照ファンドの経営陣によってファンドに報告されている2016年2月29日時点の未監査の純資産額は、当該参照ファンドが監査された際に修正される可能性があり、当該修正はファンドにとって重要となる場合がある。したがって、我々は本債券の簿価への調整の要否について判断しかねる。

#### 限定付適正意見

我々の意見では、上記に引用される財務書類は、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項により影響を受ける可能性を除き、財務書類の作成に関するルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110の2016年2月29日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書についてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

**その他の事柄**

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々への委任の趣旨に照らして精査されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きに従ったものではない。したがって、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。もっとも、我々は、財務書類全体との関連においては、かかる情報に関して特段のコメントはない。

デロイト・アンド・トゥシュ

2016年6月24日

[次へ](#)

To the Unitholders of

Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1110

## Independent Auditor's Report

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1110 (the "Fund"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at February 29, 2016 and the statements of operations and the changes in net assets for the year then ended (all expressed in United States dollars), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### Trustee's responsibility for the financial statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### Independent Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our qualified audit opinion.

#### Basis for Qualified Opinion

As mentioned in Note 3 to the financial statements, the financial statements include investments in Notes valued at USD 10,921,943 (93.26% of the net asset value) as at February 29, 2016 whose fair value has been estimated by management in the absence of readily ascertainable fair values. Management's estimates are based primarily on the net asset value and other financial information provided by management of the Notes' underlying investment (the "Underlying Fund"). The Underlying Fund is subject to an annual audit; however, its year-end differs from the Fund's year-end date. Further, some of the Underlying Fund's investments have been valued by the investment manager of the Underlying Fund in the absence of readily ascertainable fair values. The respective auditors' report on the Underlying Fund's latest audited financial statements for the year ended December 31, 2015 was qualified. Due to the limited information available and because the Auditor was unable to obtain sufficient, appropriate audit evidence to support the valuation of the Underlying Fund's investments as of December 31, 2015, the unaudited net asset value as of February 29, 2016 reported to the Fund by the management of the Underlying Fund may subsequently be adjusted when such Underlying Fund is subject to audit and such adjustment may be material to the Fund. Consequently, we were unable to determine whether any adjustments to the carrying value of the Notes were necessary.

#### Qualified Opinion

In our opinion, except for the possible effects of the matter described in the Basis for Qualified Opinion paragraph, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1110 as at February 29, 2016, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements.

#### Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte & Touche

June 24, 2016

---

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110

受託会社 御中

## 独立監査人の報告書

我々は、ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110（以下「ファンド」という。）の2015年2月28日時点の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書（以上すべて米ドル表記）、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

### 財務書類に関する受託会社の責任

受託会社は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために受託会社が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

### 独立監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際、監査人は、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見の根拠として充分かつ適切であると確信する。

### 限定付適正意見の根拠

財務書類の注記3に記載されているとおり、当財務書類には、2015年2月28日現在17,233,951米ドル（純資産の97.06%）で評価された本債券への投資が含まれており、その公正価値は、容易に確認することのできる公正価値が存在しない状況で経営陣により見積もられたものである。経営陣の見積もりは、主に本債券の投資収益が連動する投資対象（以下「参照ファンド」という。）の経営陣より提供された純資産およびその他財務情報に基づきなされている。参照ファンドは年次監査に服する。ただし、当該監査の対象年度の終了日はファンドの会計年度の終了日とは異なる。さらに、参照ファンドの投資先の幾つかは、容易に確認することのできる公正価値が存在しない状況で参照ファンドの投資マネージャーによって評価されており、それゆえ、参照ファンドの2014年12月31日に終了した年度の最新の監査済財務書類に関する当該監査報告書に限定付適正意見が付されている。参照ファンドの経営陣によってファンドに報告されている2015年2月28日時点の未監査の純資産額は、当該参照ファンドが監査された際に修正される可能性があり、当該修正はファンドにとって重要となる場合がある。したがって、我々は本債券の簿価への調整の要否について判断しかねる。

### 限定付適正意見

我々の意見では、上記に引用される財務書類は、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項により影響を受ける可能性を除き、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1110の2015年2月28日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書についてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

### その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々への委任の趣旨に照らして精査されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きに従ったものではない。したがって、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。もっとも、我々は、財務書類全体との関連においては、かかる情報に関して特段のコメントはない。

デロイト・アンド・トゥシュ

2015年6月29日

[次へ](#)

To the Trustee of

Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1110

## Independent Auditor's Report

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1110 (the "Fund"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at February 28, 2015 and the statements of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in United States dollars), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### Trustee's responsibility for the financial statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### Independent Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

#### Basis for Qualified Opinion

As mentioned in Note 3 to the financial statements, the financial statements include investments in Notes valued at USD 17,223,951 (97.06% of the net asset value) as at February 28, 2015 whose fair value has been estimated by management in the absence of readily ascertainable fair values. Management's estimates are based primarily on the net asset value and other financial information provided by management of the Notes' underlying investment (the "Underlying Fund"). The Underlying Fund is subject to an annual audit; however, its year-end differs from the Fund's year-end date. Further, some of the Underlying Fund's investments have been valued by the investment manager of the Underlying Fund in the absence of readily ascertainable fair values, and therefore the respective auditors' report on the Underlying Fund's latest audited financial statements for the year ended December 31, 2014 was qualified. The unaudited net asset value as of February 28, 2015 reported to the Fund by management of the Underlying Fund may subsequently be adjusted when such Underlying Fund is subject to audit and such adjustment may be material to the Fund. Consequently, we were unable to determine whether any adjustments to the carrying value of the Notes were necessary.

#### Qualified Opinion

In our opinion, except for the possible effects of the matter described in the Basis for Qualified Opinion paragraph, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1110 as at February 28, 2015, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

#### Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte & Touche

June 29, 2015

---

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

## 独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

### 公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

### 意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2016年6月10日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

## Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.  
33, rue de Gasperich-Building A  
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts*

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### *Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"*

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young  
Société Anonyme  
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 10, 2016

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

## 独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟  
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

### 公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

### 意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

## Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.  
33, rue de Gasperich-Building A  
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts*

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### *Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"*

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young  
Société Anonyme  
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。